

全国学童保育連絡協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13

TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765

【問い合わせ先】事務局次長 佐藤・千葉

学童保育(放課後児童クラブ)の実施状況調査結果について

全国学童保育連絡協議会(巻末の紹介参照)は、保護者が就労等の理由により日中、家庭にいない小学生の「生活の場」である学童保育(放課後児童クラブ)について、実施か所数や入所児童数などの調査を毎年行っています。2020年5月1日現在の実施状況調査の結果がまとまりました。

「支援の単位」数は3万3,671、入所児童数は130万5,420人
「おおむね40人以下」が増える一方で、「71人以上」もいまだに多い

【施策の現状と課題】

- 国は厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下、「省令基準」)を公布し、これにもとづいて市町村(特別区も含む。以下同じ)が最低基準となる条例を定め、2015年4月施行と同時に、「子ども・子育て支援新制度」がはじまりました。また、国は2015年3月に「放課後児童クラブ運営指針」を策定しています。しかし、「省令基準」策定からわずか5年後、「人手不足」を理由に、「従うべき基準」として定められた指導員の資格と配置基準が参酌化され、2020年4月に施行されました。これにより自治体の考え次第で、子どもたちと生活をともにするうえで必要な専門的な知識や技能を備えた「放課後児童支援員」という資格を持つ指導員をまったく配置しないこと、ともすれば、資格のない大人がたった一人で子どもたちを見ることも起こり得ます。
- 2020年2月、「新型コロナウイルス感染症」拡大防止のための学校の「臨時休業」中も、学童保育は、保護者の就労状況が考慮され、国から「原則開所」の要請を受けました。しかし、「省令基準」に示された、施設の広さ(児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上)、子ども集団の規模(おおむね40人以下)は、すべての学童保育で実現できていません。学童保育では、「3密」など感染リスクを避けるために、保護者による利用の自粛があったり、「緊急事態宣言」が発令されて以降は、市町村による「利用自粛のお願い」なども行われました。現在も、全国各地の学童保育では、施設・設備が基準を満たしていないこと、保育体制が十分でないこと、感染症の収束が見えないことによる不安と緊張のなか、指導員と保護者がともに感染症対策を図り、できるだけ「日常の安心」を感じられるよう心がけながら、日々の保育を行っています。
- この間、子どもたちが学童保育を自らの生活のよりどころとしていることがうかがえたり、学童保育が社会の機能を維持するための事業であることの認識が社会的に広まった状況が見られたものの、学童保育の制度の脆弱性もあらためて明らかになりました。児童福祉法第7条に「児童福祉施設」と位置づけられ、最低基準を持つ保育所については、「市町村の保育実施義務」(児童福祉法第24条)が定められています。しかし、学童保育は児童福祉法第6条に「事業」として位置づけられており、市町村の責務は「利用の促進の努力義務」(児童福祉法第21条)にとどまっています。今般、学校においては少人数学級について検討されています。子どもたちが生活をともにする学童保育でも、広さや人数規模の基準は最低限守られなければいけないものと考えます。
- 学童保育の整備は社会的に大きな課題であり、量的な拡大と質的な拡充が着実に図られることが求められます。それには国や市町村の施策のさらなる拡充、十分な財政措置を図ること、そして指導員の資質の向上が欠かせません。

- ◆調査の方法 ① 調査基準日と対象…2020年5月1日、全国すべての市町村(特別区を含む。以下同じ)、1741市町村を対象とする悉皆調査
② 調査項目…調査票は69ページ参照
③ 実施時期…依頼日は2020年7月1日。回収期間は、7月3日～11月30日

も く じ

調査結果 1	2020年 5 月 1 日現在の学童保育数、入所児童数……………	3
調査結果 2	どの学年でも入所児童数が前年比で増加……………	4
調査結果 3	学童保育の待機児童数は、1 万8,783人、 ただし、待機児童数は正確には把握できていません……………	5
調査結果 4	感染症拡大防止の観点からも、子ども集団の規模は 「おおむね40人以下」であることが必要……………	6
調査結果 5	都道府県別の学童保育数と入所児童数（政令市・中核市を含む）……………	8
調査結果 6	学童保育はどこが運営しているのか（運営主体）……………	9
調査結果 7	学童保育はどこで実施されているか（開設場所）……………	11
参考資料 1	「新型コロナウイルス感染症」に関連した国からの通知・事務連絡、 全国学童保育連絡協議会の緊急申入書……………	12
参考資料 2	「新型コロナウイルス感染症」に関連した国の財政措置……………	28
参考資料 3	指導員・学童保育施設に独自の給付をした自治体一覧（2020年11月30日現在） ……………	30
参考資料 4	第 9 次地方分権一括法による、学童保育の「従うべき基準」の参酌化……………	33
参考資料 5	指導員の配置は「専任・常勤・複数体制」が必要、 資格の設けられた指導員の処遇改善を……………	41
参考資料 6	2018年実施の「学童保育の詳細な実態調査の結果から……………	46
参考資料 7	国の学童保育の運営と施設整備にかかわる予算（2020年度）……………	51
参考資料 8	学童保育数と補助金、国の施策の推移……………	53
参考資料 9	「新・放課後子ども総合プラン」について……………	54
参考資料10	「会計年度任用職員」制度創設に伴う課題……………	57
参考資料11	「規制改革推進会議」の動き……………	59
参考資料12	全国学童保育連絡協議会の国への要望……………	60

調査結果 1 2020年5月1日現在の学童保育数、入所児童数

○ 学童保育の「支援の単位」数は、3万3,671、か所数は2万3,979か所

○ 学童保育の入所児童数は、130万5,420人 * 前年比3万5,681人増

学童保育数と入所児童数の推移

年	学童保育数	「支援の単位」数	入所児童数	学童保育数と入所児童数の増え方
1998年	9,627		333,100人	1997年児童福祉法改正、1998年施行。(注1)
2011年	20,204		819,622人	入所児童数は約2万3000人増(注2)
2012年	20,846		846,967人	入所児童数は約2万7000人増(注2)
2013年	21,635		888,753人	入所児童数は約4万2000人増(注3)
2014年	22,096		933,535人	入所児童数は約4万5000人増。
2015年	—	25,541	1,017,429人	新制度施行。入所児童数は約8万3000人増(注4)
2016年	—	27,638	1,076,571人	入所児童数は約5万9000人増(注5)
2017年	—	29,287	1,148,318人	入所児童数は約7万1000人増。「支援の単位」数は1649増。
2018年	23,315	31,265	1,211,522人	入所児童数は約6万3000人増。「新・放課後子ども総合プラン」策定。放課後児童クラブの受入児童数を5年間で30万人増やす目標。「支援の単位」数は1978増。
2019年	23,720	32,654	1,269,739人	入所児童数は約5万8000人増。「支援の単位」数は1389増。学童保育数は405増。
2020年	23,979	33,671	1,305,420人	入所児童数は約3万5000人増。「支援の単位」数は1017増。学童保育数は259増。2014年と比較して、入所児童数が37万1000人増なのに対し、学童保育数は1883増にとどまる。

(注1) 入所児童数の全数調査は2006年から実施。1998年の入所児童数は、5年ごと実施の詳細な実態調査をもとに割り出した概数。

(注2) 2011年調査では、岩手県・宮城県沿岸部および福島県原野30キロ圏内にある34市町村(岩手県宮古市・大船渡市・陸前高田市・釜石市・岩泉町・山田町・大槌町・野田村・田野畑村・普代村・宮城県石巻市・気仙沼市・名取市・東松島市・塩竈市・多賀城市・岩沼市・利府町・亶理町・山元町・南三陸町・松島町・女川町・七ヶ浜町・福島県南相馬市・相馬市・浪江町・新地町・富岡町・双葉町・大熊町・楡葉町・広野町・飯館村)は未調査。2012年調査は福島県内の避難している9町村(浪江町・富岡町・双葉町・大熊町・楡葉町・広野町・飯館村・葛尾村・川内村)は未調査。

(注3) 学童保育数・児童数ともに、神奈川県川崎市の「わくわくプラザ」のうち、学童保育の専用スペースを確保したとして国の学童保育の補助金を受けている98か所(入所児童数約6000人)を含めた数字。2020年は「支援の単位」273、約12,000人。

(注4) 厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(2014年4月策定)では、「放課後児童支援員を、支援の単位ごとに2人以上配置」「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」と定められた。2015年調査から、「支援の単位」を学童保育の基礎的な単位であると考え、「支援の単位」数を集計。

(注5) 児童福祉法改定により、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、市町村に届け出ることが必要になった。2016年調査から届け出された数を集計。

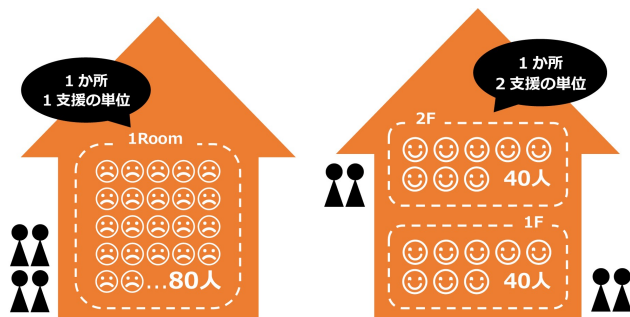
学童保育のか所数と「支援の単位」数の考え方

ひとつの施設に、80名の子どもが入所していて、4名の指導員が配置されている

⇒ 1か所、1支援の単位

ひとつの施設ではあるが、2部屋に40名ずつ子どもをわけて、2名の指導員がそれぞれ配置されている

⇒ 1か所、2支援の単位



学童保育(国の施策名は放課後児童クラブ)は、保護者が就労などによって昼間家庭にいない小学生を対象にして、学校休業日の放課後と、土曜日や春・夏・冬休み等の学校長期休業日の子どもの生活を保障する事業です。

児童福祉法にはつぎのように定められています。

* 下線は全国学童保育連絡協議会

児童福祉法第6条の3第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。*「保護者が労働等」には、「保護者の疾病や介護・看護、障害など」も含まれる。

調査結果 2 どの学年でも入所児童数が前年比で増加

学年別の入所児童数と割合の推移（人）

	2014年	2015年	2019年	2020年	増加数・前年比
1年生	325,834(34.9%)	343,502(33.8%)	394,152(31.0%)	403,673(30.9%)	9,521(102.4%)
2年生	281,518(30.2%)	298,806(29.4%)	352,332(27.7%)	358,272(27.4%)	5,940(101.7%)
3年生	207,294(22.2%)	224,715(22.1%)	275,937(21.7%)	280,904(21.5%)	4,967(101.8%)
4年生	67,992(7.3%)	92,173(9.1%)	144,710(11.4%)	151,865(11.6%)	7,155(104.9%)
5年生	30,753(3.3%)	37,007(3.6%)	67,755(5.3%)	73,056(5.6%)	5,301(107.8%)
6年生	17,246(1.8%)	19,711(1.9%)	34,253(2.7%)	37,064(2.8%)	2,811(108.2%)
その他	2,898(0.3%)	1,515(0.1%)	600(0.0%)	586(0.0%)	▲14(97.7%)
	933,535 (前年比44,782増)	1,017,429 (前年比83,894増)	1,269,739 (前年比58,217増)	1,305,420 (前年比35,681増)	35,681(102.8%)

注) 「その他」は、幼児も対象としている学童保育があるため。

注) 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

	2014年	2015年	2019年	2020年
1～3年生	814,646(87.3%)	867,023(85.2%)	1,022,421(80.6%)	1,042,849(79.9%)
4～6年生	115,991(12.4%)	148,891(14.6%)	246,718(19.4%)	261,985(20.1%)

高学年の入所率は前年比0.7ポイント上昇

○ 子どもが負担に思うことなく、学童保育に通い続けるために

2020年調査では、1年生の入所児童数は40万3,679人、2年生は35万8,272人でした。

自治体によっては、利用希望者が定員を超過した場合、子どもの学年、ひとり親が共働きか、保護者の一日の勤務時間や週の労働日数などによって、受け入れに優先順位をつけることがあります。それにとともに、「2年生になっても引き続き学童保育が通わせたいが、入所がかなわなかった」という状況も生じています。

また、年度途中の退所、あるいは学年が上がる際に継続を希望しない家庭も少なからずあると考えられます。2009年度に国民生活センターが行った「学童保育サービスの環境整備に関する調査研究」では、「学童保育の中途退所児童」について市町村を対象に調査が行われました。この結果によると、「引越・転勤により退所した」「リストラや失業などで就業状況が変化したことにより退所した」「子どもが学童保育に行きたがらない・指導員の対応、保育内容に不満があり退所した」「開設時間や開設日が就労状況と合わないで退所した」「保育料が高額・有料になったので、退所させた」などの退所理由があげられていました。「指導員の対応、保育内容に不満」の背景には、大規模学童保育のなかで、子どもの安全や安心した生活が守られていない実態も含まれていることが推察されます。

今般の「新型コロナウイルス感染症」の拡大とその対応として、高学年の子どもの利用を控えさせた家庭もありますし、「当面、原則4～6年生の受け入れを休止」した市町村もあります。さらには、このことを機に退所する家庭があったり、保護者の失業・退職にともなう退所や入所辞退も生じています。

○ 「省令基準」をふまえた学童保育の量的な拡大が急務です

これまで、保護者の要望はあっても、高学年の子どもたちは、低学年に比べると受け入れが後まわしにされることも少なくありませんでした。学童保育を必要としている高学年の子どもたちが自らのよりどころとして通いつづけられるようにするためには、子どもの人数規模の上限を守った学童保育を必要な数だけ増やすことが必要です。

また、高学年になると下校時刻がいつそう遅くなり、平日の学童保育での生活時間が短くなります。勉強がむずかしくなったり、学校の係活動やクラブ活動があったり、友達関係も複雑になったりと緊張感や疲労度を強く感じて、学童保育に帰ってくる子どももいます。高学年の子どもの発達や心理についての理解を深め、その年齢に応じたかかわりを学び、信頼に基づく関係を築くことが必要です。

調査結果3 学童保育の待機児童数は、1万8,783人 ただし、待機児童数は正確には把握できていません

待機児童を把握している自治体数と待機児童数 ()内は%

	2014年	2015年	2019年	2020年
把握している	1258(78.1)	1329(82.5)	1432(88.3)	1415(87.3)
待機児童がいない	942(58.5)	986(61.2)	991(61.1)	1010(62.3)
待機児童がいる	316(19.6)	343(21.3)	441(27.2)	405(25.0)
待機児童数	9,115人	15,533人	18,176人	18,783人
把握していない	307(19.0)	227(14.1)	156(9.6)	179(11.0)
未回答	46(2.9)	55(3.4)	33(2.0)	26(1.6)
合計	1611	1611	1621	1620

注) 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

学童保育に申し込みをしても入所できない子どもたちは「待機児童」と呼ばれています。今回の調査で把握できた待機児童数は1万8,783人でした。

学童保育にはこれまで「定員」「規模」などについての国の基準がなかったために、入所に制限を設けていない施設や自治体もあり、この場合、「待機児童」は「ゼロ」とカウントされます。「省令基準」では、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」(第10条の4)と定められた(参酌基準)ものの、児童数が非常に多い大規模な学童保育がいまだに残されています。

児童福祉法改定によって、2015年4月からは「必要な情報の収集」(待機児童の有無も含む。第21条の11)を市町村が行うことになりました。ただし、情報収集の具体的な方法などについては定められていません。

学童保育は入所申し込みの方法などがさまざまです。公営や公設民営の学童保育では市町村がその情報を集約しますが、それ以外の学童保育では運営者や施設に直接申し込むことが多いため、市町村が実態を正確に把握できていないことも推測されます。市町村のなかには、申し込みを受理せず、口頭で断ったものは待機児童として数えていないところもあります。

○「待機児童ゼロ」＝「学童保育が充足している」とはかぎりません

「待機児童ゼロ」が必ずしも、「学童保育が充足している」ことを表しているとはかぎりません。市町村のなかには、「全児童対策事業」や「放課後子供教室」など、ほかの事業を学童保育の受け皿として活用し、「待機児童ゼロ」としている場合もあります。目的が異なる事業では学童保育の役割を果たすことは不可能です。

○ 地域に学童保育がなければ、申し込みもできません

- ① 学童保育のない、あるいは事業を廃止した市町村が121市町村あります。

市区町村数	792市	743町	182村	23区	1,741市町村
学童保育のある市区町村数	789市	686町	124村	21区	1,620市町村

- ② 小学校区に学童保育がないところが2,675校区あります(小学校区数の13.9%。文部科学省学校基本調査/令和2年度[速報])。小学校の統廃合などで、送迎を行うことで対応している自治体もありますが、子どもが歩いて通うことを考えると、子どもの生活圏である小学校区内にある必要があります。基本的には、学校の友達といっしょに通えるなど、日常的に仲間とかかわれることが学童保育に通いつづけるための大きな要素となるので、学区域を超えることは子どもにとって負担になる場合があります。
- ③ 保育所の待機児童問題を受け、国は「保育の受け皿を増やし、待機児童を解消すること」を重要政策に掲げています。保育所を卒所した子どもが次に必要とするのは学童保育です。学童保育の待機児童問題についても早急に解決することが必要です。

調査結果 4 感染症拡大防止の観点からも、子ども集団の規模は「おおむね40人以下」であることが必要

入所児童数の規模（2014年はか所数、2015年以降は「支援の単位」数）

児童数	2014年	2015年	児童数	2019年	2020年	増加数・前年比
1人～9人	653(2.9%)	683(2.7%)	1人～19人	2,649(8.1%)	2,738(8.1%)	89(103.4%)
10人～19人	2,130(9.6%)	2,168(8.5%)				
20人～35人	5,875(26.6%)	8,306(32.5%)	20人～30人	6,788(20.8%)	7,077(21.0%)	289(104.3%)
			31人～35人	4,810(14.7%)	4,844(14.4%)	34(100.7%)
36人～45人	5,232(23.7%)	6,883(26.9%)	36人～40人	5,991(18.3%)	6,139(18.2%)	148(102.5%)
			41人～45人	4,248(13.0%)	4,697(13.9%)	449(110.6%)
46人～70人	6,589(29.8%)	6,020(23.6%)	46人～55人	4,396(13.5%)	4,394(13.0%)	▲2(100.0%)
			56人～70人	2,607(8.0%)	2,544(7.6%)	▲63(97.6%)
71人～99人	1,295(5.9%)	1,204(4.7%)	71人～100人	937(2.9%)	962(2.9%)	25(102.7%)
100人以上	322(1.5%)	277(1.1%)	101人以上	228(0.7%)	276(0.8%)	48(121.1%)
合計	22,096	25,541	合計	32,654	33,671	

注) 国の補助単価は児童数によって異なる。基本は「36人～45人」規模の補助単価において設定されている。

○ 大規模な学童保育は、子どもたちに深刻な影響を与えます

大規模化した学童保育では、子どもたちが「騒々しく落ち着けない」「ささいなことでケンカになる」「気のあう数人の子どもだけで過ごす」ことなどが起こります。また、指導員の目が全体に行きとどかなかったり、子どもの声に耳をかたむけられず、適切に子どもにかかわることが困難になります。「遊びや活動を制限せざるを得ない」「事故やけがが増える」ことなども生じ、子どもたちに深刻な影響を与えています。

2008年度に国民生活センターが行った「学童保育の安全に関する調査研究」によると、児童数の多い施設で発生した「けが・事故は治療が長引く傾向にある」「子ども同士がお互いの安全に気配りすることができないために起こる出合頭の事故やけが、トラブルが多く発生している」などが指摘されています。

○ 全国学童保育連絡協議会はずぎのように提言しています

全国学童保育連絡協議会では、一人ひとりが安心して関係を築けるためには、大規模化した学童保育の分割を進めて複数の「支援の単位」をおく場合や、学童保育を新設する際には、次の要件を満たすことが必要と提言しています。

- ア、生活をおくるうえでの基礎的な単位(生活集団)が、継続的に分けられていること
 - イ、基礎的な生活をおくる空間、場所、施設・設備が、継続的に分けられていること
 - ウ、子どもの保育に責任を持つ指導員が、それぞれの単位ごとに複数人配置されていること
- ＊また、子どもの集団の規模の上限は「30人まで」と提言しています。

○ 「省令基準」では、「支援の単位」が「おおむね40人以下」と定められました

「省令基準」では、学童保育の基礎的な単位である「支援の単位」は、「専用区画（子ども一人につきおおむね1.65㎡以上の広さ）」と「専任職員（2人以上）」と「一定の規模の児童数（おおむね40人以下）」であることが定められました。

「省令基準」には、「支援の単位」について、次のように記されています。

- 第9条の2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

第10条の2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。

第10条の4 一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

「運営指針」には、「子ども集団の規模（支援の単位）」について、次のように記されています。

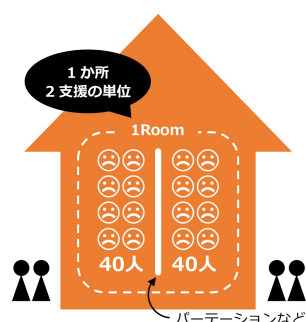
第4章 2. 子ども集団の規模（支援の単位）

- (1) 放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要である。
- (2) 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

○「条例基準」にもとづいて分割した市町村と、分割せずに大規模化を容認している市町村に両極化していると考えられます

大規模な学童保育を「おおむね40人以下」に分割すると、1つの学童保育のなかに複数の支援の単位ができます。2015年以降、年々、「支援の単位」数が増えていることは、市町村が条例にもとづいて学童保育を新設したり、大規模な学童保育を分割したことの反映だと考えられます。

しかし、大規模の現状を追認する、あるいは「条例基準」に経過措置を設けて容認している市町村もあります。また、施設や子ども集団の分け方など、分割の方法や日々の保育のあり方をめぐっては、子どもが安心して関係を築ける集団の規模についての考えがあいまいである現状も見られます。



「支援の単位」をおおむね40人以下としたのは、「子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模」（「運営指針」より）として定められたものです。大規模の容認やあいまいな分割では、その趣旨がいかされず、学童保育の役割を果たすことができません。

○「子ども・子育て支援新制度」が施行される前の2014年度と比較してみると

「省令基準」に示された、「児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上」という施設の広さ、「おおむね40人以下」という集団の規模は、すべての学童保育で実現できておらず、「40人以下」の支援の単位は約6割です。「子ども・子育て支援新制度」施行前の2014年度と比較してみると、「46人以上」は37.2%から24.2%へと減少していますが、これは総数が増えているためで、2014年の8206か所から、2020年の8176「支援の単位」と数は変わらず、大規模な学童保育で過ごさざるを得ない子どもは減っていません。

○ 感染症拡大防止の観点からも、集団の規模を小さくすることが必要です

今般、学校では少人数学級が検討されています。一日長時間を過ごし、また継続した「生活の場」である学童保育でも、感染拡大防止の観点からも、これまで「おおむね40人以下」と示されていた集団の規模をさらに小さくする必要があります。

○ 出席した子どもの保育だけが指導員の仕事ではありません

学童保育では、その日、来ている子どもだけではなく、休んだ子ども、休みがちになっている子どもも含めて、生活の連続性を考えて日々の生活づくりを行っています。全国学童保育連絡協議会では、このことを学童保育の生活づくりには欠かせない視点として訴えてきました。このたびの学校の「臨時休業」中も、利用を自粛していた子どもや家庭を支えるため、さまざまなかかわりが持たれました。

子どもが負担に思うことなく学童保育に通いつづけるためには、一時的な「受入児童数拡大」「待機児童解消」ではなく、「人数規模の上限を守りながら必要な数だけ学童保育を増やすこと」「支援の単位ごとに、子どもの所属を明確に区分し、それぞれに施設を整備し、2人以上の適切な指導員数を配置すること」で、子ども一人ひとりが安心して関係を築ける環境を整えることが不可欠です。同時に、保育内容の充実と指導員の力量を高めていくことも求められます。

調査結果5 都道府県別の学童保育数と入所児童数 (政令市・中核市を含む)

	都道府県	学童保育のある市町村数	学童保育数 (2015年～「支援の単位」数) ※()内前年比	公立小学校数	未設置校区数	入所児童数 ※()内前年比	1年生～3年生の入所割合	児童数71人以上の学童保育の割合	待機児童数	待機児の割合
1	北海道	163	1,334 (▲196)	993	233	57,473 (1,945)	39.1%	8.8%	168	0.29%
2	青森県	34	360 (6)	268	66	15,069 (392)	43.1%	5.8%	15	0.10%
3	岩手県	32	415 (15)	302	59	15,326 (305)	41.2%	4.1%	246	1.58%
4	宮城県	34	764 (35)	375	37	29,442 (1,309)	41.6%	1.8%	547	1.82%
5	秋田県	25	295 (11)	190	22	11,446 (313)	45.2%	7.5%	79	0.69%
6	山形県	34	396 (15)	243	40	15,531 (568)	46.9%	3.0%	81	0.52%
7	福島県	48	575 (33)	423	88	22,710 (710)	40.8%	2.6%	836	3.55%
8	茨城県	44	1,065 (63)	468	33	40,827 (1,982)	44.1%	2.0%	313	0.76%
9	栃木県	25	782 (56)	348	46	26,662 (904)	40.7%	1.2%	39	0.15%
10	群馬県	34	640 (29)	305	19	24,142 (278)	37.8%	4.1%	70	0.29%
11	埼玉県	63	1,876 (100)	808	20	73,122 (2,059)	32.0%	2.2%	1,643	2.20%
12	千葉県	54	1,519 (60)	766	36	62,196 (2,769)	33.3%	3.8%	1,604	2.51%
13	東京都	55	2,518 (▲12)	1,267	169	110,402 (6,324)	34.7%	9.1%	4,211	3.67%
14	神奈川県	33	1,509 (36)	853	179	54,734 (1,181)	20.2%	1.2%	536	0.97%
15	新潟県	29	739 (36)	449	58	27,271 (915)	44.1%	4.3%	13	0.05%
16	富山県	15	286 (6)	181	12	13,149 (▲228)	47.9%	12.9%	95	0.72%
17	石川県	18	342 (8)	202	21	14,899 (32)	44.2%	10.5%	18	0.12%
18	福井県	17	314 (5)	195	19	10,289 (33)	44.2%	1.6%	0	0.00%
19	山梨県	25	279 (6)	172	10	12,180 (577)	51.6%	9.7%	38	0.31%
20	長野県	66	529 (7)	358	42	28,486 (▲441)	40.6%	23.6%	26	0.09%
21	岐阜県	39	542 (9)	365	49	17,479 (273)	28.4%	2.2%	166	0.94%
22	静岡県	35	940 (74)	502	56	33,897 (1,652)	31.6%	1.6%	1,040	2.98%
23	愛知県	54	1,618 (35)	964	170	56,970 (▲554)	21.9%	2.3%	719	1.25%
24	三重県	29	460 (23)	369	60	17,505 (737)	29.8%	4.1%	66	0.38%
25	滋賀県	19	515 (40)	218	18	18,298 (1,225)	34.5%	0.8%	255	1.37%
26	京都府	26	724 (25)	359	30	29,864 (1,240)	40.9%	2.8%	43	0.14%
27	大阪府	43	1,762 (28)	976	156	70,955 (1,673)	28.1%	1.4%	452	0.63%
28	兵庫県	41	1,492 (57)	741	41	55,246 (1,850)	32.9%	1.0%	1,173	2.08%
29	奈良県	37	372 (8)	194	6	14,762 (▲1,262)	34.5%	7.5%	143	0.96%
30	和歌山県	29	271 (6)	245	68	9,757 (318)	36.8%	0.7%	222	2.22%
31	鳥取県	17	199 (6)	117	7	8,030 (135)	46.0%	2.5%	41	0.51%
32	島根県	16	271 (14)	200	35	9,145 (370)	47.1%	2.6%	112	1.21%
33	岡山県	26	658 (36)	384	27	23,015 (1,017)	36.5%	1.1%	183	0.79%
34	広島県	22	874 (69)	463	33	32,802 (1,058)	36.9%	1.7%	145	0.44%
35	山口県	18	452 (19)	300	35	15,889 (508)	40.7%	2.7%	386	2.37%
36	徳島県	18	205 (7)	187	33	8,431 (248)	39.4%	9.3%	76	0.89%
37	香川県	15	301 (10)	158	14	11,773 (632)	39.1%	3.0%	181	1.51%
38	愛媛県	20	346 (19)	280	69	14,077 (529)	36.1%	6.4%	206	1.44%
39	高知県	20	183 (▲1)	225	92	7,213 (▲118)	41.0%	1.1%	184	2.49%
40	福岡県	59	1,603 (80)	717	37	62,507 (▲903)	37.3%	1.1%	457	0.73%
41	佐賀県	19	333 (5)	163	8	11,244 (▲166)	42.9%	0.6%	312	2.70%
42	長崎県	21	492 (20)	320	89	18,439 (497)	39.8%	1.2%	18	0.10%
43	熊本県	41	524 (21)	339	40	19,543 (42)	36.2%	3.1%	211	1.07%
44	大分県	18	400 (12)	264	19	15,143 (319)	42.4%	1.5%	58	0.38%
45	宮崎県	22	329 (11)	236	57	12,818 (646)	38.0%	6.1%	361	2.74%
46	鹿児島県	40	656 (26)	503	147	23,187 (547)	41.2%	1.7%	206	0.88%
47	沖縄県	28	612 (39)	263	70	22,075 (1,241)	36.4%	0.2%	789	3.45%
		1,620	33,671 (1,017)	19,218	2,675	1,305,420 (35,681)	34.4%	3.7%	18,783	1.42%

(注) 全国学童保育連絡協議会調べ。但し、公立小学校数は文部科学省の2020年5月1日の調査結果による。

調査結果6 学童保育はどこが運営しているのか（運営主体）

運営主体（33,671「支援の単位」の内訳）

運営主体	支援の単位	割合	前年比	備考
公営	10,006	29.7%	▲506(95.2%)	市町村が直営している
社会福祉協議会	3,606	10.7%	▲624(85.2%)	行政からの委託(1952)、補助(53)、代行(1601)
地域運営委員会	4,721	14.0%	▲47(99.0%)	委託(3206)、補助(1254)、代行(261)
父母会・保護者会	1,246	3.7%	▲138(90.0%)	委託(697)、補助(464)、補助なし(6)、代行(79)
NPO法人	3,422	10.2%	335(110.9%)	委託(1855)、補助(656)、補助なし(44)、代行(867)。父母会・保護者会が行政からの要請のもと、NPO法人を取得した例も多い
民間企業	3,531	10.5%	1,080(144.1%)	委託(2367)、補助(452)、補助なし(65)、代行(647)
その他法人等	7,139	21.2%	917(114.7%)	内訳は、私立保育園(1285)、保育園を除く社会福祉法人(2696)、学校法人(603)、個人事業主(284)、その他(2271)

*割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

○「子ども・子育て支援新制度」が施行される前の2014年度と比較してみると

学童保育の運営主体（2014年は、か所数、2015年以降は「支援の単位」数）

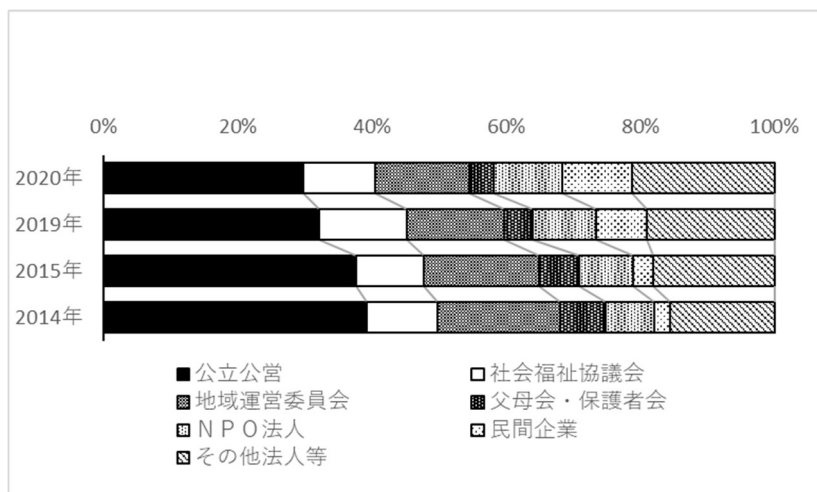
運営主体	2014年	2015年	2019年	2020年
公営	8,461(38.3)	9,471(37.1)	10,512(32.2) 前年比121増(101.2)	10,006(29.7) 前年比506減(95.2)
社会福祉協議会	2,287(10.4)	2,544(10.0)	4,230(13.0) 前年比171増(104.2)	3,606(10.7) 前年比624減(85.2)
地域運営委員会	3,922(17.7)	4,327(16.9)	4,768(14.6) 前年比82増(101.7)	4,721(14.0) 前年比47減(99.0)
父母会・保護者会	1,471(6.7)	1,477(5.8)	1,384(4.2) 前年比42減(97.1)	1,246(3.7) 前年比138減(90.0)
NPO法人	1,565(7.0)	2,030(7.9)	3,087(9.5) 前年比237増(108.3)	3,422(10.2) 前年比335増(110.9)
民間企業	508(2.3)	767(2.8)	2,451(7.5) 前年比518増(126.8)	3,531(10.5) 前年比1080増(144.1)
その他法人等	3,350(16.1)	4,542(17.8)	6,222(19.1) 前年比302増(105.1)	7,139(21.2) 前年比917増(114.7)
合計	22,096	25,541	32,654 前年比1389増(104.4)	33,671 前年比1,017増(103.1)

○ 全体に占める割合として、民間企業運営が大幅に増加

全体に占める割合として、公営と社会福祉協議会、地域運営委員会、保護者会による運営が減少し、NPO法人、民間企業、その他法人による運営が増えています。これまで公営だった学童保育に、指定管理者制度¹が導入されたり、民間への委託、民営化などによって運営主体が変更されていることがあります。指定管理者制度を導入している市町村は203市町村、4,814「支援の単位」（2019年は4,297）です。数年ごとに委託先の変更が求められる制度は、安定性・継続性が求められる子どものための施設には導入すべきではありません。運営主体の変更による指導員の不採用、もしくは引き継ぎがされたとしても、翌年度に解雇された事例が出始めています。

「子どもが好きなら」「子育て経験があれば」という認識で運営してきた自治体では、有資格者を配置し、「全国一定水準の質の確保」をめざす国の制度の変化に対応できず、「自治体内のほかの非正規職員と

¹ 指定管理者制度とは：「公の施設」の管理を、民間企業も参入させて「効率的」にすることをねらいとした制度です。「施設の管理業務」のための仕組みですが、保育所や学童保育のように施設管理業務ではない分野にまで導入が強引にすすめられています。数年ごとに委託先の変更が求められる制度であり、安定性・継続性が求められる子どものための施設には導入すべきではありません。



の均衡を考えると学童保育の指導員のみを処遇改善することがむずかしい」ことを理由に、公的事業をアウトソーシングする流れともあいまって、これまで公営で運営してきた市町村で民間委託がすすんでいます。また、自治体で働く非正規職員についての新たな制度、「会計年度任用職員制度」に切り替えていく段階で職務のあり方を検討した結果、事業のあり方と照らし合わせ、自治体の責務を回避し、「正規職員をおかず、非正規職員にすべての運営を任せる」「指導員を確保すること

の自治体の負担を軽減させる」「事業にかかる自治体の負担を軽減させる」ために民間委託したところもあります。さらに、自治体の包括的な行政サービスの委託など、学童保育の趣旨や理念とはまったく別の考え方に基づく企業に運営を任せる自治体も出てきています。学童保育は「子ども・子育て支援法」で市町村事業に位置づけられているにもかかわらず、こうした自治体の判断は「公的責任の放棄」と言えます。

民間企業が運営している学童保育²は増えています(2015年767、2016年1207、2017年1586、2018年1933、2019年2451)。この多くは、市町村の委託事業、指定管理者制度で受託して運営されているところです。公営の学童保育が民間委託されるほか、地域運営委員会³や父母会・保護者会運営の学童保育が、企業による運営に切り替えるところも出てきています。

企業参入の移行時に「民間に任せれば効率的になってサービスの質があがる」と強調されることがあります。これまで事業予算は、すべて学童保育運営に使われてきましたが、企業に委託されれば事業費の一部が企業(株主配当)に還元され、予算の7割を占める人件費にしわ寄せが行きます。企業の利益にならなければ、サービスの質(この場合は保育の質)あるいは労働者(この場合は指導員)の待遇が悪化するか、もしくは早々に運営から撤退することもあり得ます。

○ 公営の学童保育が民間委託されると何が起こるか

ある自治体では、公営で50年超の歴史をもつ学童保育を2019年4月から民間企業に委託し、1年後に指導員13名が雇い止めされました。公営当時は、指導員の雇用継続が実質的に約束されており、専門的知識と経験を積み重ね、保護者といっしょに、子どもたちとの日々の生活(保育内容)をつくりだしていました。民間委託の方針が出された際には、「これまで築いてきた保育の質(子ども・保護者への関わり方、行事等への関わり方、保護者と指導員の学びあい等)が低下したり、継続性が保てなくなるのではないか」「雇用条件が下がるのではないか」という保護者会や指導員の労働組合から懸念する声が上がりました。自治体は、「自治体が責任をもって事業をすることに変わりない」と発言し、民間企業への委託がすすめられることとなりました。それからたった1年で、指導員と子どもとの継続的な関わりが絶たれる事態が生じています。

国が定めた「放課後児童クラブ運営指針」には、「子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる」(第4章1の〔3〕)と明記されています。

運営主体がいずれであろうとも、各市町村が定めた条例を遵守し、「放課後児童クラブ運営指針」にもとづいて運営されることと、実施主体である市町村が学童保育をよりよくしていくために主体性と責任を持って事業を展開することが求められています。

² 厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」の実施要綱には、「放課後児童健全育成事業と目的を異にする公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない」と記されています。「学習塾」や「習いごと」などの事業は、「学童保育」と自称していても「放課後児童健全育成事業」には該当しませんので、今回の調査結果には含んでいません。

³ 地域運営委員会とは：地域の役職者の人々(学校長、自治会長、民生・児童委員など)と、学童保育の父母会(保護者会)の代表などで構成されている学童保育の運営のための組織です。その人数や構成は、自治体によって異なります。また、「委託」「補助」をする場合に、運営委員会をつくって、申請をすることを条件にしている市町村もあります。なお、実質の運営を、父母会(保護者会)が行っているところと、運営も運営委員会が行っているところがあります。

調査結果 7 学童保育はどこで実施されているか（開設場所）

開設場所（33,671「支援の単位」の内訳）

開設場所	支援の単位	割合	前年比	備考
学校施設内	18,970	56.3%	749(104.1%)	内訳は、余裕教室活用(7748) 学校敷地内の独立専用施設(8322) 校舎内の学童保育専用室(1907) その他の学校施設を利用(993)
児童館内	3,587	10.7%	▲134(96.4%)	児童館・児童センター内の専用室
学童保育専用施設	2,387	7.1%	83(103.6%)	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	2,138	6.3%	▲90(96.0%)	公民館内(442)、公立保育園内(114)、公立幼稚園内(168)、公立認定こども園内(33)、その他の公的な施設内(1381)
法人等の施設	2,375	7.1%	207(109.5%)	私立保育園や私立幼稚園、私立認定こども園、社会福祉法人の施設内
民家・アパート	2,016	6.0%	6(100.3%)	アパート・借家など
その他	2,198	6.5%	196(109.8%)	自治会集会所・寺社など

○ 場所の確保にあたっては、「生活の場」としての視点を

開設場所は、余裕教室の活用が増えており、学校施設内が全体の半数を越えています。また、地域にある公共施設も活用され、全体として8割以上の学童保育が公的に設置された施設です。保護者などに施設の確保が委ねられている場合、民家・アパートを借用することがあります。

場所の確保にあたっては、「生活の場」としての環境を整えるという視点が欠かせません。安全・衛生の確保はもとより、年齢が異なる活動的な子どもたちが共に過ごす場所ですから、それにふさわしい広さが必要です。おやつを食べたり、ときには横になってのんびりと過ごしたりできるよう、食事や休養などの基本的な生活を保障できる機能を備えた専用の施設・設備とあわせて、子どもの活動内容にふさわしい戸外の環境も整えることが必要です。

○国は「学校施設の徹底活用」で学童保育を増やす方針

国は、「放課後子ども総合プラン」（2014年7月策定）では、放課後児童クラブの受入児童数を5年間で30万人（2019年度末までに120万人に）増やすために、新規開設分の8割を「学校施設を徹底活用した実施促進」で整備していく方針を決めました。そのための仕組みとして、教育委員会・学校関係者の理解を得るために、新たに設置される「教育総合会議の活用」（首長と教育委員会が総合的な放課後対策のあり方を検討する）、「学校区ごとの協議会の設置」「余裕教室の徹底活用」（余裕教室の有無の見直し、一時的利用、管理運営の責任の所在の明確化）などを行うことを必要としてきました。

2018年9月に公表された「新・放課後子ども総合プラン」でも、「（放課後児童クラブ、放課後子供教室の）両事業を新たに整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す」という目標が掲げられています。

2018年7月に公表された厚生労働省社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」の中間報告書では、「放課後児童クラブをはじめ、学校施設内で放課後事業を行うことは、移動の必要性がなく安全であること、学校の校庭、体育館や図書室等学校施設を活用することができるなどの長所がある一方で、子どもたちの生活が学校に限定されるという側面もある。また、放課後は学校の外で過ごしたいと望む子どももいる」と述べられています。

いずれにせよ、毎日の「生活の場」にふさわしい施設としての設備を備えたものとして、整備していくことが欠かせません。

参考資料1

「新型コロナウイルス感染症」に関連した国からの通知・事務連絡、全国学童保育連絡協議会の緊急申入書

- 2020年1月31日 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、子ども家庭局保育課、子ども家庭局子育て支援課連名の事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」発出。
- ・「保育所等」には「放課後児童クラブ」を含む。入国規制の地域から帰国した子ども等については、学童保育・保育所の利用を控えるように要請。また、マスク利用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の感染対策の重要性を周知（2月13日、27日、3月7日、14日、19日に入国規制の地域を更新）。
- 2020年2月18日 厚生労働省健康局結核感染症課、子ども家庭局保育課、子ども家庭局子育て支援課連名の事務連絡「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」発出。
- ・都道府県等は必要であると判断した場合、市町村に対し、学童保育・保育所の臨時休園等を要請（また、都道府県等から要請がない場合でも、市区町村は必要な臨時休園等を行うことが可能）。
 - ・2月25日に第二報として、感染した子どもが学童保育・保育所を利用していた場合、市区町村は速やかに臨時休園を判断するよう依頼。
- 2020年2月25日 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、子ども家庭局保育課、子ども家庭局子育て支援課連名の事務連絡「保育所等における感染拡大防止のための留意点について」発出。
- ・学童保育・保育所の職員について、出勤前に発熱や呼吸器症状がある場合には、出勤を行わないことを徹底。また、利用児童についても、発熱等がある場合には利用を断る取り扱いとする旨を周知。
- 2020年2月27日 首相が全国の学校に対し、3月2日からの一斉休校を要請
- 同日 厚生労働省子ども家庭局保育課、子ども家庭局子育て支援課連名の事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」発出。
- ・学童保育・保育所について、感染の予防に留意した上で、原則として開所するように依頼。
- 【浮き彫りになった課題】

 - ・指導員の確保など子どもの受け入れ態勢の構築、利用希望の確認などに追われた
 - ・施設の広さ（児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上）、集団の規模（おおむね40人以下）が実現できていない学童保育では、感染リスクの高い「3密」を避けることが困難
 - ・感染防止のために、子どもたちの遊びや活動を制限せざるを得ない
 - ・消毒液やマスクが十分に備蓄されていない、店頭で手に入らない
 - ・これまで「子どものいる時間だけの事業」との認識で放課後の数時間のみ、実施していた自治体や現場の指導員は、年度末のこの時期に、一日を通して開所することへの対応に苦慮した
- 2020年2月28日 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課の事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等における一斉臨時休業に関するQ&Aの送付について」発出。
- ・文部科学省から、学校の教員が学童保育に携わることが可能な旨のQ&Aが発出されたことを周知。
- 同日 内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課連名の事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業に対する財政措置について」発出。

	・放課後児童クラブの開所にともない、追加的に生じる費用については、保護者負担を求めず、国庫負担割合を10分の10として補助（3月1日に金額一部修正）。
2020年2月29日	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課の事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブの業務に教員が携わる場合の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の解釈について」発出。 ・学童保育の運営に教員が携わる場合、当該教員については省令上の経過措置である「令和2年3月31日までに修了することを予定している者に該当するもの」として、放課後児童支援員の要件を満たすものとみなして差し支えないとの解釈を周知。
2020年3月2日	文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名の通知「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について」発出。 ・学童保育の業務に学校の教員が携わることや、学校で子どもを預かることによって「子どもの居場所」の確保を促すとともに、学校の空き教室や放課後子供教室等のいっそうの活用などについて依頼。
2020年3月4日	全国学童保育連絡協議会が「新型コロナウイルス感染防止のための一斉臨時休校に関連しての学童保育の対応についての緊急申入書」を厚生労働省に提出（16ページ参照）
2020年3月6日	内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課連名の事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業に対する追加の財政措置について」発出。
2020年3月10日	内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）の事務連絡「『新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—』に係る令和元年度子ども・子育て支援交付金の変更交付申請手続等について」発出。 ・「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業」（「一支援の単位当たり50万円」）が新たに予算化。「市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費に限る」もの。
同日	内閣総理大臣通知「『子ども・子育て支援交付金の交付について』の一部改正について」発出。
	〔浮き彫りになった課題〕 ・2020年3月13日までに申請をすれば、同年3月30日には市町村に交付金が支払われるとされており、人件費などすぐに必要な費用があることを考慮した対応であったものの、申請期間が短く、市町村や現場がとまどった ・事業者への周知徹底、情報を把握ができていない市町村もあった ・市町村のなかには、申請締め切りの前日に事業者には通知を行ったところもあって、申請締め切りまで数時間しかなく、対応できなかった現場や、午前中からの開所や指導員の人材確保に追われ、書類を作成できなかった現場もあった
2020年3月18日	内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）の事務連絡「『新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—』に係る令和元年度子ども・子育て支援交付金の変更交付申請手続等について（その3）」発出。 ・交付申請期限に間に合わず特例措置の申請ができていない場合、追加の交付申請を受け付けることが周知された。
2020年3月31日	全国学童保育連絡協議会が「新型コロナウイルス感染防止のための一斉臨時休校に関連しての学童保育の対応についての緊急申入書」を厚生労働省に提出（18ページ参照）
2020年4月1日	厚生労働省子ども家庭局保育課、子ども家庭局子育て支援課連名の事務連絡「新型コロナウイルス感染症」防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について（第二報）」発出。 ・学童保育・保育所について、感染の予防に留意した上で、原則として開所するよう

に依頼。

- ・「感染拡大警戒地域」とされる、感染状況が拡大傾向にある地域の市区町村で、地域の感染状況を踏まえつつ、（中略）規模を縮小して開所すること、あるいは、放課後児童クラブを臨時休業することを検討するよう依頼。
- ・感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、利用を控えるようお願いすることなどが考えられると例示。
- ・必要な者に預かりが提供されないということがないよう、市区町村において十分に検討するように依頼。
- ・臨時休業においても、「医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の預かりが必要な場合の対応を検討するように依頼。

2020年4月7日 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県に緊急事態宣言（4月16日には対象地域を全国に拡大）が発出

同日

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、子ども家庭局保育課、子ども家庭局子育て支援課連名の事務連絡「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」発出。

- ・都道府県知事から放課後児童クラブの使用の制限等が要請されていない場合……規模を縮小して実施することを検討する。この場合には、感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、通所を控えるようお願いすることなどが考えられる。その際にも、必要な者に預かりが提供されないということがないよう、市区町村が十分に検討するように依頼。
- ・子どもや職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合……規模を縮小して実施することも困難なときは、臨時休業を検討すること。その場合にも、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の預かりが必要な場合の対応を検討するように依頼。
- ・都道府県知事から施設管理者等に対して放課後児童クラブの使用の制限等が要請された場合……「その要請を踏まえた対応が必要」との考えを示す。

〔浮き彫りになった課題〕

- ・例年であれば、指導員は春休みの一日保育に入る前の時期に、年度末の書類などの作成、新年度の準備を行っているが、一日保育を必要な時期が長期化することで多くの現場が連日、超過勤務で対応せざるを得なかった
- ・新入所にとまなう保護者説明会等が開催できず、個別対応に追われた
- ・子どもも保護者も指導員も、先の見通しがつかない不安定な非日常を過ごすなかで子どもの抱えるストレスや、心のケアの必要性も生じてきた

2020年4月16日 内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課連名の事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策の伴う子ども・子育て支援交付金の取扱いについて（令和2年度）」発出。

2020年4月17日 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、子ども家庭局保育課、子ども家庭局子育て支援課連名の事務連絡「子どもや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の保育等の対応について（再周知）」発出。

2020年4月24日 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、子ども家庭局保育課、子ども家庭局子育て支援課連名の事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のために登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について」発出。

2020年5月1日 全国学童保育連絡協議会が「学童保育における『新型コロナウイルス』感染症拡大防止および必要な保育の確保のための緊急声明」を発表（25ページ参照）

2020年5月14日 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、子ども家庭局保育課、子ども家庭局子育て支援課連名の事務連絡「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について」、事務連絡「保育所等における感染拡大防止のための留意

点について（第二報）」発出。

- ・開所等の判断については、「感染の予防に留意した上で、原則として開所」が要請され、「必要に応じて教育委員会等との連携を積極的に図り学校施設を活用することや、人的体制の確保に努めること」「地域によって学校の再開の状況が異なるため、教育委員会等と連携し、地域の実情に応じて適切に対応すること」が示された。
- ・宣言が解除された地域でも、「引き続き、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、利用を控えるようお願いすることが考えられる」「その際にも、必要な者に預かりが提供されないということがないよう、市区町村において十分に検討いただきたい」「利用自粛をお願いするか否かの判断は市区町村において行われたい」との考えが示された。
- ・感染予防については、緊急事態宣言が解除された地域でも、「基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある旨などが示されていることから、『令和2年度補正予算（内閣府予算に計上）』においても、市区町村がマスクや消毒液の購入等に必要となる経費の補助（上限50万円）が措置されているところであり、放課後児童クラブ等における感染予防を行うに当たっては積極的に活用されたい」と示された。

2020年5月18日 全国学童保育連絡協議会が「新型コロナウイルス感染防止のための一斉臨時休校に關連しての学童保育の対応についての緊急申入書」を厚生労働省に提出（20ページ参照）

2020年5月20日 2020年度の第一次補正予算において、内閣総理大臣通知「『子ども・子育て支援交付金の交付について』の一部改正について」発出。

2020年5月25日 「緊急事態宣言」がすべての都道府県で解除される

〔浮き彫りになった課題〕

- ・学校では分散あるいは通常登校がはじまった。分散登校を実施している地域では、朝からの一日保育がひきつづき必要となり、子どもの受け入れ態勢の構築にも新たな課題が生じた。登校時間が複数パターン設けられたところでは、子どもの昼食のための対応が複数回必要になる場合もあり、複数の小学校の子どもが在籍している場合、出欠の管理がさらに煩雑になった。
- ・一日保育が長くつづいたことで指導員の勤務時間が長くなり、「パート指導が年収の調整のために勤務調整を行った」地域があったり、「放課後児童支援員認定資格研修が実施できず、有資格者を配置できない」など、人材確保が困難な事態が生じることが予想される。

2020年6月19日 2020年度第2次補正予算において、厚生労働省子ども家庭局局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）の実施について」発出。

2020年6月19日 全国学童保育連絡協議会が「『新型コロナウイルス』感染症 学童保育にかかわる緊急申入書」を厚生労働省に提出（22ページ参照）

〔浮き彫りになった課題〕

- ・休校期間中に生活リズムが乱れて「朝起きられない」「夜眠れない」「運動不足になって太った」「家庭で食事が準備できず、やせてしまった」「落ち着かない」「感情の起伏が激しい」、感染や死を意識して「自分・親が死んでしまうのではないか」「人と接することが怖い」と言う子どもも見られた。
- ・学校再開後は授業の進度が早かったり、多くの課題が出されていることもあり、子どもたちの疲れも見られた。
- ・人数も戻り、ずっと通いつづけていた子ども、長く休んでいた子ども、それぞれに意識的にかかわる必要が生じた。

2020年8月31日 全国学童保育連絡協議会が「『新型コロナウイルス感染症』学童保育に関わる緊急申入書」を厚生労働省に提出（23ページ参照）

2020年10月28日 全国学童保育連絡協議会が「『新型コロナウイルス感染症』学童保育に関わる緊急申入書」を厚生労働省に提出（24ページ参照）

2020年3月4日

厚生労働省
大臣 加藤 勝信 様

全国学童保育連絡協議会
会長 西田 隆良

新型コロナウイルス感染症防止のための一斉臨時休校に関連しての 学童保育の対応についての緊急申入書

2020年2月27日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部の会合で、感染拡大を防止するため、3月2日から春休みまで、全国の小中高校や特別支援学校を臨時休校にする要請を首相が表明しました。

その直後に厚生労働省は、保護者の就労状況を考慮し、保育所と学童保育は一斉臨時休園の要請対象ではないとして、子ども家庭局保育課・子ども家庭局子育て支援課連名の事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」を发出しています。

突然の休校要請にともなう学校休業中の学童保育への対応要請に、子どもの受け入れ体制の構築、指導員の確保など、学童保育現場は大変混乱しています。感染拡大の抑制と子どもたちの健康最優先を目的に全国規模で一斉休校になっても、学童保育を休ませる家庭、働かなければならない・仕事を休めないために、日中、子どもを一人で過ごさせざるを得ない家庭などさまざまです。

国は、働く保護者を支えるという意味で、学童保育が保育所と同様に社会を支える事業として大切だというメッセージが発せられた一方、これまで「子どものいる時間だけの事業」との認識で実施していた自治体や現場の指導員からは、「年度末のこの時期に、放課後数時間ではなく、一日を通して開所する」ことへの対応に苦慮している様子も伝わってきます。学童保育には、専門的な知識や技能を身につけた指導員が、八時間勤務の常勤雇用で複数配置されることの必要性が浮き彫りになったとも言えます。

「学童保育の役割」「子どもたちの発達の特性」「学童保育の生活内容」を理解したうえで、子どもが安全に安心して過ごせる「生活の場」を保障するために必要な条件整備、財政措置が必要です。

現状と課題、要望内容

1 放課後児童健全育成事業（運営費）と保育料の取り扱いについて

（1）2020年2月28日付、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）と厚生労働省子ども家庭局子育て支援課連名の事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業に対する財政措置について」において、「原則として開所していただくようお願いをした」にあたり、放課後数時間でなく、一日保育にするために、「追加で生じる放課後児童健全育成事業にかかる費用については、内閣府計上の令和元年度子ども・子育て支援交付金において、

- ・小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合…1日当たり 10,200円
- ・小学校の臨時休業に伴い。支援の単位を新たに設けて運営する場合
…1日当たり 36,000円

の加算を創設し、保護者負担は求めず、国庫負担割合を10/10として補助することを予定」と示されました。

現在、学校長期休業中の一日保育にあたっては、月額保育料に加算しているところがあります。

〔要望〕午前中から運営する場合、追加で生じる費用は、人件費のほか、通勤交通費、光熱水費等があります。障害のある子どもを受け入れている場合もあります。保護者負担が増えないように、さらなる増額を要望します。

また、人数規模に応じて補助金が算定されるため、家庭での保育を求めた学童保育に対して、補助金が減額されないようにしてください。

「支援の単位を新たに設けて運営する場合」の加算を活用して、現在40名の学童保育を20人ずつの支援の単位にわけ、子どもの集団の規模を小さくすることもできるよう、考え方を示してください。

（2）2020年2月27日付、子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）と厚生労働省子ども家庭局子育て支援課連名の事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども・子育て支援交付金の取扱いについて」には、「休業の要請を受けて…臨時休業している場合において」「もともと開所の予定があったものについては、開所したものとして算定して差し支えありません」とありました。

〔要望〕発症者が出て、閉所せざるを得ない状況になった際には、指導員が出勤したものとして、賃金保障もしてください。保育料返金についても、しかるべき対応をしてください。

2 衛生用品の確保について

現場からは、「消毒液やペーパータオル、体温計やマスクが十分に備蓄されていない、店頭で手に入らない」との声も寄せられています。

〔要望〕自治体から、保育所や介護施設に支給されるのと同様に、運営主体がいずれであろうとも支給される仕組みを構築してください。

3 学校や児童館等の公共施設との協力、学校関係者との連携・調整について

2020年3月2日付、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名の局長通知「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」を発出し、「学校の教室等の活用」が示されました。

ある自治体では、教育長から校長あてに、「運動場、体育館など一時的に学校施設の使用について要請があった場合は、必要に応じて柔軟に対応」することを依頼する通知がでています。

一方で、児童館が閉館したことにともない、児童館施設を利用できなくなる学童保育もあります。

〔要望〕学校休業中、体育館やグラウンド、そのほか利用可能な学校施設を学童保育が使用できるよう、連携・協力促進のための調整をしてください。

また、児童館等の公共施設の活用ができるよう調整をしてください。

4 高学年の子どもたちの受け入れについて

低学年が優先されるため、4年生以上の高学年の子どもたちの受け入れが手薄になっています。

〔要望〕学童保育に在籍しているすべての小学生が利用できるように対応してください。

5 情報の共有について

〔要望〕運営形態にかかわらず、すべての学童保育が、自治体の所管、学校、保健所等と情報を共有できる仕組みを構築してください。

6 学童保育における発症を想定した対応について

学童保育の現場では、「教室よりも狭い場所で大勢の子どもが丸一日過ごすことになれば、健康面や安全面、情緒面ではむしろ悪影響になるのではないか」との懸念もあります。

〔要望〕事業者や指導員には感染防止の対策の徹底を促すと同時に、万が一、子どもをはじめとして、当該学童保育関係者が発症した場合、風評被害が出ないよう、理解を求める通知を発出してください。

2020年3月31日

厚生労働省
大臣 加藤 勝信 様

全国学童保育連絡協議会
会長 西田 隆良

新型コロナウイルス感染症防止のための一斉臨時休校に関連しての 学童保育の対応についての緊急申入書

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて発表された、突然の休校要請、学童保育の朝からの開所要請にともなって、学童保育現場は、指導員の確保など子どもの受け入れ体制の構築、利用希望の確認など、対応に追われました。感染拡大の抑制と子どもたちの安全・健康最優先を目的に全国規模で一斉休校が決まった以降、保護者も、感染の不安から学童保育を休ませる家庭、働かなければならない・仕事を休めないために、日中、子どもを一人で過ごさせざるを得ない家庭などさまざまです。休校要請から4週間が過ぎ、仕事を調整して自宅待機とするにしても、子どもたちで留守番するにしても限界です。新型コロナウイルスがいつ終息するかわからないなかで、子どもも保護者も指導員も、先の見通しがつかない、心理的にも不安定な非日常を過ごすなかで、子どもの抱えるストレスや、心のケアの必要性も生じています。

新型コロナウイルス対応で、学童保育は、保育所と同様に社会を支える事業としてあらためて確認されましたが同時に、制度が確立した保育所とは異なり、制度の脆弱性も明らかになりました。施設環境、集団の規模、指導員の体制など、国の示した基準はあるものの自治体の裁量に任されている部分が多く、子どもが安全に安心して過ごせる環境が十分に整えられていないのが現状です。

厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」には、施設の広さは「児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上」、集団の規模は「おおむね40人以下」と示されていますが、すべての学童保育で実現できてはいません。学童保育での子どもの生活を考えると「1.65平方メートル」は十分な広さではありません。また、「おおむね40人以下」の支援の単位は約6割です（全国学童保育連絡協議会調査、2019年5月1日現在）。現在は、保護者の協力のもと、日々の出席人数を抑えている学童保育もあります。

これまで「子どものいる時間だけの事業」との認識で実施していた自治体や現場の指導員からは、年度末のこの時期に、放課後数時間ではなく、一日を通して開所することへの対応に苦慮している様子も伝わってきます。

小学校の臨時休業に伴って生じる学童保育にかかる追加費用については、保護者負担は求めず、国庫負担割合を10分の10として補助する加算が創設され、午前中から運営する場合の追加の財政措置は30,200円、支援の単位を新たに設けて運営される場合は62,000円が予算化され、光熱水費等や人件費が保障されることになりました。「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業」が予算化されましたが、マスク・消毒液・ペーパータオル等は入手自体が困難であり、物資不足は深刻な課題です。次なる対策を要望します。

学童保育を利用している子どもたちの安全を守り、安心できる生活を保障するために欠かせない土台として、集団の規模を小さくすることは感染拡大を防止するために必要です。子ども集団の規模の上限を守りつつ必要な数だけ学童保育を増やすには、施設整備や人材確保が課題となります。それには、専門的な知識や技能を身につけた指導員が、8時間勤務の常勤雇用で複数配置されることが不可欠です。学童保育の役割や子どもたちの発達の特性、学童保育の生活内容についての理解を深め、それを具体的に果たせる条件整備、財政措置が必要です。

現状と課題、要望内容

- 今般の追加の財政措置を、学童保育を実施している自治体すべてが申請するように、さらなる周知徹底をしてください。

〔補足〕「通常の運営費で足りている」「1日6時間分までは申請するが、それ以外は認めない」を理由に、自治体の判断で申請をしない自治体があると聞いています。連絡協議会からも各自治体に働きかけますので、厚生労働省・内閣府からもさらなる周知徹底をしてください。

- 今年度中に申請できなかった事業者・市町村に対して、さかのぼって申請ができるような対応をしてください。

〔補足〕3月10日には「子ども・子育て支援交付金交付要綱」が示され、13日までに申請をすれば、30日には市町村に対して支払われるという今回の決定は、人件費など、すぐに支払いを要するものもあるため、迅速な対応に感謝する一方、申請期間の短さに戸惑いの声があがりました。

なかでは、事業者にも周知しきれなかったり、情報を把握していなかった市町村もありました。また、申請締め切りの前日に事業者へ通知があり、数時間後に申請締め切りのため、対応できない現場、事務職員がいないところでは午前中からの開所のために保育や指導員の確保に追われ、書類の作成に対応できなかった現場もありました。18日付の事務連絡では、交付申請期限に間に合わず特例措置の申請ができていない場合、追加の交付申請を受け付けることが示されました。

- 新年度になってから生じた費用、申請後に判明した費用についても、自治体が申請・支出することができるような仕組みとしてください（現時点での国の方針では、2019年度予備費で手当てするとされているが、2020年度予算でも対応が可能な仕組みとしてください）。

- 例年であれば、春休み前の対応してきた業務が午前中からの保育で困難になった事態をふまえて、その作業のための人件費を保障してください。

〔補足〕例年であれば、指導員は春休みの一日保育に入る前に年度末の書類等の作成、新年度の準備をしてきたものですが、今回、緊急に一日保育が必要になったことで、連日の超過勤務で対応している状況です。さらに、新入所に伴う保護者説明会等が開催できず、個別対応にも追われています。

また、公営で学童保育を実施してきたところで、会計年度任用職員制度への移行を機に、委託化した自治体では、引き継ぎや保護者説明も十分にできていません。

- 3月12日付のFAQで「児童福祉法に基づく市町村への届け出が行われていれば、対象として差し支えありません」と示されたことが広く周知されるよう、再度案内してください。

〔補足〕市町村の放課後施策との兼ね合いで、児童福祉法に基づき市町村への届出をしていますが、放課後児童健全育成事業（運営費）の補助金がないことがあります。今回の追加の財政措置の対象になり、財政的な心配をすることなく午前中からの開所が可能になった事業者もあります。

- 必要なマスク、特に子ども用マスクは入手できない状況があります。国で入手し、配付する手立てをおこない、至急各学童保育へ必要枚数配付してください。また、購入するにあたっては年度末で区切るのではなく、必要な期間は適用するよう期間を延ばしてください。

- 新型コロナウイルスが終息するまで、追加で生じる運営費、人件費は国庫負担割合を10分の10として補助してください。

2020年5月18日

厚生労働省

大臣 加藤 勝信 様

全国学童保育連絡協議会

会長 西田 隆良

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての 学童保育の対応についての緊急申入書

国は、「新型コロナウイルス」感染症の感染拡大防止のために、3月には各自治体に対して「学校の臨時休業」を要請し、4月7日には緊急事態宣言を発令しました。緊急事態宣言は5月6日までを期限としていましたが、その後、延長され、現在は8都道府県を残し、39県で解除されました。

学童保育は、「学校の臨時休業」が要請される中でも、「原則開所」という考え方が示され、3月からこれまでの間、午前中からの開所がつづいています。登所を控える保護者の協力もあり、多くの地域では通常より登所人数が減少しています。そうした保護者の理解と協力とともに、学童保育では感染から子どもを守るために多岐にわたっての配慮やかかわりが求められており、子ども・保護者・指導員はたいへんな緊張状態がつづいています。緊急事態宣言の延長に伴い学童保育は、あらかじめ計画・準備された40日の夏休み期間をはるかに超える、事前の準備ができない想定外の「非日常」の一日保育が3か月にもわたって続くこととなります。

この2か月の動きを通して私たちは、「学童保育は、就労など保育を必要とする家庭とその子どもたちにとって、なくてはならない事業である」こととともに、保育所と同様の役割を果たす社会基盤のひとつであるとの理解を深めました。あわせて、多くの学童保育の生活環境が、「新型コロナウイルス」感染症を防止しようとしても施設環境が十分でないなど「濃厚接触が避けられない」貧しいものであることも痛感しました。

全国各地の学童保育では、限られた環境のなかで、指導員が緊張と自身の感染のリスクにさらされながらも、子どもたちにできるだけ「日常の安心な時間」を提供できるようにと努めつつ、保護者と共に、子どもを守るための絶え間ない努力を続けています。

指導員は、感染させないための衛生管理の徹底とあわせて、子どもに安心・安全な生活を継続して保障していくことなど心の健康にも配慮し、遊び場の確保など日々奮闘しています。しかし、「不十分な環境のなかで子どもを守りきれのだろうか」という不安、自らの感染への不安、人手不足や新年度に向けての保育準備による労働過多、責任の所在の不明確さからくる重圧、疲弊、葛藤を抱えるとともに、「学童保育を休んでいる子どもたちはどのように過ごしているだろうか」と胸をいためつつ、懸命に日々の保育を行っています。

学童保育の利用自粛要請に伴い、在宅で子どもを過ごさせざるを得なかったり、保護者が仕事を失ったりしたことから学童保育を退所する家庭も増えています。保護者会が運営を担う民営の学童保育などでは、「今の状況を乗り切れるのか、学童保育を守りきることができるのだろうか」といった不安も抱えつつ、指導員と力をあわせて維持・存続のために努力を重ねています。

感染という不安のなかで人と人とのつながりが絶たれ、信頼で成り立つ社会活動が取り組みにくくなってきているなかでも、私たちのもとには、「一人ひとりの保護者の不安に耳をかたむけ、相談に応じる」「手紙を届ける、保護者や子どもの状況を尋ねる連絡をするなど、利用を控えている子どもたちへの配慮に取り組む」などを行っている学童保育の様子も寄せられています。

全国学童保育連絡協議会は、学童保育を必要とする子どもの命と安全を守り、感染症拡大防止と必要な保育の確保のために、次のことを要望します。

要望内容

- ① 学童保育における「新型コロナウイルス」感染症拡大防止対策について、国や実施主体である市区町村の責任を明確にし、確実かつ速やかに実施してください。
- ② 新年度に入ってから追加の財政措置を、学童保育を実施しているすべての市区町村が申請するように、さらなる周知徹底をしてください。学童保育を利用しているすべての保護者、運営しているすべての事業者の負担とならないために、追加で生じる運営費、人件費は国庫負担割合を10分の10として補助してください。
- ③ 学童保育での感染リスクを軽減し、保育を確実に継続して行うために、国や自治体は適切な感染症防止対策をとってください。2020年度に予算化された「感染拡大防止対策に係る支援」を、学童保育を実施しているすべての市区町村が申請するように、さらなる周知徹底をしてください。補助基準額が「令和元年度の対象経費の実支出額との合計」となっていますが、これを「1度きり50万円」の財政支援ではなく、「新型コロナウイルス」感染症拡大防止対策が継続的におこなえるよう補助金を創設してください。
- ④ 必要物品（消毒液、マスク、ペーパータオル等）を支給し、保健所等の行政の公衆衛生部門において学童保育の相談に即応し、支援する体制を確立してください。
- ⑤ 保育料（利用料）の返却について、1日・1人あたりの補助基準額が上限500円では不足するところもあります（2019年厚生労働省調査によると月額12,000円以上の利用料を徴収しているところは1,630か所、全体の6.9%）。上限額について早急に増額してください。
- ⑥ 小学校の臨時休業等により、指導員の勤務時間が長くなり、一時的に年収が130万円以上となった場合にも、健康保険は「直ちに被扶養者認定を取消すのではなく」「総合的に将来収入の見込みを判断すること」と示されました。所得税上も同様の措置をしていただき、保育の継続性を担保できるような方策を講じてください。
- ⑦ 国および自治体は、学童保育を利用する保護者等の在宅勤務や出勤調整をよりいっそう推進するよう事業者などに働きかけるとともに、そのための保障を充実させてください。
- ⑧ 学童保育で過ごす子どもたちが安全に過ごす環境を整えるために、地域や学校などの理解と協力が得られるよう、国や自治体として、具体的な方策を図ってください。
- ⑨ 子どもやその家族、職員やその家族が体調不良となり、感染が考えられる場合は、感染拡大を想定し、当事者及び濃厚接触者の検査を速やかに実施してください。
- ⑩ 市区町村は、子どもや職員の感染が判明した学童保育において、関係者に対して適切な情報開示を行い、子ども、保護者、職員、運営者が風評被害にさらされないような手段を講じてください。
- ⑪ 市区町村は、事前に地域の感染拡大を想定し、学童保育の規模の縮小や臨時休業を含めた対応策を講じるよう、国から周知徹底してください。市区町村が臨時休業を検討する場合でも、仕事や家庭の状況により保育を必要とする子どもの居場所を確保するよう、国から周知徹底してください。
- ⑫ 「新型コロナウイルス」感染症拡大防止の観点から、新年度以降の学童保育の規模の縮小や臨時休業を行わざるを得ない場合、また、緊急事態宣言以前に保護者の判断で利用を自粛した場合、加えて、今後起こり得る保護者の失業・退職による児童数減にあたって、学童保育の運営に支障をきたさず継続できるよう、年度当初の在籍人数に基づく財政補償を創設してください。
- ⑬ 国及び自治体は、上記の対応とこれらに伴う財政支援とを一体のものとしてすみやかに取り組んでください。

2020年6月19日

厚生労働省

大臣 加藤 勝信 様

全国学童保育連絡協議会

会長 西田 隆良

「新型コロナウイルス」感染症 学童保育にかかわる緊急申入書

国は、「新型コロナウイルス」感染症の感染拡大防止のために、2020年2月末には各自治体に対して「学校の臨時休業」を要請し、4月7日には「緊急事態宣言」を発令しました。5月25日にはすべての都道府県で解除され、学校は分散登校、あるいは通常登校となりました。

学童保育は、「学校の臨時休業」が要請されるなか、「原則開所」で子どもたちの「生活の場」を保障してきました。

「緊急事態宣言」が解除された後も、分散登校にともない、朝からの保育が必要とされており、子どもの受け入れ体制の構築にも新たな課題が生まれています。午前・午後に登校が分散している場合は、子どもたちが昼食をとるための対応を2回する必要がありますし、複数の小学校の子どもが学童保育に在籍している場合、出欠の管理がさらに煩雑になっています。学童保育では、保育体制や感染症対策などあらかじめ計画・準備された40日の夏休み期間をはるかに超える想定外の「非日常」の一日保育が4か月にもわたって続いているところもあります。

全国各地の学童保育では、施設や保育体制など限られた条件のなかで、感染症対策を取り、指導員は感染への不安と緊張のなかで、子どもたちにできるだけ「日常の安心な時間」を提供できるよう保護者と共に子どもを守るための絶え間ない努力を続けています。

国の第2次補正予算に盛り込まれた「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」は、医療分野だけでなく、福祉分野も対象となりました。しかし児童分野、学童保育や保育所の職員は対象外となったことは大変残念に思います。「学童保育は、就労など保育を必要とする家庭とその子どもたちにとって、なくてはならない事業である」こととともに、保育所と同様の役割を果たす社会基盤のひとつであるとの理解が「新型コロナウイルス」感染症への対応を通して社会全体に広がりました。山形市、新潟市、千葉県松戸市、三重県、福岡県北九州市などでは、この間の負担増に配慮し、指導員に対して自治体独自の給付が行われています。

学童保育の利用自粛要請がつづき、高学年の子どもたちの受け入れを見合わせているところでは退所する家庭があったり、保護者の失業・退職にともなう退所や入所辞退が増えているとも聞いています。保育料の減収により学童保育の財政状況が厳しくなっており、このままでは、子どもを守るために必要な、指導員の雇用を継続することや保育体制の確保が困難です。

全国学童保育連絡協議会は、学童保育を必要とする子どもの命と安全を守り、感染症拡大防止と必要な保育の確保のために、次のことを緊急に要望します。

要望内容

- ① 学童保育指導員を「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」の支給対象としてください。
- ② 「新型コロナウイルス」感染症拡大防止の観点から、市町村が高学年の利用自粛を要請した場合、利用を休止した場合、加えて今後起こり得る保護者の失業・退職による児童数減が生じて、学童保育の運営に支障をきたさず継続できるよう、児童数が減少している学童保育については、昨年度同時期の在籍人数も考慮し、年度当初の在籍人数に基づいて補助金を交付してください。
- ③ 国は、全国学童保育連絡協議会のこれまでの申し入れ・要望内容にもとづき、自治体とともに財政支援にすみやかに取り組んでください。

2020年8月31日

厚生労働省

大臣 加藤 勝信 様

全国学童保育連絡協議会

会長 西田 隆良

「新型コロナウイルス感染症」 学童保育にかかわる緊急申入書

国は、「新型コロナウイルス」感染症の感染拡大防止のために、2020年2月末には各自治体に対して「学校の臨時休業」を要請し、4月7日には「緊急事態宣言」を発令しました。5月25日にはすべての都道府県で解除され、学校は分散登校、あるいは通常登校となりました。学童保育は、「学校の臨時休業」が要請されるなか、「原則開所」で子どもたちの「生活の場」の保障を求められました。

今般のコロナ禍において、今年度の放課後児童支援員認定資格研修が、「秋以降の開催」「感染防止の観点から1クールあたりの受講者数を減らした開催」となっていて、その結果、「ある市町村では、1クールに8人申し込んでいたが2名しか受講できなかった」などの実態がわかってきました。

厚生労働省の調査によれば、放課後児童支援員認定資格研修を受講した人数は2019年5月の時点で70,479人と、基礎資格を有している人数の7割です。今年度に予定されていた認定資格研修は、最盛期より回数が減少しているなかで、受講の機会がさらに失われると、放課後児童支援員の資格を取得できる人数が、当初見込みより2分の1から3分の1に減少してしまいます。これに伴って、今年度新たに採用された指導員や未だ受講していない指導員が希望しても受講できない、各現場で開所している時間帯を通じて有資格者を配置することができない事態となってしまいます。このことにより、各学童保育が意図していない補助金の減額が行われてしまい、運営上大きな問題となることは明白です。あわせて、来年度の職員配置や増設に対しても大きな影響を及ぼすこととなります。

全国学童保育連絡協議会は、コロナ禍における放課後児童支援員認定資格研修をめぐる対応に対し、次のことを緊急に要望します。

要望内容

- ① 2019年10月3日付の厚生労働省子ども家庭局長通知において、「『放課後児童支援員認定資格研修』の機会の提供に引き続き積極的に努めることとし、研修の回数や開催場所など受講者への配慮も必要である。また、市町村及び事業者においても、放課後児童支援員認定資格研修を未だ受講していない職員に対して、研修受講機会を確保するよう特段の配慮を行うことが必要である」と通知したことにもとづいて、有資格者の配置について、国として実態を把握し、結果を公表したうえで、対策を講じてください。
- ② 資格取得を必要とする指導員が受講できるための会場の規模や回数、開催方法、必要な予算を国と自治体が一体となって確保してください。
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で十分に研修受講機会が確保できない場合、今年度にかぎって基礎資格を有する者を「放課後児童支援員」の有資格者としてください。ただし、感染症拡大の状況によっては、来年度以降も継続してください。

2020年10月28日

厚生労働省

大臣 田村憲久 様

全国学童保育連絡協議会

会長 西田 隆良

「新型コロナウイルス感染症」 学童保育にかかわる緊急申入書

全国学童保育連絡協議会は、2020年3月から8月までの間に「新型コロナウイルス感染症」学童保育にかかわる緊急申入書を5回にわたって国に提出してきました。今般、学校における少人数学級について検討されています。子どもたちが生活をともにする学童保育においても、安全に安心して過ごせるよう、子ども集団の規模や一人当たりの面積について「従うべき」基準を定め、全国どこの学童保育でもその内容が保障されることが必要です。また、専門的な知識・技能を身につけた常勤の指導員が常時複数配置されることと、そして、指導員の継続的に安定した雇用を確保するための常勤整備を進めることは最低限守らなければならないものと考えます。

2021年度予算の概算要求に関わって、2020年7月21日に開催された閣議における財務大臣の発言要旨には、「基本的に、対前年度同額」との考えが示されていましたが、「その上で、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができる」とも記されていました。2021年度の厚生労働省の放課後児童対策に関わる概算要求は、例年どおりの事項要求で、新規事業に関わる要求は含まれていませんでした。そこで、全国学童保育連絡協議会は、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止をはかり、学童保育がその役割を果たすことができるために、次のことを緊急に要望します。

要望内容

1. 概算要求は事項要求となっていますが、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の遵守と指導員の常時複数・専任配置ができるよう、2021年度予算は、福祉職俸給表に基づく職員2人分を予算化する運営費補助基準額になるよう、2020年度より大幅に増額してください。
2. 新型コロナウイルス感染症への対応のために、以下を予算化してください。
 - ① マスクや消毒薬などの消耗品および空気清浄機などの備品を整備できること
 - ② 指導員をはじめとした必要とする関係者に対して、必要なときにPCR検査を行うことができるよう検査体制の抜本的な拡充をおこない、その検査にかかる費用は公費で負担すること
 - ③ 感染症拡大防止の観点から、「省令基準」に示されている規模(1つの支援の単位あたりおおむね40名以下)や面積(子ども一人あたり1.65㎡以上)の完全なる実施および改善をしてください。
3. 子どもに安全に安心して過ごせる「生活の場」を保障するという観点から学校を含む公共施設を利用できるよう、早急に国や自治体として具体的な方策を図ってください。

学童保育における「新型コロナウイルス」感染症拡大防止 および必要な保育の確保のための緊急声明

2020年5月1日 全国学童保育連絡協議会

2020年5月現在、「新型コロナウイルス」感染症は全国的な広がりを見せており、今後の見通しが立っていません。現在は、社会全体と一人ひとりが努力を重ね続けることが求められています。

この間、支援を必要としている多くの学童保育に、企業やN G O団体、諸団体などから、物資の提供をはじめ、さまざまなご支援・ご協力をいただいておりますことに、あらためてお礼を申し上げます。

残念ながら、感染者数の増加はとまらず、学童保育での感染が報告されている地域もあります。多くの子ども、保護者、学童保育の指導員は疲弊し、2020年2月末に各自治体へ「学校の臨時休業要請」が出された際といまとでは、大きく状況が変化しています。

こうした現状をふまえて、全国学童保育連絡協議会は、現状を一刻も早く改善し、学童保育を必要とする保護者と子ども、指導員を守り、学童保育事業の安定した維持を図るために必要な手立てを求める緊急声明をまとめました。

【浮き彫りになった学童保育の重要性と施策の脆弱さ】

国は、「新型コロナウイルス」感染症拡大防止のため、2020年2月末に各自治体に対して、学校の臨時休業を要請しました。学童保育は働きながら子育てをしている家庭にとって必要な公的な事業であり、社会活動を支え、経済活動に必要な主要な社会基盤として、保育所と同様の役割を果たすため、国から「原則開所」の要請を受けました。

同年4月7日には埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、及び福岡県の7都府県に緊急事態宣言が発令され、同日には厚生労働省より、事務連絡「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（別添）が発出されました（4月16日には対象地域をすべての都道府県に拡大）。

急遽3月以降、学童保育を午前中から開所することにもない、国や自治体では、一定の予算措置等が講じられました。登所を控える保護者の協力もあって、通常より登所人数が減少している学童保育もあるものの、感染から子どもを守るために多岐にわたる配慮やかかわりが求められており、子ども・保護者・指導員はたいへんな緊張状態がつづいています。

この2か月の動きを通して私たちは、「学童保育は、就労をはじめとした保育を必要とする家庭とその子どもたちにとって、なくてはならない事業である」ことを、あらためて確認してきました。

あわせて、多くの学童保育の生活環境が、「新型コロナウイルス」感染症を防止しようとしても「濃厚接触が避けられない」貧しいものであることも痛感しました。

学童保育は、①施設条件の不十分さがあること、②子どもが安心して安全に過ごせる人数規模の上限が必ずしも守られていないこと（大規模化）、③指導員が劣悪な処遇におかれていること、子どもを安全に受け入れるための準備時間が勤務時間として認められていなかったり、継続的に安定的な勤務が確保されていなかったりする現場があること、慢性的な人手不足など、学童保育施策の脆弱さを抱えています。

【子ども、保護者、学童保育の指導員が置かれている深刻な状況】

全国各地の学童保育では、限られた環境のなかで、指導員が緊張と自身の感染のリスクにさらされな

がらも、子どもたちにできるだけ「日常の安心な時間」を提供できるようにと努めつつ、保護者と共に、子どもを守るための絶え間ない努力を続けています。

しかし、感染という不安のなかで人と人とのつながりが絶たれ、信頼で成り立つ社会活動が取り組みにくくなってきています。学童保育においても、子ども、保護者、指導員は次のような深刻な状況におかれています。

子どもは、「日常の生活」、すなわちその成長に欠かすことのできない遊びや学びの機会や場所や仲間とのかかわりが十分に保障されない状況に置かれています。これらに加えて、大人が抱える不安を敏感に感じ取ることで、大きな不安やストレスを抱えている子どももいます。

学童保育に子どもを通わせる保護者は、「3密」といわれる「密閉・密集・密接」を避けることが困難な学童保育にわが子を預けざるを得ないことへの葛藤や、仕事と子育ての両立の難しさへの悩みを抱えています。

保護者会が運営を担う民営の学童保育などでは、「今後、学童保育を守りきることができるのだろうか」といった不安も抱えつつ、指導員と力をあわせて維持・存続のために努力を重ねています。

指導員は、感染させないための衛生管理の徹底とあわせて、子どもに安心・安全な生活を継続して保障していくことなど心の健康にも配慮し、遊び場の確保など日々奮闘しています。しかし、「不十分な環境のなかで子どもを守りきれのだろうか」という不安、自らの感染への不安、人手不足や新年度に向けての保育準備による労働過多、責任の所在の不明確さからくる重圧、疲弊、葛藤を抱えるとともに、「学童保育をお休みしている子どもたちはどのように過ごしているだろうか」と胸をいためつつ、懸命に日々の保育を行っています。

【感染症拡大防止と必要な保育の確保のために】

全国学童保育連絡協議会は、学童保育を必要とする子どもの命と安全を守り、感染症拡大防止と必要な保育の確保のために、次の対応を求めます。

- ① 学童保育における「新型コロナウイルス」感染症拡大防止対策について、国や実施主体である市町村の責任を明確にし、確実にかつ速やかに実施すること。
- ② 国および自治体は、学童保育を利用する保護者等の在宅勤務や出勤調整をよりいっそう推進するよう事業者などに働きかけるとともに、そのための保障を充実させること。
- ③ 学童保育での感染リスクを軽減し、保育を確実に継続して行うために、国や市町村は適切な感染症防止対策をとること。必要物品（消毒液、マスク、ペーパータオル等）を支給し、保健所等の行政の公衆衛生部門において学童保育の相談に即応し、支援する体制を確立すること。
- ④ 学童保育で過ごす子どもたちが安全に過ごす環境を整えるために、地域や学校などの理解と協力が得られるよう、国や自治体として、具体的な方策を図ること。
- ⑤ 子どもやその家族、職員やその家族が体調不良となり、感染が考えられる場合は、感染拡大を想定し、当事者及び濃厚接触者の検査を速やかに実施すること。
- ⑥ 市町村は、子どもや職員の感染が判明した学童保育において、関係者に対して適切な情報開示を行い、子ども、保護者、職員、運営者が風評被害にさらされないような手段を講じること。
- ⑦ 市町村は、事前に地域の感染拡大を想定し、学童保育の規模の縮小や臨時休業を含めた対応策を講じること。国や自治体は、臨時休業を検討する場合でも、仕事や家庭の状況により保育を必要とする子どもの居場所を確保すること。
- ⑧ 「新型コロナウイルス」感染症拡大防止の観点から、学童保育の規模の縮小や臨時休業を行わざるを得ない場合、財政的な補償など、学童保育の運営に支障をきたさず継続できるよう手立てを講じること。
- ⑨ 国及び自治体は、上記の対応とこれらに伴う財政支援とを一体のものとして速やかに取り組むこと。

学童保育は社会の機能の維持に必要な事業であり、子育てと仕事等の両立を支え、子どもたちを育むために必要な事業であると確信しています。今回の感染症拡大防止のための対応により、学童保育も保育所と同様の役割を果たす社会基盤のひとつであるとの理解が広がりました。

私たちのもとは、「一人ひとりの保護者の不安に耳をかたむけ、相談に応じる」「手紙を届ける、保護者や子どもの状況を尋ねる連絡をするなど、利用を控えている子どもたちへの配慮に取り組む」などしている学童保育の様子も寄せられています。

全国学童保育連絡協議会は、長期化が予想される「新型コロナウイルス」感染症に関わる対応について、各地域の学童保育連絡協議会を通じて情報交換や交流・連絡をはかり、指導員・保護者と共に取り組みを進めていきます。

皆様の学童保育へのいっそうのご理解と協力をお願いいたします。

以上

[別添]

1. 全国学童保育連絡協議会作成・「安全対策・危機管理点検リスト・学童保育の生活のなかでの安全（健康管理・感染症）」（『学童保育の安全対策・危機管理～「安全対策・危機管理の指針」づくりの手引き～』より抜粋）
2. 2020年4月7日付、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、同局保育課、同局子育て支援課連名の事務連絡「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」

参考資料2

「新型コロナウイルス感染症」に関連した国の財政措置

学校の臨時休業に関連して、追加で生じる費用について

2019年度

2020年2月28日時点

内閣府計上の令和元年度子ども・子育て支援交付金

放課後児童クラブの開所に伴い、追加的に生じる費用については、保護者負担を求めず、国庫負担割合を10/10として補助。

◇小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合

1日あたり 10,200円

◇小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて運営する場合

1日あたり 36,000円（3月1日付でこの額に変更）

2020年3月6日時点

内閣府計上の令和元年度子ども・子育て支援交付金

◇午前中から開所するための経費

1日あたり 10,200円

◇上記に、人材確保に必要な費用20,000円を追加

◇支援の単位を新たに設けて運営する場合

1日あたり 62,000円に増額

◇午前中から障害のある子どもを受け入れる場合…（新規）6,000円

◇午前中から障害のある子どもを3人以上受け入れる場合…（新規）合計1万2000円

◇午前中から医療的ケア児を受け入れる場合…（新規）12,000円

2020年度

2020年5月20日時点

内閣府計上の令和2年度子ども・子育て支援交付金

2019年度の国庫負担割合10分の10と異なり、国、都道府県、市町村の3分の1。地方負担分については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することが可能。

◇新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業

1支援の単位当たり日額 11,000円

◇新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業

1支援の単位当たり日額 21,000円

◇新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業

1支援の単位当たり日額 36,000円

◇新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業

1支援の単位当たり日額 26,000円

◇新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業

1支援の単位当たり日額 6,000円

◇新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入強化推進事業

1支援の単位当たり日額 6,000円

◇新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業

1支援の単位当たり日額 12,000円

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るための費用について

2019年度

2020年3月10日時点

内閣府計上の令和元年度子ども・子育て支援交付金

「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業」（「一支援の単位当たり50万円」）が新たに予算化。「市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費に限る」もの。

2020年度

2020年5月20日時点 2020年度第一次補正予算

内閣府計上の令和2年度子ども・子育て支援交付金

国、都道府県、市町村の3分の1。地方負担分については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することが可能。

◇新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業

1人当たり日額 500円

国庫負担割合10分の10。

◇新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（令和元年度の対象経費の実支出額との合計）

1支援の単位当たり 500,000円

2020年6月19日時点 2020年度第二次補正予算

児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援

令和2年度第二次補正
予算案：452億円

（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）

目 的

児童福祉施設等は、適切な感染防止対策を行った上での事業継続が求められているが、職員は感染予防のための標準予防策を必ずしも習得しておらず、感染対策に関する不安や疑問等を抱えて業務にあたっており、精神的にも多大な負荷を負っている。

本事業では、医療機関や感染症専門家等からの支援等により、児童福祉施設等における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、各種支援を行う。

事業内容

（1）医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等の支援

【補助基準額】 都道府県：22,396千円、市区町村：16,797千円

【実 施 者】 都道府県、市区町村、市区町村等が認めた者

【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、児童養護施設等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業



（2）マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品に対する支援

【補助基準額】 （3）と合わせて1施設等当たり：500千円

【実 施 者】 都道府県、市区町村、市区町村等が認めた者

【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、児童養護施設等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業



（3）職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）

【補助基準額】 （2）と合わせて1施設等当たり：500千円

【実 施 者】 都道府県、市区町村及び市区町村等が認めた者

【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業
※児童養護施設等については、既定予算を活用して実施



（4）濃厚接触者等の子どもの対応について、医療機関への一時保護委託の連絡調整等を行うほか、一時保護所や児童養護施設等で受け入れを行う際、健康観察等の個別的な対応の充実や、症状が出た場合の迅速な関係機関（保健所・医療機関等）との連携を図るために看護師等の配置・派遣等を支援

【補助基準額】 1自治体当たり：13,308千円

【実 施 者】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

【対象施設等】 児童養護施設等



※放課後児童健全育成事業等：放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

※保育所等：保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

※児童養護施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所（一時保護委託施設含む）、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設含む）

※子どもの生活・学習支援事業等：子どもの生活・学習支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター

【実施主体】 都道府県 【補助割合】 10/10

参考資料3

指導員・学童保育施設に独自の給付をした自治体一覧 (2020年11月30日現在)

国の第2次補正予算に盛り込まれた「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」は、医療分野だけでなく、福祉分野も対象となりました。しかし、学童保育は社会を支える事業として、学校臨時休業中においても原則開所を求められる一方で、児童分野、学童保育や保育所の職員は対象外となったことから、全国学童保育連絡協議会では、6月19日に厚生労働省に緊急申入書を提出し、「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」の対象となるよう要望しました。

一方で、指導員・学童保育に独自の給付を行っている自治体があります。

個人への給付 A 金額 B 対象となる職員 C 勤務期間 D 特記事項
学童保育施設への給付 E 金額 F 給付条件等

- ◇北海道札幌市……A：一人5万円。B：保育所や放課後児童クラブの職員1万8000人。
- ◇岩手県盛岡市……A：一人1万2,000円のプレミアム付商品券「2020もりおかプレミアム付商品券SANS A」。
- ◇岩手県滝沢市……A：一人3万円。B：緊急事態宣言期間（2020年4月16日～5月25日）に従事した職員（正規雇用だけでなく、非常勤、パート、アルバイトなども）。C：勤務日数、勤務時間は問わない。
- ◇宮城県仙台市……A：一人5万円。B：保育施設等（認可外保育施設を含む）、幼稚園、放課後児童クラブ、児童養護施設等職員。C：2020年2月21日から6月30日までの期間において、児童と接触を伴う業務に10日以上従事しており、9月1日時点で児童福祉施設等に在籍している職員（職種や勤務時間は問わない）。
- ◇宮城県富谷市……A：一人5万円。B：雇用形態不問（アルバイト含む）。C：2020年2月21日～2021年3月31日の間に10日以上勤務した者。
- ◇秋田県由利本荘市……A：一人最大5万円。B：公営の指導員（公務員）は対象ではない。
- ◇山形県……A：一人5万円。B：対象施設は、学童保育・保育所のほか、幅広い児童分野。公営の保育所の保育士（常勤の地方公務員）も対象。C：2020年4月1日から6月30日までに10日以上勤務（勤務時間は明記せず）した者が対象。D：この期間、勤務していて、6月30日をもって退職した場合でも、交付される。
- ◇山形県山形市……A：一人3万円。B：雇用形態不問（専任・パート・アルバイト・学生等）。C：4月7日から5月6日までの間で、平日に8日以上保育に携わった職員が対象（勤務時間問わず）。
- ◇山形県寒河江市……A：一人最大6万円。B：正職員一人・一か月3万円。C：4月～5月。
- ◇茨城県ひたちなか市……A：一人3万円。
- ◇茨城県行方市……A：一人3万円。B：学童保育指導員をはじめ、認定こども園の職員。
- ◇茨城県東海村……A：一人3万円。B：雇用形態は問わない。D：汎用型のプリペイドカード「クオカード」。
- ◇栃木県足利市……A：一人1万円。B：学童保育指導員、民間保育所・幼稚園の職員（申請日時点において対象期間から継続して雇用契約を結んでいる者）。C：4月16日から5月14日までの間、通常運営すべき日数の8割以上を開設した事業所と雇用契約を結んでおり、対象期間に勤務実績のある者。E：1事業所10万円。F：「明日の笑顔プロジェクト」（子どもの居場所を支援する事業）放課後児童クラブ・民間保育園・放課後等デイサービス・認定こども園など103の事業所に5月末に支給。
- ◇群馬県桐生市……A：一人5万円。B：公立施設をのぞいた、保育所、認定こども園、学童保育、児童福祉法に規定する児童福祉施設に勤務する職員（市外の施設も対象、職種による制約はない）。C：2月11日から6月30日までの間に桐生市民として対象施設に通算10日以上勤務。D：7月10日において、本市の住民基本台帳に記録されている者
- ◇群馬県沼田市……A：一人5万円。B：市在住で、近隣の市町村内の事業所で勤務する場合も対象。C：4月1日から7月31日までに10日以上勤務した者が対象。
- ◇埼玉県加須市……A：一人1万円。B：民間放課後児童クラブでの保育に従事した正職員。C：4月

- から6月までの期間に「1日の勤務時間が4時間30分以上」「1か月の勤務日数が20日以上」の2つを満たす月が1月以上ある者。
- ◇埼玉県本庄市……A：一人最大3万円。B：対象は指導員ではなく、学童保育を運営する事業者。C：「緊急事態宣言」期間に、実際に勤務した日が延べ10日以上に従事者の数に3万円を乗じた額、および、「緊急事態宣言」期間に勤務日が延べ10日未満に従事者の数に1万円を乗じて得た額。
 - ◇埼玉県上里町……E：一事業所5万円。F：2020年4月1日現在、町内で障害福祉、児童福祉、高齢福祉、幼児教育を実施し、町が認めている事業所。
 - ◇千葉県松戸市……A：一人最大6万円。一人当たり月1万円（主任は2万円）、補助員へも支給。C：4月～6月の3か月間。
 - ◇東京都練馬区……A：一人2万円。B：公営の指導員（公務員）は対象ではなく、公設民営・民設民営で放課後児童健全育成事業の届出をしている学童保育の職員。
 - ◇東京都練馬区……2回目の給付。A：一人3万円。B：民間の保育園や学童保育で働く職員（雇用形態・勤務日数・勤務時間を問わず）。対象は約9,000人。
 - ◇神奈川県三浦市……A：一人2万円。
 - ◇神奈川県南足柄市……A：一人5万円。B：放課後児童クラブで児童と接した者（勤務時間は問わない）。現在退職している者でも、対象期間に勤務していれば交付対象。C：2020年1月15日から6月30日までの間に延べ10日間勤務。D：5月中は教員が子どもの保育を行っていたので、教員も慰労金の対象になることが推測される。
 - ◇新潟県新潟市……A：一人最大6万円。B：正規職員・臨時職員を問わず。D：新潟県連協では、全国連協が発信した山形市や北九州市など、先行して自治体独自の給付が行われた情報を市の担当課に届けていた。
 - ◇福井県……A：一人5万円。B：学童保育指導員はじめ、保育士、児童養護施設・乳児院など児童福祉施設の職員。C：県内で感染がはじめて確認された3月18日から6月30日までに、子どもと直接接する業務に10日間従事した者に支給。勤務時間、資格の有無は問わず。
 - ◇愛知県……E：10万円。F：緊急事態宣言下で開所した保育園、学童保育、トワイライトスクールなどに、応援金として給付。
 - ◇愛知県名古屋市……E：1事業者ごとに5万円。F：保育園、学童保育、トワイライトスクールなど。
 - ◇愛知県津島市……E：一施設あたり10万円。F：指導員の手元に届くように注意喚起が行われている。
 - ◇三重県……A：一人5,000円。D：電子マネー「みえ子育てWAON」。
 - ◇京都府福知山市……A：一人3万円。
 - ◇大阪府摂津市……A：一人1万円。B：民間の福祉施設職員に支給。学童保育は2020年4月から市内10か所中3か所が民間委託となった。委託された学童保育の指導員には支給されたが、7か所の公営の指導員は対象外。
 - ◇大阪府熊取町……A：一人3万円。B：町内の民間の保育士（公立は臨時職のみ）、学童保育従事者に給付。
 - ◇大阪府河南町……A：一人2万5,000円。B：町内在住の保育等従事者（学童保育指導員含む）を対象に、緊急事態宣言中に10日以上勤務した者。C：町内在住が要件で、他市町村で勤務している場合も対象（勤務証明が必要）。他市町村の公営学童保育で勤務する指導員（公務員）も対象となったが、他市町村在住で、河南町内の保育・学童保育に勤務する従事者は対象外となった。
 - ◇島根県……A：一人5万円。B：学童保育指導員はじめ、保育士、認定こども園・児童養護施設・乳児院など児童福祉施設の職員。C：3月2日から5月25日までに5日以上勤務した者で、4月1日時点で在籍している職員。勤務時間、資格の有無は問わない。D：県と市で2分の1ずつ負担。
 - ◇岡山県倉敷市……E：一支援の単位に25万円以内の支給（一人最大5万円）。F：3月2日から5月31日に保育業務に従事した職員が対象。5万円を上限として、この範囲でどのように支給するかは、各事業所に任される。7月1日以降に支給されるものが補助金の対象。市は、議会の意見により、事例を示す。
 - ◇山口県……A：一人5万円。
 - ◇福岡県北九州市……E：一人最大2万円。3クラス以下のクラブで、一施設あたり25万円、4クラス

- 以下のクラブで、一施設あたり50万円。F：用途は、クラブの職員（非正規職員を含む）に対する特別給付金（人件費）及びこれに係る経費（法定福利費）とされていて、人件費については、一人あたり2万円までを目安。市連協として、慰労金についての要望をしていた。
- ◇福岡県北九州市……2回目の給付。E：1クラスあたり10万円。F：非正規職員を含む職員。給付金として、もしくは法定福利費などの経費にも用いることができる。市から運営委員会への委託料として支払うので、手続きは不要。
 - ◇福岡県飯塚市……A：一人あたり3万円。B：放課後児童クラブ、保育所、保育園、認定こども園、届出保育施設（第59条の2の規定に基づき、福岡県知事に同条に定める事項を令和2年4月1日時点で届け出ている認可外保育施設、ただし、自主休園等をしている施設をのぞく）に勤務する者であって、つぎのいずれかに該当する者。ア 保育施設等を運営する事業者と雇用関係がある者。イ 保育施設等を運営する事業者と雇用関係がない者のうち、児童または乳幼児と接触機会があり、アに定める者と協力して感染防止に取り組んでいる者。C：2020年5月1日において、市内の保育施設等の従事者であって、2020年4月7日以降の勤務実績があること。通常、1週間あたり20時間以上勤務する者であること。基準日以降引き続き2月以上当該保育施設等に勤務し、または勤務する見込みであること
 - ◇福岡県行橋市……A：一人あたり5万円。B放課後児童クラブ職員のうち児童との接触を伴う業務に従事する者。C：2020年10月1日において業務に従事する者で、2020年4月7日から6月30日までに延べ10日間以上の勤務した者。
 - ◇福岡県小竹町……A：一人最大3万円。B：放課後児童支援員は3万円、補助員は1万5,000円。C：2020年3月から5月までに勤務した者、
 - ◇福岡県鞍手町……A：一人5万円。B：2020年4月1日以降、勤務した者。C：2020年3月4日以降、6月30日での勤務時間が七五時間以上である者。
 - ◇福岡県添田町……A：一人最大1万円（職員支援金）、および一施設に10万円（事業所支援金）。週20時間以上の勤務者一人あたり1万円、週20時間未満の勤務者一人あたり5000円。学童保育のほか、保育所・幼稚園、医療機関、高齢者福祉施設・障がい者福祉施設等、救護施設が対象。
 - ◇福岡県添田町……2回目の給付。A：一人最大1万円。B：週20時間以上の勤務者一人あたり1万円、週20時間未満の勤務者一人あたり5,000円。C：2020年7月1日から同年9月30日までの間に従事した者と、2020年4月1日時点で添田町住民基本台帳に記載があり、2020年4月1日から同年9月30日までの間に、町外の福祉事業所等で従事した者。
 - ◇福岡県福智町……A：一人5万円。B：2020年6月1日時点で、福智町放課後児童健全育成施設設置条例で定める施設の運営主体と雇用関係にある者。C：2020年4月1日以降、週20時間以上の勤務を継続して8週以上行う者、または、その見込みがある者が対象。
 - ◇長崎県西海市……A：一人5万円。B：学童保育、認定こども園・保育所・小規模保育事業所の職員。C：学童保育は2020年3月4日から同年6月30日までの間、認定こども園・保育所・小規模保育事業所は、2020年3月14日から同年6月30日までの間、10日以上勤務実績のある方。勤務形態・職種の別は問わない。D：現時点で退職していても、上記の条件に該当すれば対象となる。応援金として給付され、所得税法の非課税規定にもとづき、非課税所得に該当する。
 - ◇沖縄県宮古島市……A：一人5万円。B：医療従事者のほか、保育所や認定こども園、学童保育等の職員、障害福祉サービス事業所・施設、介護サービス事業所・施設で働く者。市に住所を有し、7月以降に島内で5日以上勤務した者。従事する業務の内容によって給付額に差異は設けず。
 - ◇沖縄県金武町……A：一人1万円のプレミアム商品券。

第9次地方分権一括法による、学童保育の「従うべき基準」の参酌化

国は2014年4月に、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「省令基準」）を公布し、これにもとづいて各市町村（特別区も含む。以下同じ）が最低基準となる条例を定めました。子どもに直接かかわる指導員の資格と配置基準については、「従うべき基準」として定められました。

児童福祉法第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

同第2項 市町村が前項の条例を定めるにあたっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令に定める基準に従い定めるものとし、その他の事項について厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
(2012年改定)

厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（2014年4月30日公布）

(2018年3月30日改定：下線部)

(2019年3月29日改定：二重下線部)

(2020年4月1日改定：下線〔波線〕部)

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長若しくは同法第252条の22第1項の中核の長が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

四 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第四条に規定する免許状を有する者

五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

○ 地方分権改革の動きから、2018年12月の閣議決定、第198回通常国会へ

しかし、一部の自治体から人手不足の解消策を基準の緩和に求める動きが生じ、2017年12月26日に、「従うべき基準」として定められた放課後児童支援員の「資格」と「配置基準」を廃止または「参酌化」の議論については、「地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る」と閣議決定されました。

2018年11月19日に開催された「地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会」で、「『従うべき基準』については、現行の基準の内容を『参酌すべき基準』とする。なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」との方針案が示されました。この対応方針案は、同年12月25日に閣議決定され、学童保育の「従うべき基準」を参酌化する児童福祉法改定は、第9次地方分権一括法案として第198回国会（2019年1月28日～6月26日）で審議されました。

○ 「第9次地方分権一括法」による、学童保育の「従うべき基準」の参酌化

「省令基準」策定からわずか5年、2019年5月に「第9次地方分権一括法」が成立し、「従うべき基準」として定められた「放課後児童支援員の原則複数配置」は参酌化され、2020年4月に施行されました。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
(第9次地方分権一括法) (2019年5月31日成立)

第9条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部を次のように改正する。

第34条の8の2 第2項中『放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については』を削る

附則

(施行期日) 第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。3 第2条、第4条、第9条及び第12条の規定並びに附則第5条及び第6条(第1号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成32年4月1日

(放課後児童健全育成事業に関する検討) 第5条 政府は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行後3年を目途として、第9条の規定による改正後の児童福祉法の規定の施行の状況について児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに当該放課後児童健全育成事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

*衆議院地方創生に関する特別委員会で議論され、付された附帯決議のうち、学童保育にかかわる内容はつぎのとおりです。

一 放課後児童健全育成事業については、子どもの安全や同事業の質が十分に確保されるよう、地方公共団体等に周知徹底すること。また、子どもの安全等が損なわれるおそれがあると認める場合には、国は当該地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。

二 放課後児童健全育成事業の見直しに関する検討を行うに当たっては、市町村、同事業の従事者、保護者等の意見を幅広く聴取するとともに、市町村による条例の改正状況や同事業の運営状況等に関する実態調査を継続的に実施すること。なお、実態調査の実施結果等について、適切な情報開示を行い、説明責任を果たすこと。

三 放課後児童健全育成事業の利用者の増加に伴う待機児童の解消のため、放課後児童支援員等の処遇改善等による人材の確保や、関係施設の整備等に対し、十分な財政措置を講ずること。また同事業に係る既存の国の支援策について、その利用が促進されるよう地方公共団体に対する周知徹底を図ること。

四 放課後児童健全育成事業について、厚生労働省が同事業の従事者や保護者のための相談窓口を設けるとともに、当該窓口における意見等を踏まえ、地方公共団体に対し、報告聴取、情報提供及び助言を行うことも含め、事業の適切な運営を確保するための措置を講ずること。

*参議院内閣委員会で議論され、付された付帯決議のうち、学童保育にかかわる内容はつぎのとおりです。衆議院と異なる点に下線をひきました。

- 一 放課後児童健全育成事業については、子どもの安全や同事業の質が十分に確保されるよう、地方公共団体等に周知徹底すること。また、子どもの安全等が損なわれるおそれがあると認める場合には、国は当該地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。
- 二 放課後児童健全育成事業の見直しに関する検討を行うに当たっては、市町村、同事業の従事者、保護者等の意見を幅広く聴取するとともに、市町村による条例の改正状況や同事業の運営状況等に関する実態調査を継続的に実施すること。なお、実態調査については、法令上に規定された基準等に基づく調査を行うとともに、実施結果等について、適切な情報開示を行い、説明責任を果たすこと。
- 三 放課後児童健全育成事業の利用者の増加に伴う待機児童の解消のため、放課後児童支援員等の処遇改善等による人材の確保や、関係施設の整備等に対し、十分な財政措置を講ずること。また同事業に係る既存の国の支援策について、その利用が促進されるよう地方公共団体に対する周知徹底を図ること。
- 四 放課後児童健全育成事業について、厚生労働省が同事業の従事者や保護者のための相談窓口を設けるとともに、当該窓口における意見等を踏まえ、地方公共団体に対し、報告を求めること、情報提供及び助言を行うことも含め、事業の適切な運営を確保するための措置を講ずること。

○ 市町村での条例改定にあたって

「従うべき基準」の参酌化と、「省令基準」の附則に定められた職員の経過措置が2020年3月31日で終わることとともない、各市町村では対応を検討するところがありました。条例改正にあたっては注意が必要です。

「省令基準」の「第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員をおかなければならない」については、「事業所を開所している時間帯を通じて、同項の基準を満たす必要がある」と国の考えが示されています（2014年5月30日発出の局長解釈通知「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」）。

2015年4月に設けられた「省令基準」は、附則で「（職員の経過措置）第2条 この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中『修了したもの』とあるのは、『修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）』とする」と定めていました。「平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む」とは、基礎要件のいずれかに該当していれば、放課後児童支援員認定資格研修を受講していなくても、「修了することを予定していれば、放課後児童支援員」とみなす、というものです。

これは、本来、十分な人数の現任の指導員が放課後児童支援員認定資格研修を受講し、その後、就労継続することによって、この基準を満たすために設けられた経過措置でした。また、厚生労働省としては、この期間の間に、今後の資格の付与のあり方（大学等での養成も含む）についての制度設計をする予定でもありました。

ところが、2019年10月3日公布、2020年4月1日施行の「省令基準」の改正により、市町村が条例で基準を定めるにあたっては、指導員の資格と配置基準を含むすべての事項について、「従うべき基準」ではなく、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる「参酌すべき基準」に改められました。これにともなう市町村の対応について、想定されたのは、以下の4例です。

- (1) 条例を変更しない
- (2) 条例本文には変更を加えず、あらたに附則で、何らかのみなし期間を加える
- (3) 条例本文の「義務規定（～でなければならない）」をそのままにして、みなし期間を設ける
- (4) 条例本文の「義務規定」を「努力規定（～が望ましい等）」に変える

*附則とは…法令において、本則に付随して法令の付随的事項を定めることを目的として置かれるもので、通常、施行期日、経過措置、関係法令の改廃について定める。

現時点で、十分な人数の指導員が「放課後児童支援員」となっており、長期休暇中の一日保育も含めて開所時間のすべてに配置することができていれば、「（１）条例を変更しない」で構いませんが、学童保育の新設・新規採用・退職者補充にあたっての対応は必要です。

全国学童保育連絡協議会では、現任指導員が資格取得したのち、就労を継続することが重要だという前提で、2019年12月19日（木）に厚生労働省に提出した要望書では、つぎのように要望しました。

５ （４） 「経過措置」後の資格の取り扱いについて

「設備運営基準」に示された「経過措置」後に現場に従事した学童保育指導員のうち、「放課後児童支援員」の基礎要件を満たしている者については、採用後すみやかに「認定資格研修」を修了することを前提として、有資格者としてみなしてください。

認定資格研修の会場のキャパシティの関係や、優先順を設けて順次受講している場合もあり、2019年５月１日現在の厚生労働省の実施状況調査によれば、「認定資格研修を受講した者の数」は、基礎要件のいずれかに該当する98,905人のうちの71.3%です。また、受講修了者の全員が、現在、就労継続ができていないとすれば、「事業所を開所している時間帯を通じて、同項の基準を満たす」ことがむずかしくなります。

まず、「（４）条例本文の『義務規定』を『努力規定（～が望ましい等）』に変える」ことは、学童保育の施策・実態を大きく後退させることになるので、阻止しなければならない動きです。

また、（２）（３）で「経過措置」や「みなし支援員」の規定を定める際には、以下の理由から注意が必要です。

◇市町村独自のみなし規定は、その市町村でしか有効ではない（他の自治体では無資格者扱い）。

◇有資格者の配置が、国の基準に抵触する場合、国からの補助金にも影響を与える状況にある。

〔事例その１〕

A市では、つぎのような条例の一部改正が協議されています。

改正後	現行
第10条第3項 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1後の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。<u>ただし、市長が認める場合に限り、直近の都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条第1項の指定都市の長が行う研修を修了することを予定しているものを放課後児童支援員とすることができる。</u>	第10条第3項 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

この場合、気をつけたいのは、

◇「ただし、市長が認める場合に限り、」以降の「放課後児童支援員のみなし規定」が、附則でなく条例本体に入っていること。

◇法文は後に付け加えられたものが優先して解釈されるため、「研修を修了したものでなければならない」よりも、「研修を修了することを予定しているものを放課後児童支援員とすることができる」が優先されることが考えられること。

◇「直近」とは、『広辞苑』によれば、「すぐ近く。すぐそば。最も近いこと」ですが、時期の区切りがないため、曖昧にされて研修を受講しない状況がつづくおそれがあること。などです。

〔事例その２〕

B市では、つぎのような条例の一部改正が子ども・子育て会議放課後児童健全育成事業部会に示され

ました。

改正後	現行
第10条第3項 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの又は放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までに当該研修を修了することを予定しているものでなければならない。	第10条第3項 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

◇「従事することになった日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日」と、時期の区切りがあることには、無期限に「みなし規定」で済ませないという姿勢がうかがえます。

◇「予定しているもの」とは、具体的にどのように確認されるのか（「基礎要件のいずれかに該当している者」は、補助金申請の際に証明書類とともに届け出ることになっている）については、2020年1月9日に行政担当者と市連絡協議会との事務折衝で以下のことが確認されました。

事務折衝で確認できたことは、

◇国の経過措置が2019年度いっぱい終了となる。法制課の立場からすると、「基礎資格があろうとも放課後児童支援員とみなすことはできない」。

◇法制課の認識としては、「附則で定めるには、たとえば学卒者の放課後児童支援員が生まれる仕組みが整うなど、状況の変化の目途がある程度立っている場合に限られる。現状、その仕組みが整う見通しがない以上、条文を変更するのが妥当」。

◇「予定しているもの」については、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」の写しを職員名簿に添付することにして、期限内の研修修了を確認していく。「みなす」のはあくまでも研修修了を「予定している者」に限るので、研修を受ける意思がない人はそもそもみなさない。たとえば、「従事することとなった日から起算して1年」を悪用して、未受講のまま、みなされることを目的に転職を繰り返すなどということが万が一起こった場合、市が事情聴取する。

B市は、あくまでも「基礎資格＋研修修了」を資格者とし、研修受講の意思がなければ基礎資格があっても資格者として認められない、という姿勢でした。

市連絡協議会でも、「指導員の資格と認定資格研修の意義を十分に認識してくれている」と評価しているそうです。

〔事例その3〕

C市では、つぎのような条例の一部改正が2019年12月議会で行われました。

改正後	現行
第11条第4項 <u>前項の規定にかかわらず、新たに職員として放課後児童健全育成事業者に雇用された前項各号のいずれかに該当する者であつて、当該放課後児童健全育成事業者と雇用契約を締結した日後初めて※※県知事が行う研修の日までに前項に規定する研修を修了することを予定しているものにあつては、当該雇用契約を締結した日から当該研修を修了する日までの間は、前項の規定による研修を修了した者とみなす。</u>	(新設)

附則 3 施行日から令和3年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（令和3年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。 附則 <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 改正後の※※市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに職員として放課後児童健全育成事業者に雇用されるものについて適用し、同日前に新たに職員として放課後児童健全育成事業者に雇用されたものについては、なお従前の例による。	附則 3 施行日から平成32年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。 （新設）
---	---

- ◇C市では、事業者宛ての通知において、「放課後児童支援員の資格要件、配置数については現状どおりとし見直しは行いません」と、市の姿勢を示したこと。
 - ◇2020年度以降、新たに雇用されることとなった放課後児童支援員について、雇用契約を締結した日後「初めて※※県知事が行う研修の日までに前項に規定する研修を修了することを予定しているもの」、「雇用締結日から研修修了までの期間」と、対象と時期の区切りがあること。
 - ◇この認定資格研修の修了期限についても、「1年間の延長」にとどめたこと。
- は、B市と同様、無期限に「みなし規定」で済ませないという姿勢がうかがえます。

〔事例その4〕

D市では、放課後児童支援員の資格要件、配置数の見直し、みなし支援員に関する条例改正も行わないという結論にいたったそうです。D市議会で「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」が採択されたこととの整合性から、条例をむやみに変更しないほうがよい、という結論に部内で達したそうです。市連絡協議会としては、このことを、「市町村と事業者が現行の条例にもとづいて2015年からの5年間で、自信を持って積極的に有資格者の確保に努めてきた実績を積み重ねてきたことの反映だ」と評価しているとのことでした。

とはいえ、議論の経過のなかでは、「みなし規定」の期間を「当分の間」にするということが案として示されたそうです。「みなし」の期間を「認定研修の受講予定」とすることや、「当分の間」＝期間の定めのない条文は、資格を取る必要はない、と言っているに等しいことであり、その先には「誰でもいい」ということさえ考えられます。

ようやくできた資格制度の崩壊、さらには、保育の質はもちろん、私たちが言ってきた指導員の専門性や専門性に見合った処遇改善、安全・安心や質の確保等々、学童保育の制度そのものの崩壊の危機であり、ことは深刻かつ重大です。

* * *

市町村が独自の判断で安易な「みなし規定」を設けることなどにより、「全国一定水準の質」が担保された「放課後児童支援員」と、その市町村内でしか通用しない「放課後児童支援員」が混在する事態も起こり得ます。

○ 参酌化にともなう職員配置等に応じた補助基準額

2020年1月17日に開催された「全国厚生労働関係部局長会議」では、人員配置基準と資格要件について、つぎのように示されていました。

I 人員配置基準

(1) 児童が少ない時間帯（夕方の遅い時間、土日等）のみ、職員一名配置とするクラブについては、現行と同額の補助基準額により補助。

(2) 児童が少ない時間帯に限らず職員を一名配置とするクラブについては、減額した補助基準額により補助。

II 資格要件

・放課後児童支援員を配置しないクラブについては、減額した補助基準額により補助。

*基礎資格を有する研修未受講者（2019年度までの経過措置により放課後児童支援員）は参酌化施行後三年の見直しまでの間（令和四年度末まで）に研修修了を予定している者も、補助要綱上は放課後児童支援員とみなし、これまでと同様に補助。

つまり、子どもの人数が少ない時間帯の一名配置を許容し、「みなし支援員」の経過措置を補助要綱上、延長するということです。

2020年3月3日に示された「全国児童福祉主管課長会議」の資料では、「子どもの人数が少ない」について、「20人未満」との数字が具体的に示されました。また、「資格要件」については、「研修計画を立て、原則採用から一年以内に研修修了をさせるよう努める」とされています。

補助基準額は以下のとおりです（それぞれ児童数36～46人の場合）。

- (1) 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、設備運営基準）どおり放課後児童支援員等を配置した場合 457万7,000円（前年比9万3,000円増）
- (2) 放課後児童支援員1名のみの配置とした場合 386万6,000円
- (3) 職員複数配置かつ設備運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合 402万5,000円
- (4) 職員1名配置かつ設備運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合 322万6,000円

資格内容や配置基準の切り下げが各地で起こることは、改定された児童福祉法の「施行後三年の見直し」に向けて、私たちが「従うべき基準」に戻すための運動を進めるうえでも障害になることが考えられます。資格内容や配置基準を切り下げようとする動きは、最小限に留めなければなりません。新たな市町村格差が生まれないよう、「『全国一定水準の質』を守る」という私たちの要望を伝えて、今後も強く働きかけていきたいと思います。

●放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について（局長通知）

子発1003第1号
令和元年10月3日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の 一部を改正する省令の施行について

本日、別添1のとおり放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第61号。以下「改正省令」という。）が公布されたところであるが、改正省令の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、各位におかれては、御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏無きを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨及び内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、市町村は、放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされている。

現在、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例で基準を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数については放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）に従い定めるものとし、その他の事項については設備運営基準を参酌するものとされている。

本年6月7日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）が公布され、市町村が条例で基準を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数を含む全ての事項について、設備運営基準を参酌することとされた。これに伴い、設備運営基準第1条第1項について、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分を削除し、設備運営基準で定める事項を全て「参酌すべき基準」とする。

第二 留意事項

1 今般、事業に従事する者及びその員数に係る基準が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とされたが、その基準の内容は変わるものではない。

2 事業をいかなる体制で運営する場合でも、利用者の安全の確保について最大限留意し、児童が安心して放課後の時間を過ごせるようにすることが必要である。そのため、市町村が、地域の実情に応じ条例で設備運営基準と異なる基準を定める場合については、児童の安全や事業の質が確保されることが前提であり、設備運営基準の内容を十分参酌した上で、責任を持って判断しなければならない。また、条例制定過程において、利用者の保護者や関係者、関係団体等から広く意見を求めるとともに、その内容について、十分説明責任を果たすことが必要である。

事業者においては、児童の安全の確保には最大限の留意が必要であることから、「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）にあるとおり、事故等の防止及び対応に関する訓練等を実施するとともに、市町村や学校等関係機関と連携・協力体制を整備しなければならない（別添2）。

3 法第34条の8の3に規定する報告及び立入調査等については、設備運営基準、運営指針等を参考にしつつ、条例に則った運営がされているかや、児童の安全や事業の質が確保されているかという観点から、各市町村において適切に実施すべきである。特に、地域の実情に応じ条例で設備運営基準と異なる基準を定める場合については、2で示した体制等が整備されているかという観点から実施すべきである。

4 設備運営基準第10条第3項及び附則第2条に規定する放課後児童支援員については、令和2年3月31日にその経過措置が終了する予定であることも踏まえ、都道府県及び指定都市においては、設備運営基準第10条第3項に規定する都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修（以下「放課後児童支援員認定資格研修」という。）の機会の提供に引き続き積極的に努めることとし、研修の回数や開催場所など受講者への配慮も必要である。また、市町村及び事業者においても、放課後児童支援員認定資格研修を未だ受講していない職員に対して、研修受講機会を確保するよう特段の配慮を行うことが必要である。

第三 施行期日

改正省令は、令和2年4月1日から施行する。

指導員の配置は「専任・常勤・複数体制」が必要、資格の設けられた指導員の処遇改善を

○ 学童保育の役割と生活づくりと指導員の仕事

学童保育に通う子どもは一人ひとりの年齢や発達段階、家庭環境や生活環境が異なっていますし、興味や関心もさまざまです。指導員には、子どもが学童保育での生活をスムーズにおくれるよう、また一人ひとりが安心して充実した生活がおくれるよう、それぞれの年齢や発達段階に応じた関わりをもち、子どもが学童保育を「安心できる毎日の生活の場」として認識し、必要な期間、自ら進んで通い続けられるように支え・援助することが求められます。

私たちは、子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な営みを、「生活づくり」と呼んで大切にしています。そして、子どもや保護者とともに生活づくりを進めるうえで指導員の担う仕事を、つぎのように整理しています。

(1) 学童保育の保育内容は次の通りとする。

- ① 子どもの安全・健康・衛生を確保すること ② 子どもの安定した生活を保障すること
- ③ 遊びやその他の活動・行事などの豊かな生活を保障すること
- ④ おやつを提供すること ⑤ 施設外保育に努めること ⑥ 外出・地域との交流に努めること

(2) 家庭との連絡・協力を図る

(3) 関係機関との連携を図る

* 提言「学童保育の保育指針（案）」2012年12月改訂 全国学童保育連絡協議会

指導員は、「安全に安心して過ごせる生活を守る」「学童保育での基本的な生活内容をつくる（休息やおやつを提供なども含む）」「子どもが遊ぶための環境の整備と援助を行う」「子ども一人ひとりと、全体の生活内容を豊かにするための継続的な働きかけを行う」「保育内容を記録する」「子どもの様子を日常的に保護者に伝える」「情報共有の会議や、保育内容に関する事例検討を行う」など、さまざまな仕事に連携・協力しながら取り組んでいます。また、学童保育を円滑に運営するための実務を指導員が担っている現場も多くあります。

○ 指導員は、「専任・常勤・複数体制」で配置されることが必要です

学童保育では、「子ども一人ひとりと子ども全体に関わることを、同時に、または並行して行う必要があること」「小学1年生から6年生までの子どもの生活・発達・特性を把握して、それぞれに応じた関わりが求められること」「個別に特別な関わりが必要な場合があること」「子どもの安全を守る場面や、ケガや子ども同士のいさかいなどの場面では、個々の子どもへの対応と、子ども全体への対応を同時に行う必要があること」などから、専門的な技能と知識を身につけた指導員が、「放課後子供教室」や児童館など、ほかの仕事と兼務するのではなく専任として常時複数配置されることが必要です。

保育中、子どもたちは、常に同じ場所にいて同じ行動をとっているわけではありません。室内や屋外などさまざまな場所に分かれて過ごすこともありますし、同じ場所で過ごしていても、各自が別の遊びや活動をすること、おやつ準備と遊び、宿題などが同時並行で行われることもあります。そのため、多くの場合、指導員は分担して連携しながら子どもたちと関わります。職場によっては、雇用形態が異なる指導員と一緒に保育にあたることがありますが、子どもの前では対等・平等であるという意識のもとで職場づくり・運営を進めることが大切です。

また、指導員が子どもと安定的に継続的な関わりをもてるようにするためにも、長期に安定した雇用が確保されるようにする必要があります。仕事を継続するなかで経験を蓄積し、その経験と自らの学びを同僚と共につなげていくことは、指導員が専門的な技能と知識を高めていくことにもつながります。

○ 指導員の国の資格「放課後児童支援員」が定められました

国は「省令基準」で、指導員の資格「放課後児童支援員」と員数について「従うべき基準」を示し、学童保育には「放課後児童支援員を置かなければならない」こと、放課後児童支援員の数は、基本的には「支援の単位ごとに2人以上おくこと」が義務づけられました。

資格を取得するには、保育士や社会福祉士、教諭などの有資格者、大学で一定の決められた課程を履

修したもの、高卒以上で2年以上児童福祉事業に従事した者などの9項目（2018年4月より、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」も基礎資格に加わった）のいずれかに該当する者が、都道府県が実施する「放課後児童支援員都道府県認定資格研修」を受講し、修了することが必要とされています。

○ 国が「常勤」の指導員の配置を検討、処遇改善の動き

かつて、国が積算する人件費の補助単価は、平日6時間勤務の非常勤職員の賃金で計算されていたため（指導員一人当たり181万円程度で計算）、雇用は不安定で労働条件は劣悪でした。

2010年から政府がスタートさせた「子ども・子育て新システム検討会議」基本制度ワーキングチームでは、「開所時間の延長が求められている」「開所時間の延長のためには、非常勤職員（全国連協注：平日の勤務時間を6時間で計算）が前提の体制から、常勤職員を導入する」ことが検討され、その場合、当時の補助水準（一人当たり年額150万円程度）に、さらに年額300万円を上乗せする必要があるという試算が出されました。

そして、2014年度、内閣府で「保育緊急確保事業」が予算化され、学童保育の指導員の処遇改善に係る費用が予算化されました（「放課後児童クラブ開所時間延長支援事業」）。

しかし、この事業が年度途中からはじめられたこと（そのため、市町村や都道府県が3分の1の負担分を予算化できなかった）、事業名から事業内容を理解するのが困難だったことなどがあって、実際に申請した市町村は2割に届きませんでした。

そこで、2015年度より事業名を「放課後児童支援員等処遇改善等事業」に変更し、2014年度と同様に、非常勤職員に係る賃金改善経費の上乗せを行うために必要な経費の補助とあわせて、「常勤職員」を配置している場合には、その賃金改善を行うために必要な経費の補助を行うための予算が計上されました。この事業は、2016年度以降、現在も継続されています。

○ 2017年度予算では、職員の人件費が増額され、資格・経験等に応じた処遇改善も

2017年度予算案では、学童保育の運営実態をふまえて職員の人件費を見直し、運営費補助基準額が増額されました。これまでは、最低賃金による日額単価で算出されていた職員（一人当たり年額約181万円）3人分の人件費のうち、一人分が福祉職俸給表にもとづき、月額単価（年額約310万円）で算出されることになりました。

また、放課後児童支援員の勤続年数や研修実績に応じて処遇を改善する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」が実施されています。

運営費補助基準額の増額と、処遇改善のためのふたつの補助金が予算計上されたことは、指導員の資格と配置基準が「従うべき基準」として定められたことが大きいと考えられます。

○ 「放課後児童対策に関する専門委員会」の議論では

厚生労働省 社会保障審議会 児童部会に設置された「放課後児童対策に関する専門委員会」（座長柏女霊峰 淑徳大学総合福祉学部教授）が2018年7月に公表した中間報告書では、「3. 放課後児童クラブの今後のあり方 （2）質の確保 ①放課後児童クラブに求められるもの」として、次のことが述べられています。

- 運営指針が求める育成支援の内容を全てのクラブで実現できるよう、放課後児童支援員の育成や資質の向上に、より一層取り組む必要がある。そのためには、運営指針で示された育成支援の内容について、現場で育成支援を行う放課後児童支援員等への研修を十分に行い、理解を深めていくことが必要である。その際、「放課後児童クラブ運営指針解説書」（平成29年3月31日付け厚生労働省編。以下「運営指針解説書」という。）を放課後児童支援員認定資格研修のテキストとして活用することや、運営指針に基づき育成支援を行っている事例を収集し、インターネット等で公開すること、それをもとに学び合いを促すこと等が方法として考えられる。

また、「② 放課後児童支援員のあり方・研修について」にも、つぎのような記述があります。

○ 放課後児童支援員の職務には、子どもとの直接的な関わりのみならず、育成支援の計画や、保護者、学校や地域との連絡など、様々なものがある。これらの職務が確実に行われるよう、放課後児童支援員の処遇改善が望まれる。また、子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。

○ 全国的に行き渡らない指導員の処遇改善、有資格者の就労継続のために支援を

子どもに直接かかわる職員については、「全国的な一定水準の質の確保」に向けて、「従うべき基準」として定められたことも後押しとなって、一部の市町村では指導員の処遇改善がすすみ、「常勤職員の複数配置」が実現し、子ども理解、子どもとのかかわりが変わったというところもあります。一方で、全国的に見ると処遇改善はなかなかすすんでいません。「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施状況は、44ページを参照してください。

多くの自治体がいまなお、指導員の仕事を「ただ、子どもを見ているだけ」「子どものいる時間帯だけの勤務でよい」と認識しており、多くの現場でこれまでの勤務形態や雇用の条件、処遇が改善されていません。半日勤務や短時間勤務、日替わりのローテーション勤務などでは、子どものことを多角的に理解することは困難です。有期雇用、期限付き雇用などが導入され、働きつづけられない地域もあります。公営の学童保育では、「自治体内のほかの非正規職員との均衡を考えると、学童保育指導員の処遇だけを上げるわけにはいかない」の理由に、処遇改善がすすまない市町村もあります。

指導員の側も、「扶養の範囲で働きたいので、時給が上がるならば勤務時間数を削減する」「社会保険加入の対象とならないよう、勤務時間数を削減する」事例も見受けられます。

処遇改善にも地域格差があり、賃金や社会保障などの待遇が不十分な現状もあって、専門的な知識と技能を持った指導員が働きつづけることができず、子どもに安定した生活を保障することを困難にしている実態もあります。「子どもが好きなら」「子育て経験があれば」という指導員の確保策では、この事業は成り立ちません。働き方や処遇の改善には着手せず、指導員の役割や仕事内容についての認識を変えないまま、「人材確保に苦慮している」と基準を引き下げるほうに向かっていては、これでは成り手がいないのは当然ではないでしょうか。

厚生労働省の2019年5月1日現在の実施状況の調査によれば、放課後児童支援員等の数は、常勤職員・常勤職員以外をあわせて15万3,414人、そのうち放課後児童支援員の10項目の基礎要件を満たしているのが9万8,905人です。このうち、認定資格研修を受講した者の数は7万479人です。

認定資格研修を受講して有資格者となった指導員が就労継続できるための支援が必要です。

学童保育の子どもたちに安全・安心な生活を保障し、責任をもってかかわるには、専門的な知識・技能を備えた指導員が継続的・安定的に子どもにかかわれること、保育時間前後に必要な準備時間が設けられることが不可欠です。しかし、現状では、それを保障するような勤務条件、待遇になっていません。全国学童保育連絡協議会が2018年に行った実態調査の結果は、資料6を参照してください。

○ 指導員の仕事をととして学童保育の目的・役割を果たすために

全国学童保育連絡協議会は、指導員が自らの仕事をととして学童保育の目的・役割を果たすためには、以下の諸条件が整えられる必要があると考え、これらが総合的に解決されることを国や自治体に要望しています。

- ◎ 指導員に求められる専門的な知識と技能に対する社会的合意がはかられること。
- ◎ 子どもとの安定的な関わりが継続できるよう、指導員の長期的に安定した雇用が確保されること。
- ◎ 指導員の勤務時間に、保育時間前後に必要な準備時間が設けられること。
- ◎ 専任の指導員が常時複数配置され、安全面に配慮して円滑な運営を行えるようにすること。
- ◎ 指導員が常に自己研鑽に励み、力量を向上させることができるよう研修の機会が保障されること。

令和元年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況①（子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース）

No.	都道府県	実施 市町村数	市区町村									
1	北海道	6	札幌市①②	江別市①	帯広市①	函館市①	恵庭市①	名寄市②				
2	青森県	4	藤崎町①②	三戸町①	田子町①	新郷村①						
3	岩手県	9	盛岡市①②	花巻市①②	大船渡市①	久慈市①	北上市①②	一関市①	陸前高田市①	滝沢市①	奥州市①②	
4	宮城県	2	仙台市①	登米市①②								
5	秋田県	2	鹿角市①	能代市①								
6	山形県	15	山形市①②	村山市①	鶴岡市①②	天童市①②	東根市②	酒田市①	米沢市①②	長井市①	三川町①	
7	福島県	3	福島市①②	いわき市①②	会津若松市①②							
8	茨城県	8	水戸市①	ひたちなか市①②	かすみがうら市①	石岡市①	常陸大宮市①②	稲敷市①	北茨城市①	東海村①②		
9	栃木県	8	那須塩原市①	日光市①②	佐野市①	足利市①	矢板市②	野木町②	栃木市②	大田原市①		
10	群馬県	17	高崎市①	伊勢崎市①	前橋市①	藤岡市①	館林市①②	安中市①	富岡市①	桐生市②	太田市①	
11	埼玉県	40	沼田市①	渋川市①	邑楽町①	下仁田町①	みなかみ町①	明和町①	玉村町②	榛東村①		
12	千葉県	11	さいたま市①②	越谷市①	和光市①②	深谷市①②	東松山市①	本庄市①②	鴻巣市①	戸田市①②	久喜市①	
13	東京都	8	朝霞市①	熊谷市①②	加須市①②	飯能市①	秩父市①	白岡市①	鶴ヶ島市①②	日高市①②	ふじみ野市①	
14	神奈川県	12	幸手市①	新座市①	橘川市①	富士見市①	吉見町①	伊奈町①	ときがわ町①②	小川町①	三郷市①②	
15	新潟県	2	杉戸町①	上里町①	寄居町①	滑川町①②	川島町①	上尾市②	坂戸市②	草加市②	行田市②	
16	富山県	5	北本市②	宮代町②	嵐山町②	鳩山町②						
17	石川県	7	船橋市①	成田市①	市川市②	野田市①	八千代市②	鎌ヶ谷市①	四街道市①	印西市②	鴨川市①	
18	福井県	0	智志野市①	酒々井町②								
19	山梨県	1	多摩市①	新宿区①	板橋区①②	調布市②	武蔵野市②	青梅市①②	町田市②	葛飾区①②		
20	長野県	5	横浜市②	相模原市①	横浜賀市①	茅ヶ崎市①②	藤沢市①	三浦市①	綾瀬市①	伊勢原市①	平塚市①	
21	新潟県	2	逗子市①	鎌倉市①	葉山町②							
22	岐阜県	5	上越市①									
23	愛知県	17	富山市①	高岡市①	氷見市①	射水市①	舟橋村①					
24	三重県	9	津市①②	四日市市①	松阪市①②	御浜町①	川越町①	亀山市①②	熊野市①	鈴鹿市①	多気町②	
25	滋賀県	10	大津市①	栗東市①	東近江市①②	高島市①	日野町①②	竜王町①	湖南市①②	野洲市②	近江八幡市①	
26	京都府	1	長浜市①									
27	大阪府	11	向日市①									
28	兵庫県	7	堺市①	枚方市①	富田林市①	茨木市①	寝屋川市①	河内長野市①	大阪狭山市①	熊取町①②	守口市①	
29	奈良県	6	豊中市②	泉南市①								
30	和歌山県	8	神戸市①②	明石市①	宝塚市①	西宮市①②	三木市①	川西市①	播磨町①			
31	鳥取県	1	奈良市①	天理市①	御所市①	橿原市①②	生駒市①	桜井市①				
32	島根県	2	橋本市①	新宮市①	湯浅町①	串本町①②	海南市②	広川町②	御坊市②	有田川町②		
33	岡山県	7	鳥取市①									
34	広島県	0	島根県	大田市①②	雲南市②							
35	山口県	0	岡山市①	倉敷市①②	総社市①	瀬戸内市①	勝央町①	吉備中央町①	赤磐市①			
36	徳島県	6										
37	香川県	1	高松市①②									
38	愛媛県	0										
39	高知県	2										
40	福岡県	5	高知市②	香美市①								
41	佐賀県	1	春日市①	行橋市①	粕屋町①	鞍手町①	大木町①					
42	長崎県	11	嬉野市①									
43	熊本県	13	長崎市①②	佐世保市①	諫早市①	大村市①	西海市①②	五島市①	時津町①	波佐見町①	東彼杵町②	
44	大分県	1	川棚町①	長与町①								
45	宮崎県	3	合志市①②	八代市①②	水俣市①	玉名市①	菊池市①	阿蘇市①	天草市①	益城町①	菊陽町①	
46	鹿児島県	11	あさぎり町①	湯前町①	山都町①	御船町①						
47	沖縄県	21	大分県	中津市②								
			都城市①	串間市①	延岡市①							
			鹿屋市①②	霧島市①	出水市①	薩摩川内市①②	東串良町①	南さつま市①②	錦江町①	南大隅町①	曾於市①	
			肝付町①	長島町①②								

※ ①...非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村
②...常勤職員を配置するための追加費用（賃金改善に必要な費用を含む）の一部を補助する事業を実施している市町村

資料34

令和元年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況②（子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース）

No.	都道府県	実施 市町村数	市区町村									
24	三重県	9	津市①②	四日市市①	松阪市①②	御浜町①	川越町①	亀山市①②	熊野市①	鈴鹿市①	多気町②	
25	滋賀県	10	大津市①	栗東市①	東近江市①②	高島市①	日野町①②	竜王町①	湖南市①②	野洲市②	近江八幡市①	
26	京都府	1	長浜市①									
27	大阪府	11	向日市①									
28	兵庫県	7	堺市①	枚方市①	富田林市①	茨木市①	寝屋川市①	河内長野市①	大阪狭山市①	熊取町①②	守口市①	
29	奈良県	6	豊中市②	泉南市①								
30	和歌山県	8	神戸市①②	明石市①	宝塚市①	西宮市①②	三木市①	川西市①	播磨町①			
31	鳥取県	1	奈良市①	天理市①	御所市①	橿原市①②	生駒市①	桜井市①				
32	島根県	2	橋本市①	新宮市①	湯浅町①	串本町①②	海南市②	広川町②	御坊市②	有田川町②		
33	岡山県	7	鳥取市①									
34	広島県	0	島根県	大田市①②	雲南市②							
35	山口県	0	岡山市①	倉敷市①②	総社市①	瀬戸内市①	勝央町①	吉備中央町①	赤磐市①			
36	徳島県	6										
37	香川県	1	高松市①②									
38	愛媛県	0										
39	高知県	2										
40	福岡県	5	高知市②	香美市①								
41	佐賀県	1	春日市①	行橋市①	粕屋町①	鞍手町①	大木町①					
42	長崎県	11	嬉野市①									
43	熊本県	13	長崎市①②	佐世保市①	諫早市①	大村市①	西海市①②	五島市①	時津町①	波佐見町①	東彼杵町②	
44	大分県	1	川棚町①	長与町①								
45	宮崎県	3	合志市①②	八代市①②	水俣市①	玉名市①	菊池市①	阿蘇市①	天草市①	益城町①	菊陽町①	
46	鹿児島県	11	あさぎり町①	湯前町①	山都町①	御船町①						
47	沖縄県	21	大分県	中津市②								
			都城市①	串間市①	延岡市①							
			鹿屋市①②	霧島市①	出水市①	薩摩川内市①②	東串良町①	南さつま市①②	錦江町①	南大隅町①	曾於市①	
			肝付町①	長島町①②								

令和元年度 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況①（子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース）

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村								
1	北海道	20	札幌市 弟子屈町 士幌町	函館市 八雲町 大樹町	旭川市 安平町	帯広市 京極町	名寄市 池田町	根室市 栗山町	苫小牧市 月形町	石狩市 厚真町	鷹栖町 豊浦町
2	青森県	3	五所川原市	三沢市	新郷村						
3	岩手県	12	盛岡市 大槌町	陸前高田市 住田町	奥州市 岩手町	一関市	北上市	滝沢市	久慈市	大船渡市	花巻市
4	宮城県	4	富谷市	登米市	大和町	利府町					
5	秋田県	15	横手市 仙北市	鹿角市 能代市	北秋田市 五城目町	大館市 三種町	湯沢市 八峰町	潟上市 小坂町	大仙市	由利本荘市	にかほ市
6	山形県	16	山形市 鶴岡市	南陽市 寒河江市	東根市 白鷹町	天童市 大石田町	酒田市 三川町	尾花沢市 庄内町	米沢市 遊佐町	新庄市	村山市
7	福島県	7	福島市	郡山市	いわき市	会津若松市	須賀川市	南相馬市	飯館村		
8	茨城県	11	水戸市 八千代町	ひたちなか市 東海村	那珂市	北茨城市	かずみがうら市	常総市	石岡市	つくば市	境町
9	栃木県	10	栃木市 益子町	那須烏山市	小山市	真岡市	足利市	矢板市	壬生町	茂木町	芳賀町
10	群馬県	15	前橋市 大泉町	高崎市 中之条町	安中市 みなかみ町	館林市 玉村町	富岡市 千代田町	桐生市 邑楽町	伊勢崎市	渋川市	沼田市
11	埼玉県	27	さいたま市 戸田市	川越市 志木市	越谷市 幸手市	本庄市 和光市	加須市 朝霞市	春日部市 鶴ヶ島市	熊谷市 白岡市	飯能市 入間市	蕨市 上尾市
12	千葉県	9	狭山市	ときがわ町	川島町	美里町	吉見町	上里町	滑川町	鳩山町	寄居町
13	東京都	9	千葉市	市川市	富津市	流山市	勝浦市	習志野市	鴨川市	東庄町	酒々井町
14	神奈川県	10	町田市	青梅市	多摩市	武蔵野市	文京区	板橋区	中野区	足立区	品川区
15	新潟県	3	横浜市	川崎市	相模原市	横浜賀市	茅ヶ崎市	座間市	平塚市	葉山町	開成町
16	富山県	0	清川村								
17	石川県	11	新潟市	南魚沼市	魚沼市						
18	福井県	3	富山県								
19	山梨県	3	金沢市	七尾市	白山市	小松市	野々市市	加賀市	輪島市	羽咋市	宝達志水町
20	長野県	5	志賀町	穴水町							
21	岐阜県	9	坂井市	鯖江市	越前町						
22	静岡県	7	山梨県								
23	愛知県	10	中央市	笛吹市	昭和町						
24	岐阜県	3	松本市	上田市	伊那市	木曽町	宮田村				
25	岐阜県	5	関市	中津川市	可児市	瑞浪市	恵那市	多治見市	大垣市	高山市	岐阜市
26	静岡県	7	藤枝市	御殿場市	袋井市	伊東市	島田市	裾野市	掛川市		

令和元年度 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況②（子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース）

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村								
23	愛知県	14	名古屋市中区	豊川市	一宮市	日進市	半田市	蒲都市	津島市	豊田市	大府市
			北名古屋市中区	知多市	長久手市	瀬戸市	扶桑町				
24	三重県	6	津市	松阪市	熊野市	四日市市	御浜町	紀北町			
25	滋賀県	10	大津市	米原市	守山市	湖南市	東近江市	近江八幡市	高島市	栗東市	日野町
			竜王町								
26	京都府	5	京都市	木津川市	長岡京市	城陽市	大山崎町				
27	大阪府	5	大阪市	富田林市	島本町	忠岡町	泉南市				
28	兵庫県	9	神戸市	尼崎市	西宮市	三田市	加古川市	三木市	播磨町	川西市	上郡町
29	奈良県	5	奈良市	天理市	生駒市	橿原市	田原本町				
30	和歌山県	7	田辺市	上富田町	白浜町	有田川町	湯浅町	九度山町	かつらぎ町		
31	鳥取県	2	鳥取市	智頭町							
32	島根県	3	安来市	大田市	邑南町						
33	岡山県	9	岡山市	倉敷市	津山市	赤磐市	美作市	井原市	笠岡市	矢掛町	里庄町
34	広島県	3	広島市	東広島市	安芸高田市						
35	山口県	5	山口市	宇部市	美祿市	周南市	周防大島町				
36	徳島県	2	小松島市	石井町							
37	香川県	2	高松市	多度津町							
38	愛媛県	1	松山市								
39	高知県	5	高知市	須崎市	土佐市	南国市	安芸市				
40	福岡県	8	北九州市	久留米市	みやま市	嘉麻市	うきは市	宮若市	朝倉市	みやこ町	
41	佐賀県	4	鳥栖市	糟野市	唐津市	太良町					
42	長崎県	8	長崎市	佐世保市	大村市	西海市	諫早市	長与町	時津町	東彼杵町	
43	熊本県	14	熊本市	合志市	菊池市	玉名市	八代市	水俣市	菊陽町	あさぎり町	氷川町
			山都町	嘉島町	湯前町	多良木町	大津町				
44	大分県	8	豊後高田市	別府市	日田市	杵築市	中津市	由布市	宇佐市	臼杵市	
45	宮崎県	7	宮崎市	都城市	延岡市	串間市	都農町	高鍋町	綾町		
46	鹿児島県	18	南九州市	出水市	枕崎市	指宿市	西之表市	曾於市	志布志市	南さつま市	薩摩川内市
			垂水市	奄美市	姶良市	和泊町	徳之島町	喜界町	大和村	龍郷町	肝付町
47	沖縄県	11	うるま市	沖縄市	南城市	宮古島市	宜野湾市	名護市	与那原町	本部町	今帰仁村
			宜野座村	大宜味村							
合計		380									

参考資料6

2018年実施の詳細な実態調査の結果から

全国学童保育連絡協議会は、学童保育（放課後児童クラブ）について、実施か所数や入所児童数などの調査を毎年行っているのとあわせて、定期的に詳細な実態調査を行っています。このたび、6年ぶりに実施しました「学童保育の詳細な実態調査」（2018年5月1日現在）の結果がまとまりました（調査の対象・方法は50ページを参照してください）。

○ いまだ多くの指導員は不安定な雇用で、働く条件は劣悪

週20時間以上勤務する指導員（この調査で集計された指導員数10,331人のうち、回答したのは4,972人）について、勤務時間、年収、仕事内容、経験年数、待遇等を調査しました。

指導員の勤務時間は？

1日の勤務時間が6時間以上の指導員も増えたものの、依然6時間未満の指導員が半数以上（56.21%）
個別調査 2017年度の年間勤務実績

	2018年調査	参考・2012年調査
～1000時間	899 (18.08%)	43.0%
1001～1500時間	1,896 (38.13%)	30.8%
1501～2000時間	1,379 (27.74%)	20.3%
2001時間以上	455 (09.15%)	5.9%
無回答・回答無効	343 (06.90%)	
合計	4,972	

年間の勤務時間が1500時間以下の指導員だけで構成されている職場が3割以上ある
個別調査 年間勤務実績からみる職場における指導員の構成（総数1844）

	2018年調査
職場に年間の勤務時間が1500時間以下の指導員しかいない	634 (34.60%)
1501時間以上勤務する指導員と1500時間以下の指導員がいる	838 (45.60%)
1501時間以上勤務する指導員ばかりで構成されている	372 (20.20%)

年収ってどのくらい？

調査対象を週20時間以上勤務する指導員に限定したにもかかわらず、約半数の指導員は年収150万円未満、「ワーキングプア」と言われる年収200万円未満の指導員が約6割

個別調査 年収（4972）

50万円未満	171 (03.44%)
50万円以上～100万円未満	809 (16.27%)
100万円以上～150万円未満	1,428 (28.72%)
150万円以上～200万円未満	712 (14.32%)
200万円以上～250万円未満	731 (14.70%)
250万円以上～300万円未満	391 (07.86%)
300万円以上～350万円未満	206 (04.14%)
350万円以上～400万円未満	79 (01.59%)
400万円以上	148 (02.98%)
無回答・回答無効	297 (05.97%)
合計	4,972

	2018年調査
年収150万円未満の職員のみで構成されている	807 (43.8%)
年収250万円以上の職員が複数在籍している	237 (12.8%)

賃金は時給月給が約半数、月給が4割

個別調査 賃金形態 (4776)

	2018年調査	2012年調査	2007年調査	2003年調査
月給	2,132 (42.88%)	59.0%	48.2%	58.8%
日給月給	195 (03.92%)	2.2%	7.7%	7.8%
時給月給	2,419 (48.65%)	38.2%	43.6%	31.8%
その他	27 (00.54%)	0.6%	0.5%	1.6%
無回答・回答無効	199 (04.00%)			
合計	4,972			

指導員って、どんな仕事をしているの？

指導員の仕事は、子どもや保護者に直接かかわるほかにも、多岐にわたる（複数回答）

個別調査 仕事内容 (4972)

学校との情報共有	3,198 (64.32%)
保護者への連絡・情報共有	4,159 (83.65%)
防災・防犯対策	3,765 (75.72%)
要望・苦情への対応	3,129 (62.93%)
児童虐待早期発見への取り組み	3,564 (71.68%)
地域組織との情報交換や相互交流	2,113 (42.50%)
児童館やその他公共施設等の積極的活用	1,909 (38.40%)
地域住民との連携、協力	1,989 (40.00%)
地域の保健医療機関等との連携	1,203 (24.20%)
虐待ケースの具体的な支援内容等を関係機関と検討・協議	1,445 (29.06%)
放課後子供教室との打ち合わせ、協議会への参加	892 (17.94%)

指導員の経験年数は？

経験年数5年未満の指導員が約半数、すべての職員が経験年数3年以上の職場は約3割

個別調査 指導員としての経験年数

	2018年調査	参考・2012年調査
2年未満	972 (19.55%)	31.6%
2年以上3年未満	616 (12.39%)	13.2%
3年以上5年未満	843 (16.95%)	18.9%
5年以上10年未満	1,177 (23.67%)	22.7%
10年以上20年未満	1,000 (20.11%)	13.6%
20年以上	214 (04.30%)	調査なし
無回答・回答無効	150 (03.02%)	
合計	4,972	

	2018年調査
職場において、全員の職員が経験年数3年以上	585 (31.72%)
職場において、全員の職員が経験年数3年未満	104 (05.64%)

国や市町村は、指導員の処遇を改善するために
どんな取り組みをしているの？

「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を利用した自治体は20.18%、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を利用した自治体は18.49%。ともに80%前後の自治体が活用していない
市町村調査 処遇改善の取り組み

	放課後児童支援員等 処遇改善等事業	放課後児童支援員 キャリアアップ処遇改善事業	参考：2017年実績 処遇改善／キャリアアップ
利用した	227 (20.18%)	208 (18.49%)	297 (18.38%) / 213 (13.18%) 1319 (81.62%) / 1403 (86.82%)
利用しない	885 (78.67%)	904 (80.36%)	
無記入	13 (1.16%)	13 (1.16%)	
合計	1125 (100.00%)	1125 (100.00%)	

(割合は学童保育を実施していた1616市町村のうちの割合)

国や市町村は、指導員の人材確保をするために
どんな取り組みをしているの？

募集を中心に取り組まれている。しかし「給与面の改善」については26.13%に留まっている
市町村調査 指導員の人材確保にあたって、計画・予定していること(複数回答) (1,125)

	公営
ホームページ	314 (27.91%)
広報	396 (35.20%)
給与面の改善	197 (17.51%)
ハローワーク	404 (35.91%)
求人業者	74 (06.58%)
その他	106 (09.42%)
無記入	53 (04.71%)

待遇はよくなってきたの？

待遇は依然として改善されていない

個別調査 昇給制度、退職金制度 (4972)

	2018年調査	2012年調査	2007年調査	2003年調査
昇給制度あり	1,978 (39.78%)	48.1%	46.7%	47.9%
退職金制度あり	1,187 (23.87%)	38.4%	28.7%	41.5%

個別調査 手当(4972)

通勤手当	3,463 (69.65%)
時間外手当	3,024 (60.82%)
休日手当	1,383 (27.82%)
住宅手当	222 (04.47%)
扶養手当	295 (05.93%)
役職手当	741 (14.90%)
ない	490 (09.86%)

個別調査 労働保険、社会保険、就業規則、雇用契約書、健康診断（4972）

	2018年調査	2012年調査	2007年調査	2003年調査
労働保険の加入あり	3,744 (75.30%)	91.4%	80.5%	75.9%
社会保険の加入あり	2,828 (56.88%)	63.5%	62.5%	61.8%
就業規則あり	4,069 (81.84%)	85.1%	79.5%	78.2%
雇用契約書あり	4,130 (83.07%)	－	－	－
健康診断の保障あり	3,798 (76.39%)	－	－	－

指導員はどんな研修を受けているの？

指導員に研修を受講させる市町村は7割以上と増えてきたが、研修機会のないままに現場に立つ指導員もいる

市町村調査 自治体主催の新任・現任研修の有無（複数回答）（1,125）

	2018年調査	2012年調査	2007年調査
都道府県主催	478 (42.49%)	596 (40.71%)	448 (29.59%)
市町村主催	362 (32.18%)		
新任・現任研修がない	419 (37.24%)	868 (59.29%)	1066 (70.41%)
無記入	25 (2.22%)		

市町村調査 自治体主催の新任研修の有無（2018年度調査については複数回答）（1,125）

	2018年調査		2012年調査	2007年調査
新任研修がある	313 (27.82%)	都道府県主催 212 (18.84%)	190 (13.01%)	146 (9.75%)
		市町村主催 118 (10.49%)		
新任研修がない	787 (69.96%)		1270 (86.99%)	1352 (90.25%)
無記入	25 (2.22%)			
合計	1125 (100.00%)		1460 (100.00%)	1498 (100.00%)

市町村調査 自治体主催の研修以外に研修・学習の機会の保障や援助があるか（1,125）

参加費・受講料の保障	269 (68.97%)
勤務として給与が発生	298 (76.41%)
代替職員の確保	106 (27.18%)
交通費・交通手段の保障	298 (76.41%)
その他	24 (6.15%)

個別調査 そのほかの研修・学習の機会の保障や援助（複数回答）

研修費の保障	3,345 (67.28%)
研修を勤務に位置付け	3,376 (67.90%)
代休の保障	1,551 (31.19%)
交通費の保障	3,589 (72.18%)
交通手段の確保	3,460 (69.59%)
研修の紹介	1,275 (25.64%)
何もない	132 (02.65%)

調査の対象・方法

1 調査の目的

- (1) 学童保育の実態（施策・運営・施設・児童・指導員など）をできるかぎりくわしく把握する。
- (2) 現在の学童保育が持っている課題を把握し、今後の改善の課題を明らかにする。

2 調査の対象

(1) 自治体に対する調査（市町村調査）

すべての市町村（2018年5月1日現在、1741市区町村）にアンケートを行い、2018年5月1日現在の学童保育数を尋ね、学童保育が1か所以上あると答えたすべての市町村（1620市町村）の学童保育の担当課に、調査票への記入を依頼した。

(2) 個別学童保育に対する調査（個別調査）

無作為抽出により455市町村を選び、そのなかの4259支援の単位を対象に、担当課を通じて個別学童保育への調査を直接依頼した。同時に、調査を補完する意味で学童保育連絡協議会のある自治体に対しては連絡協議会を通じて同じ調査を個別学童保育に依頼した。

3 調査方法

(1) 調査の方法 …… 質問紙（調査用紙）の郵送による調査

(2) 実施期間 … 1) 調査依頼日（発送日）

・自治体に対する調査 2018年6月14日

・個別学童保育に対する調査 2018年6月14日

2) 回収期間 2018年6月21日～2019年3月9日

(3) 名称 …… 1) 自治体に対する調査

「学童保育（放課後児童クラブ）詳細な実態調査（市町村調査）」

2) 個別学童保育に対する調査

「学童保育（放課後児童クラブ）詳細な実態調査（個別調査）」

(4) 調査対象日 …… 2018年5月1日時点での実施状況

(5) 調査者 …………… 全国学童保育連絡協議会

4 回収結果

(1) 自治体に対する調査

1) 対象 …… 1620自治体（2018年5月1日現在で学童保育がある自治体）

2) 回収結果 … 合計回収数 1129自治体（回収率69.7%）

(2) 個別学童保育に対する調査

1) 対象 … 455自治体4259か所（47都道府県）

2) 回収結果 … 合計回収数 1839支援の単位（回収率43.2%）

5 調査結果を見るうえでの注意点

- ・百分率（%）の計算は、小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで表示している。したがって、四捨五入の影響で、%を足しあわせて100%にならない場合がある。
- ・本文、表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合がある。

国の学童保育の運営と施設整備にかかわる予算 (2020年度)

○放課後児童クラブ関係予算 978億円(前年度888億円)

1. 運営費等812億円(前年度731億円) 子ども・子育て支援交付金(内閣府所管)

(1) 量的拡充

①放課後児童健全育成事業(運営費)

・補助基準額 ※年間開所日数250日以上。それぞれ児童数36～45人の場合

(i) 設備運営基準通り放課後児童支援員等を配置した場合: 455.7万円(前年度448.4万円)

(ii) 放課後児童支援員1名のみの配置とした場合: 386.6万円

(iii) 職員複数配置かつ設置運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合: 402.5万円

(iv) 職員1名配置かつ設置運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合: 322.6万円

②放課後子ども環境整備事業

ア 放課後児童クラブ設置促進事業 ・補助基準額: 1,300万円(前年度1,200万円)

イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の促進

・補助基準(加算)額: 200万円(前年度100万円)

ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進 ・補助基準額: 500万円(前年度500万円)

③放課後児童クラブ障害児受入推進事業 ・補助基準額: 190.0万円(前年度184.7万円)

④放課後児童クラブ運営支援事業

ア 賃借料補助 ・補助基準額: 299.6万円(前年度299.6万円)

イ 移転関連費用補助 ・補助基準額: 250万円(前年度250万円)

ウ 土地借料補助 ・補助基準額610万円(前年度610万円)

⑤放課後児童クラブ送迎支援事業 ・補助基準額: 49.3万円(前年度47.9万円)

(2) 質の向上

①放課後児童支援員等処遇改善等事業…保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

(i) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員(※1)を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。※1 職員は当該全ての業務に主担当でなくともよい。

(ii) または、(i)に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員(※2)を配置し、うち1名以上を常勤職員(※3)とする場合に、当該職員の賃金改善を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。※2、3 職員及び常勤職員は(i)の業務や地域との連携協力等全ての業務の主担当でなくともよい。

・補助基準額: (i) 167.7万円(前年度157.5万円)、(ii) 315.8万円(前年度301.2万円)

②障害児受入強化推進事業 ・補助基準額: 190.0万円(184.7万円)

※医療的ケア児がいる場合の支援384.7万円[1支援の単位あたり年額](384.7万円)

③小規模放課後児童クラブ支援事業 ・補助基準額: 59.1万円(57.5万円)

④放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 ・補助基準額: 126.1万円

(3) その他(放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善)

○放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業…放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

(i) 放課後児童支援員を対象に年額12.9万円(月額約1万円)

(ii) 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を終了した者を対象に i と合わせて年額25.8万円(月額約2万円)

(iii) 経験年数が概ね10年以上の事業所長(マネジメント)的立場にある放課後児童支援員を対象に ii と合

わけて年額38.8万円（月額約3万円）

2. 施設整備費 166億円（前年度157.0億円）子ども・子育て支援整備交付金（内閣府所管）

ア 新・放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合

5630.4万円（前年度5538.6万円）

イ 上記以外の場合：2815.2万円（前年度2769.3万円）

ウ 土地借料加算：665.8万円（前年度610万円）

補助率：【公立の場合】国 3分の1、都道府県 3分の1、市町村 3分の1

【民立の場合】国 9分の2、都道府県 9分の2、市町村 9分の2、社会福祉法人等 3分の1

注：放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は待機児童解消加速化プランに参加している場合は、補助率のかさ上げを実施（平成28年度～）

【公立の場合】国 3分の2、都道府県 6分の1、市町村 6分の1

【民立の場合】国 2分の1、都道府県 8分の1、市町村 8分の1、社会福祉法人等 4分の1

市町村による設置（公立）の場合

従来の補助率	国, 1/3	都道府県, 1/3	市町村, 1/3
かさ上げ後	国, 2/3	都道府県, 1/6	市町村, 1/6

社会福祉法人などによる（民立）の場合

従来の補助率	国, 2/9	都道府県, 2/9	市町村, 2/9	設置者, 1/3
かさ上げ後	国, 1/2	都道府県, 1/8	市町村, 1/8	設置者, 1/4

○放課後児童対策の推進 11億円の内数(15億円の内数)

放課後児童対策の推進について

放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るなど、放課後児童対策を推進。

《支援策》

I 子どもの居場所の確保

1. 児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保
2. 小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保

II 育成支援の内容の質の向上

1. 放課後児童支援員の資質の向上
2. 放課後児童支援員の人材確保

I 子どもの居場所の確保

1. 児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保
○ 待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館、公民館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。 ※実施主体：市区町村 補助基準額(案)：P千円 補助率：1/3
2. 小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保
○ 地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。
※実施主体：市区町村 補助基準額(案)：P千円 補助率：1/3

保育対策総合支援事業について、放課後児童クラブも支援の対象として実施。

1. 放課後児童支援員の資質の向上
○ 利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回す

参考資料8

学童保育数と補助金、国の施策の推移

年	学童 保育数	「支援の 単位」数	国庫補助総 額（万円）	国の施策の動き
1966				文部省が留守家庭児童会育成補助事業を開始
1967	515			
1970	1,029			
1971				文部省が留守家庭児童会育成補助事業を廃止し、校庭開放事業に統合
1976	1,932		1億1700	厚生省が都市児童健全育成事業を開始（児童館が整備されるまでの過渡的な期間、学童保育に補助する事業）
1977			1億0800	都市児童館事業を開始（留守家庭児童対策を重視した児童館）
1984	5,193		2億8535	
1985	5,449		3億2655	
1986	5,749		3億7000	都市児童館事業廃止
1987	5,938		4億0168	
1988	6,100		4億2742	
1989	6,310		5億2943	
1990	6,708		6億1643	1.57ショック。「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会」発足
1991	7,017		10億1832	厚生省が放課後児童対策事業を開始（留守家庭児童対策は独自の施策で実施するとの方針に転換して、学童保育に補助する事業）
1993	7,516		14億0643	厚生省が学童保育の法制化を検討
1994	7,863		17億9577	政府がエンゼルプランを策定、中央児童福祉審議会が法制化を意見具申。日本政府が子どもの権利条約批准
1995	8,143		20億9267	地方版エンゼルプラン指針策定（学童保育の整備計画目標もつくる）
1996	8,514		24億1673	中央児童福祉審議会が法制化を提言
1997	9,048		31億3180	児童福祉法改正で学童保育を法制化。第2種社会福祉事業に位置づけ。
1998	9,627		46億4644	法制化施行、大規模加算、研修費が創設
1999	10,231		54億7910	「新エンゼルプラン」策定。時間延長加算創設。補正予算で少子化特例交付金（学童保育の施設整備費）
2000	10,976		56億9000	児童館事業に放課後児童生活指導事業創設
2001	11,830		59億9000	障害児加算、小規模加算（過疎地対象）が創設。首相所信表明演説で拡充表明、両立支援閣議決定、補正予算で初の施設整備費29億6000万円
2002	12,825		68億8000	土曜日等開設加算、小規模過疎地要件撤廃、指導員健康診断補助創設。
2003	13,797		74億3200	障害児加算は2名からに。「次世代育成支援対策推進法」で行動計画策定義務づけ、児童福祉法一部改正で学童保育は「子育て支援事業」として推進
2004	14,678		87億2200	ボランティア派遣事業新設。次世代育成支援対策で「子ども・子育て応援プラン」策定
2005	15,309		94億7000	10月、衆議院青少年問題特別委員会で学童保育問題を集中審議
2006	15,858		111億8100	障害児受入加算は一人から補助対象になる。5月9日、少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣が「放課後子どもプランの創設」に合意。
2007	16,668		158億4900	「放課後子どもプラン」スタート。学童保育は2万か所目標。基準開設日数を250日に。71人以上の大規模学童保育は3年経過後に補助金廃止（3年以内に分割促進）。施設整備費を新たに確保（18億円）。補助金交付要綱を「放課後子どもプラン」関係で一本化。「放課後児童クラブガイドライン」策定
2008	17,495		186億9400	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、仕事と生活の調和行动指針、「新待機児童ゼロ作戦」で「10年後に3倍」が目標設定される。次世代育成支援対策推進法で学童保育整備目標を「参酌標準」化。長時間開設加算変更、障害児受入促進で単価倍増
2009	18,475		234億5300	社会保障審議会少子化対策特別部会で学童保育制度の見直しを検討
2010	19,744		274億2000	政府が「子ども・子育てビジョン」を策定。「幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築」で学童保育制度の見直しも検討。児童数40人前後の学童保育への補助金を大幅増額し適正規模へ移行促進
2011	20,204		307億5000	「子ども・子育て新システム検討会議」基本制度ワーキングチームで学童保育の制度の見直しを検討
2012	20,846		307億6500	「子ども・子育て支援法」、児童福祉法改正が可決成立。学童保育の対象児童の引き上げ、市町村事業として位置づけ、国として省令で基準を策定、市町村は条例で基準を制定、事業計画策定の義務づけなどが決定
2013	21,635		315億7600	国が子ども・子育て支援新制度を具体化。国として学童保育の基準を検討
2014	22,096		383億7100	内閣府の「保育緊急確保事業」で処遇改善の予算確保。厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」策定。「放課後子ども総合プラン」策定。
2015	－	25,541	575億	国が「放課後児童クラブ運営指針」策定。「子ども・子育て支援新制度」が本格施行。「放課後児童支援員等処遇改善等事業」予算化。
2016	－	27,638	574億8000	補正予算で、施設整備費の国庫補助率がさ上げ。
2017	－	29,287	725億3000	施設整備費の国庫補助率がさ上げ継続。運営費補助基準額の増額。資格・経験等に応じた処遇改善が予算化。地方分権の議論のなかで、「放課後児童健全育成事業に関わる『従うべき基準』等の見直し」が取り上げられる
2018	23,315	31,265	799億7000	地方分権の議論の場で、学童保育の「従うべき基準」の参酌化が閣議決定
2019	23,720	32,654	887億7000	第9次地方分権一括法で学童保育の「従うべき基準」の参酌化を含む児童福祉法改定。
2020	23,979	33,671	978億円	学童保育の「従うべき基準」の参酌化が4月1日に施行。「新型コロナウイルス感染症」拡大防止のための学校の臨時休業中も、学童保育は「原則開所」の要請

●2018年、新たに策定された「新・放課後子ども総合プラン」とは

2018年6月1日、加藤勝信・厚生労働大臣が閣議後の記者会見で、新たな放課後児童対策のプランを今夏に策定すると発言しました。これは、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分のさらなる受け皿整備を図るというものです。

2018年9月14日に、「新・放課後子ども総合プラン」が、文部科学省生涯学習政策局長・文部科学省初等中等教育長・文部科学省大臣官房文教施設企画部長・厚生労働省子ども家庭局長の連名通知として発出されました。「放課後児童クラブ」について、2019年度から2021年度の3年間で約25万人増やし、待機児童を解消する新たな目標を発表しました。その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までの計約30万分の受け皿を整備するというものです。

●2014年に策定された「放課後子ども総合プラン」とは

2014年、政府は「放課後子どもプラン」をもとにしてあらたに「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの受入児童数を5年間で30万人（2019年度末までに120万人に）増やすこと、学校施設を徹底活用すること、約2万か所で学童保育と「放課後子供教室」を「一体的に又は連携して実施」し、うち1万か所以上を「一体型」で実施するとしていました。

（注）放課後子供教室とは、「全国の小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものである」（放課後子ども教室推進事業実施要綱より）。

●「放課後子どもプラン」とは

2006年5月に内閣府少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣がトップダウンで突然、「放課後子どもプラン」の推進を発表しました。そこには、すべての小学校区において、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を「一体的あるいは連携して」実施していくとの方針が示されていました。

この背景には、1992年頃から、大阪市や横浜市で、すべての子どもを対象に、小学校の余裕教室を使った遊び場、居場所づくり事業、厚生労働省が「全児童対策事業」と呼んでいる事業がはじめられていたことがありました。この、学童保育の事実上の廃止を意味する「全児童対策事業」と学童保育との「一体化」が懸念されていたなか、2003年、川崎市は、それまで公設公営で実施していた学童保育事業を事実上廃止し、「全児童対策事業」である「わくわくプラザ事業」をスタートさせます。

●全国学童保育連絡協議会の要望

全国学童保育連絡協議会は、学童保育と「放課後子供教室」や「全児童対策事業」との場所や事業、職員の「一体化」には強く反対してきました。役割の異なる事業では、学童保育の目的を果たすことは不可能です。

伝承遊びや実験、異世代交流などを体験させるプログラムを行っている民間企業やNPO法人もありますが、これをもって、子どもたちの「生活の場」に置き換えられるものではありません。

また、地域住民等の参加促進で指導員不足を補おうとする動きもありますが、子どもたちの安全・安心な生活に責任をもつには、指導員が継続的に子どもにかかわることが不可欠です。

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の固有の役割を明らかにし、専任職員の複数配置と専用の「生活の場」を確保し、学童保育の生活が保障されるよう働きかけ、「放課後子供教室事業」や「全児童対策事業」とは「連携」するものとして学童保育の拡充を求めています。

「放課後子ども総合プラン」で、学校内で実施されるとして示された「一体型」と言われる構想に

についても、学童保育の役割が果たせるよう、定まった入所児童が専用室と専任指導員のもとで継続した生活が保障される実施形態となるよう働きかけています。

●「学童保育の質の改善」と「新・放課後子ども総合プラン」をめぐる国の動向

- 国は、「全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの」が「一体型」としてしています。「新・放課後子ども総合プラン」では、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施についてつぎのような考え方が示されました。

① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

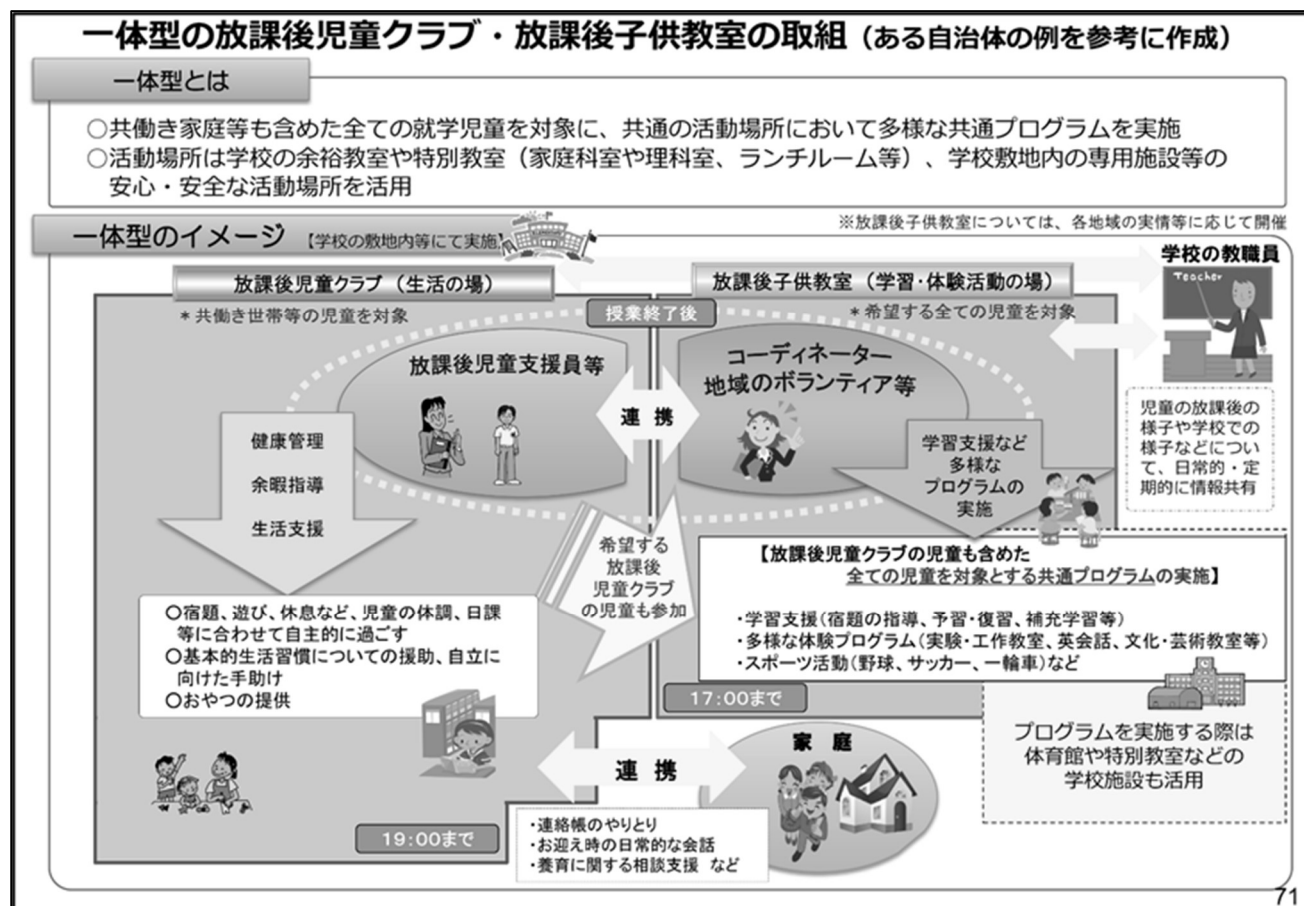
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。（中略）

また、一体型として実施する場合でも、放課後児童クラブの生活の場としての機能を十分に担保することが重要であり、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、市町村が条例で定める基準を満たす必要がある。

しかし、学童保育関係者の間では、「市町村の財政状況や受けとめ次第では、両事業が一緒に実施される『一体化』が進められてしまうのではないか」との心配があります。

「新・放課後子ども総合プラン」では、学童保育の充実を図りながら、「放課後子供教室」との連携を図られるようにしていくことが求められます。

[厚生労働省作成資料]



放課後子供教室の概要

(前年度予算額 6,012百万円)
地域学校協働活動推進事業の内訳 2019年度予定額 5,924百万円



趣旨・目的

子供たちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業

現状（平成30年11月現在）

- 実施数：18,749教室（うち一休型：4,913か所）
- 実施市区町村数：1,171市区町村
- 実施場所：小学校 74.8%
その他（公民館、中学校など） 25.2%

目標（新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日 文部科学省・厚生労働省策定）

2023年度末までに、全ての小学校区で放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一休型*として1万か所以上で実施する。

放課後児童クラブ：共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供（厚生労働省事業）

*一休型：同一の小学校等において両事業が実施されており、放課後児童クラブの児童も放課後子供教室のプログラムに参加可能とされているもの

地域学校協働活動※

放課後子供教室

小学生を対象に、平日の放課後や土曜日、夏休み等に、小学校の余剰教室や体育館、公民館等において、多様な学習・体験プログラムを実施

地域学校協働活動推進員
(地域と学校をつなぐコーディネーター)

連携・協力

協働活動支援員・協働活動サポーター・特別支援サポーター等
(学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理)

参画

大学生、地域の高齢者、民間教育事業者、NPO
文化・芸術団体等の様々な地域人材

※地域学校協働活動：地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子供たちの成長を支える多様な活動

【放課後子供教室におけるプログラムの例】

- ・学習支援（予習・復習、補充学習・ICTを活用した学習活動など）
- ・体験プログラム（実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室、地域探検、農業体験など）
- ・スポーツ活動（野球、サッカー、バドミントン、卓球、一輪車など）

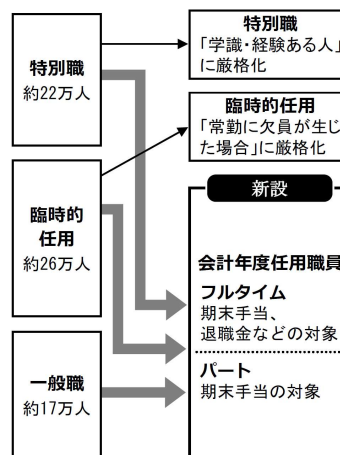


- 共働き家庭が否にかかわらず、全ての児童が参加可能
- 地域ボランティアや大学生、企業、NPO等の多様な人材が学びを支援
- 複数校の児童を対象とした活動や、親子参加プログラムなど多様な活動が可能
- 実費以外は原則利用者負担なし（保険料等を徴収している自治体もある）
- 地域学校協働活動の一環として、協働活動支援員等への謝金や消耗品費等を補助

○「会計年度任用職員」とは

2017年5月17日、地方公務員法と地方自治法の一部が改定され、公布されました。今回、改定されたのは、つぎの点です。

- ・地方公務員の特別職・臨時・非常勤職員について、特別職の任用の要件を「学識・経験のある人」、臨時的任用の要件を「常勤に欠員が生じた場合」に厳格化し、これにあてはまらないものは労働者性の高い「一般職の非常勤職員」とあわせて、新設される「会計年度任用職員」とし、採用方法や任期などを明確にすることとした。
- ・今回、多くの非常勤職員は「会計年度任用職員」へ移行され、期末手当、費用弁償等の支給ができるようになった（自治体の判断による）。ただし、雇用は1年ごとになる。



*人数は2016年4月現在

○ 公立公営の学童保育で雇用される指導員への影響は

「地方公務員」は、地方公共団体および特定地方独立行政法人に所属して業務を行う職員です。雇用形態には「任期の定めのない常勤職員」「任期付職員」「臨時・非常勤職員」などがあります。そして「臨時・非常勤職員」には、業務内容や任期などによって「特別職非常勤職員」「一般職非常勤職員」「臨時的任用職員」の3つの類型があります。

現在、公営の学童保育指導員が「任期の定めのない常勤職員」に位置づけられている地域はごくわずかで、多くが「臨時・非常勤職員」として勤務しています。

2017年、「地方公務員法」「地方自治法」の一部が改定され、2020年4月から、「会計年度任用職員制度」が導入されました。これにより、各自治体の判断で異なっていた「臨時・非常勤職員」の任用などに関する制度が統一化されました。おおまかな変更内容はつぎのとおりです。

- 「特別職非常勤職員」の要件を「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行うもの」、「臨時的任用職員」の要件を「常勤職員に欠員が生じた場合」に厳格化する。これ以外の者は、新設された「フルタイム会計年度任用職員（7時間45分勤務）」「パートタイム会計年度任用職員（7時間45分未満の勤務）」のいずれかに、自治体の判断で位置づける。なお、「会計年度任用職員」は期末手当、費用弁償等の対象とすることができるが、雇用は1年ごと。

したがって自治体は2019年度中に、公営の学童保育に勤務する「臨時・非常勤職員」の指導員の雇用形態を判断して位置づけなおしました。

実際には各地域により判断はさまざまで、「これまでは臨時的任用職員を配置していたが、有資格者を自治体の正規職員として配置する」との判断をした自治体がある一方、これを機に「午前中の勤務時間削減が提案された」「他職種の非常勤職員との均衡を理由に、独自に確立してきた学童保育指導員の処遇が引き下げられた」「事業に係る負担の軽減を理由に外部委託をすすめている」自治体もありました。

国の「省令基準」と「運営指針」に示された内容を子どもたちに保障するためには、「保育時間前後に、必要な準備を行う勤務時間を位置づける」「子どもとの安定的なかかわりが継続できるよう、指導員の長期的に安定した雇用を確保する」ことが実現できる雇用形態となるよう、働きかけていくことが必要です。

*総務省から「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル第1版」「第2版」やQ&A、通知が出されていますので参照してください。

○ 総務省による「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する調査」

総務省では、「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する調査」において、「放課後児童支援員資格を有する者で学童保育業務に従事する者（いわゆる補助員は対象外。）」について、人数、勤務時間、給料（報酬）額等を調査しました。

職種の分類はつぎのとおりです。

一般事務職員　うち事務補助職員／技術職員／医師／医療技術員／看護師等　うち看護師　うち保健師／保育士等　うち保育所保育士／給食調理員／技能労務職員　うち清掃作業員／教員・講師（義務教育）／教員・講師（義務教育以外）／図書館職員／その他　うち消費生活相談員　放課後児童支援員

全国学童保育連絡協議会の2020年5月1日現在の調査では、公営の学童保育は、33,671支援の単位のうち、10,006支援の単位で、全体の29.7%ですが、10年前の2009年は42.1%、20年前の1999年は50.6%でした。

地方公務員の臨時・非常勤職員である学童保育指導員も相当数いたはずなのですが、これまで、学童保育指導員を取り出して調査したものはありませんでした。会計年度任用職員制度導入に向けた基礎調査でも調査対象になっていません。

今回、「放課後児童支援員」が調査対象になったことは、画期的であり、今後、貴重な資料になると考えます。

○「規制改革推進に関する第4次答申」

内閣府の諮問会議のひとつである規制改革推進会議（2019年7月で設置期限終了）が2018年11月19日に「規制改革推進に関する第4次答申」を示しています。

規制改革推進に関する第4次答申 2018年11月19日

2. 少子高齢化に対応した子育て・介護支援のための規制・制度改革

(1) 学童保育対策（いわゆる「小1の壁」の打破）

ア 子どもにふさわしい場所の確保

イ 多様な人材（担い手）の活用

ウ 質の確保等

このなかで、「学童保育対策（いわゆる「小1の壁」の打破）として、「多様な人材（担い手）の活用」と言いながら、「＜基本的考え方＞」に「子どもが多様な年齢層と触れ合う機会が減少する中、高齢者が地域社会での活躍の場を自身の居住地域に求めていることに鑑み、支援員が高齢者の職業の一つとして積極的に選択される環境を作るべきである」と示し、「＜実施事項＞」に「厚生労働省は、シルバー人材センターの会員が支援員及び補助員として就業する機会が増えるよう、全国シルバー人材センター事業協会に対して通知する」と示しています。

また、「質の確保等」と言いながら、「＜基本的考え方＞」「市区町村や株式会社など様々な経営主体の参入が受け皿確保につながる」と示しています。

○シルバー人材センターの活用についての厚生労働省通知

2018年11月19日に規制改革推進会議で取りまとめられた「規制改革推進に関する第4次答申」には、「シルバー人材センターの会員が放課後児童支援員及び補助員として就業する機会が増えるよう、全国シルバー人材センター事業協会に対して通知する」とあります。

これを受けて、2019年3月15日に、厚生労働省職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課長と厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長連名で通知が出されました。

年齢や性別を限定した募集を行うことは原則禁止されています。これは「雇用対策法」「男女雇用機会均等法」といった法律で決められたルールです。しかし、高齢者の方が3人目、4人目の補助員として学童保育で勤務することはあったとしても、仕事内容から言っても、有資格者である「放課後児童支援員」として、業務の根幹を担うことには多くの課題があると思われます。

また、もともとシルバー人材センターは“高齢者の生きがいの充実”を目的のひとつとして、「臨時的かつ短期的または軽易な業務」を提供することを目的としたものでした。請負もしくは委任で働く場合も、労働者とはならず、休憩・年休の概念がなく、労災保険の適用はありません。高齢化や労働力人口の減少のさらなる進行が見込まれるなかで、2016年4月施行の高年齢者雇用安定法改正により、派遣もしくは職業紹介の形態で働くことで、労働者性を持たせることが可能となりました。「就業時間の拡大」「『臨時的かつ短期的または軽易な業務』要件の撤廃」も話題になっています。

●厚生労働省、内閣府子ども・子育て本部への要望（2020年7月17日提出）

公的責任による学童保育制度の拡充と 財政措置の大幅増額を求める要望書

日頃より学童保育の拡充にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

学童保育を必要とする家庭は年々増加しています。安全に安心して過ごすことのできる放課後の「生活の場」を求める保護者の願いは、ますます高まっています。学童保育の拡充は国の施策のなかでも重要な課題です。

政府が推進する「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」）の施行で、学童保育については、国の制度、都道府県および市町村の施策も大きく変わりました。

国は、2018年9月に「新・放課後子ども総合プラン」（以下「新プラン」）を発表しました。「新プラン」では、学童保育について、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備するとしています。しかし、「新プラン」では、「放課後子ども総合プラン」に続いて、民間企業も含めた民間サービスの活用が想定されていること、学童保育と「放課後子供教室」それぞれの事業の目的・役割を果たせていないこと、学童保育を必要とする子どもたちの「生活の場」の確保を「放課後子供教室」や児童館などの別事業によって解消しようとしていること、「5時から学童保育（17時までは無料の「全児童対策事業」、17時以降は有料の学童保育と行政がいつているもの）」が容認されていることなど、大きな問題があると考えています。

この他、各地域では、専用室が確保されていないこと、学童保育を必要としていても入所できなかった子ども（以下「待機児童」）が解消されないこと、学童保育の大規模化が解消されていないこと、学童保育と民間企業が行う塾や習い事との一体化が認められることなど、「生活の場」としての学童保育とはいえない実態が多々あります。

さらに国は、「第9次地方分権一括法」の成立および児童福祉法の改定によって、2020年4月より、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「設備運営基準」）で示した「従うべき基準」（学童保育指導員の資格と配置基準）をその他の基準と同様に「参酌すべき基準」に変更し、全てが「参酌すべき基準」になりました。

この変更は、一部の事業者や市町村の都合を優先させたもので、子どもにとっての「最善の利益」を守るという児童福祉法の理念に逆行するものです。

また国は、2020年1月に、「従うべき基準」の参酌化に伴い、学童保育の運営費について、見直しを行う考えを示しました。児童が少なくなる時間帯等のみ、職員を1名配置とする学童保育については、現行と同額の補助基準額とし、児童が少なくなる時間帯等に限らず職員を1名配置とする学童保育や、「設備運営基準」に基づく放課後児童支援員を配置しない学童保育については、「減額した補助基準額により補助」することとしました。一定の制約を設けたものの、国として、安全・安心はもとより質の低下を招くことにつながる事実上の職員1名配置や無資格者による運営を認めたことになり、私たちは決して容認できません。

今般の「新型コロナウイルス」の対応では、学童保育は働きながら子育てをしている家庭にとって必要な公的な事業であり、社会活動を支え、経済活動に必要な社会基盤として、保育所と同様の役割を果たすことが国から求められました。学童保育に対する社会的認知が広がり、深まりましたが、一方で、施設条件の不十分さや大規模化、学童保育指導員の劣悪な処遇、常勤指導員の少なさ、慢性的な人手不足など学童保育施策の脆弱さが浮き彫りになりました。

全国学童保育連絡協議会は、子どもの命を守り、安全に安心して過ごせる継続的な「生活の場」を保障するという観点から、学童保育指導員の資格と人員配置を「従うべき基準」に戻し、その他の「参酌基準」も順次「従うべき基準」に位置づけるなど「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保し、早期に拡充させる具体的な方策を求めます。

つきましては、学童保育の目的に沿った制度の見直しと整備、それに伴う抜本的な財政措置の拡充を要望します。

要 望 項 目

1. 学童保育の国の制度の拡充を図ってください。（重点要望）

保護者の就労などにより保育を必要とする子どもたちに対して、その命を守り、安全に安心過ごせる継続的な「生活の場」を保障するという学童保育の役割を果たすため、以下の事項について改善を図ってください。

- 学童保育を児童福祉施設として位置づけること。そのために必要な法整備と財政措置を行うこと。
- 児童福祉法第24条に示されている「その他の児童」は小学生を含むことを明確にし、市町村の責任を「利用の促進の努力義務」ではなく、市町村に実施責任があることを明確にすること。
- 「全国的な一定水準の質」を確保するための方策を図ること。「第9次地方分権一括法」の附則に付された見直し規定を確実に実行すること。
- 学童保育の量的拡大、質の向上が図られるよう、大規模化・待機児童解消、運営費、施設整備、障害のある子どもの保育について、国として十分な財政措置をはじめとする対策をすすめること。
- 学童保育指導員の処遇改善を図ること。
- 学童保育指導員の資格について、公的責任による全国一律の資格とする方針を明確にし、具体化すること。
- 「新・放課後子ども総合プラン」において、学童保育と「放課後子供教室」とはそれぞれの事業として実施する方針を堅持し、都道府県および市町村に周知・徹底すること。
- 自然災害で被災した地域の学童保育の復旧・復興、学童保育を必要とする家庭・子どもが安心して利用できるよう、国として支援すること。
- 行政担当者、学校関係者および関係機関が学童保育の役割や目的への理解を深め、連携や関係性の向上を図るための手立てを検討すること。

2. 子どもの命と安全を守る上で欠かせない「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保してください。

- (1) 「第9次地方分権一括法」の附則に見直し規定が設けられたこと、「第9次地方分権一括法」に付された附帯決議のうち、学童保育の質に関係する内容が衆参ともにそれぞれ4つの項目にわたって取り上げられていること、全国学童保育連絡協議会が取り組んだ「学童保育の拡充を求める請願書」が衆参ともに採択されたことを受け止め、「全国的な一定水準の質」を確保するための方策を図ってください。（重点要望）
- (2) 児童福祉法において、「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない」（第34条8の2）と定められているように、少なくとも、学童保育指導員の資格及び人員配置については「従うべき基準」に戻し、その他の「参酌基準」も順次「従うべき基準」に位置づけてください。
- (3) 「第9次地方分権一括法」の附則に付された見直し規定を確実に実行してください。そのための方策やスケジュールを検討し、明らかにしてください。あわせて、見直し方法やその内容について、全国学童保育連絡協議会の意見を反映させてください。（重点要望）

- (4) 学童保育の「質の確保」を図る責任があることを理解し、これまでどおり厚生労働省が定めた基準をもとに学童保育を実施するよう、市町村に働きかけてください。そのために、学童保育指導員の資格及び人員配置をはじめとした条例の内容を変更し、基準を後退させた市町村については、質の確保および向上の方策についても調査をし、公表してください。（**重点要望**）
- (5) 「放課後児童支援員」の原則複数配置を条例に位置づけている市町村については、午前中からの常勤職員が2人以上配置できるよう補助金を増額してください。（**重点要望**）
- (6) 学童保育への理解を深めてもらうために、行政担当者を対象とした研修を行うよう、都道府県及び市町村に対して、働きかけてください。都道府県及び市町村の学童保育担当職員の「放課後児童支援員認定資格研修」（以下、「認定資格研修」）の受講状況を調査し、公表して改善につなげてください。
- (7) 運営主体の変更など施策の変更を市町村が行う場合には、利用者などへ十分説明をし、理解を得られるよう、丁寧な対応を図る必要があることを、市町村に周知してください。

3. 学童保育の設備運営基準の改善・拡充を図ってください。

- (1) 子ども集団の規模（支援の単位）は、「30人以下」とし、以下の要件を満たすことを求めます。
 - ① 生活をおくるうえでの基礎的な単位（生活集団）が、継続的に分けられていること
 - ② 基礎的な生活をおくる空間、場所、施設・設備が、継続的に分けられていること
 - ③ 子どもの保育に責任を持つ学童保育指導員が、それぞれの単位ごとに複数人配置されること
- (2) 児童数の考え方を「登録児童数」とし、「週のうち数日を利用することを前提に申込みした児童」についても「一人」として数えることなどについて、市町村に周知してください。「登録児童数」をもとにした「支援の単位」や「専用区画」を設定するよう市町村に周知してください。
- (3) 学童保育の役割を果たすために、「設備運営基準」を以下の内容に沿ったものに改定してください。また、「参酌基準」を順次「従うべき基準」としてください。
 - ① 広さは子ども一人当たり1.65㎡以上ではなく、学童保育の専用室と必要な専用設備も含めて子ども一人当たり3.96㎡以上としてください。
 - ② 「専用区画」というあいまいな規定ではなく、「専用室及び専用とする設備」として明確にしてください。
 - ③ 「支援の単位」ごとに固有の専用室を設けることを明記し、資格を有する指導員を2名以上配置してください。
 - ④ すべての学童保育の人数規模の上限が40名以下になるようにしたうえで、どの学童保育にも専任・常勤の指導員を複数人配置してください。
- (4) 学童保育運営の委託や代行においては、事業の収支、利用者の処遇等について「設備運営基準」第15条の「帳簿を整備」に加え、市町村への報告と公開を義務として定めてください。

4. 学童保育の量的拡大、質の向上が図られるよう、国として十分な財政措置をはじめとする対策を進めてください。

- (1) 補助金の大幅な増額について
 - ① 必要な運営費を増額することで保護者負担も増大することから、運営費の2分の1を保護者負担とする考え方を見直してください。
 - ② 「設備運営基準」と「放課後児童クラブ運営指針」（以下、「運営指針」）に基づく運営が可能となるよう、補助額を大幅に増額してください。また、国・都道府県・市町村がそれぞれ3分の1ずつ負担している公費の負担割合について、国の負担割合を少なくとも2分の1に引き上げてください。
- (2) 「待機児童」対策、学童保育の整備などについて

学童保育を必要とするすべての子どもたちが入所できるよう、公的責任で、学童保育を整備してください。

その前提として

 - ① 児童福祉法第24条に示されている「その他の児童」は小学生を含むと解釈できるため、保育所のように「学童保育の必要性」および「待機児童」の定義を明確にしてください。（**重点要望**）

- ② 高学年の子どもたちも含めて、「待機児童」を解消するための必要量を把握するよう、市町村に周知してください。
- ③ 市町村が、ひとり親家庭などの経済的に厳しい家庭への保育料の減免などを行えるよう、市町村の行う減免に対して補助を行うなど、国としての制度を創設してください。あわせて、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」および「子供の貧困対策に関する大綱」に明記されている「特別な配慮」が実行できる制度や仕組みを作ってください。

(3) 運営費に関する財政措置について

- ① 支援の単位を構成する子どもの数が19名以下の場合を含め、すべての学童保育において、常勤・専任の学童保育指導員を2名以上配置することができるよう、人件費にかかる財政措置を大幅に改善するとともに、国の負担割合を増やしてください。 **(重点要望)**
- ② 受益者負担の割合を2分の1から、受益者負担分を減らしてください。 **(重点要望)**
- ③ 補助金の国負担分3分の1を2分の1へ増やしてください。 **(重点要望)**
- ④ 常時2名配置体制を行うために、保育の引き継ぎが可能であり、労働時間にも配慮した人員の配置ができる予算組みにしてください。
- ⑤ 学校長期休業中などの労働条件を考慮すると、「設備運営基準」の求める学童保育指導員の配置要件を実現するには、支援の単位当たり4人以上の有資格者を確保することが必要です。有資格者の確保が実現できる財政措置をしてください。
- ⑥ 運営に関わる事務量が著しく増加しています。事務量とその高度化に対応ができる事務職員の雇用も視野に入れ、事務経費の算定基準を大幅に改善してください。 **(重点要望)**

(4) 施設整備に関する財政措置について

- ① 大規模化解消のために分割を行おうとしても施設の確保が難しい現状があります。運営形態にかかわらず、市町村が施設の確保に責任を持つよう国として働きかけてください。 **(重点要望)**
- ② 補助単価のさらなる引き上げを図ってください。あわせて、施設整備費の国庫補助額の嵩上げ(国の負担割合は3分の2)を今後も継続してください。
- ③ 賃貸借等により実施する放課後児童クラブの防災対策として予算化されている「放課後児童クラブ設置促進事業(既存施設の改修等)及び放課後児童クラブ環境改善事業(備品購入など)」「放課後児童クラブ運営支援事業(移転関連費用補助)」を今後も継続してください。
- ④ 子どもの命と安全に直結する耐震補強のための予算を確保してください。
- ⑤ 「放課後児童クラブ運営支援事業」などの要件になっている「待機児童が存在している地域などにおいて」という条件は、待機児童が存在するか否かが特定できず、実情に合いません。すべての学童保育を対象としてください。
- ⑥ 民家・アパートなどを活用し実施している学童保育に対する賃借料の補助を創設してください。
- ⑦ 「設備運営基準」で定めた子ども一人当たり1.65㎡以上の広さを確保し、一つの支援の単位を構成する子どもの数の基準を守るように、借地・借家も対象とする、増改築に対する補助制度の新設と、財政措置を講じてください。
- ⑧ 学童保育の建物の公設化を奨励する財政措置を強化してください。

(5) 学童保育での事故・ケガなどの賠償対策について

学童保育での保育中(学校から学童保育、学童保育から自宅までの経路を含む)の事故・ケガなどの賠償対策を講じてください。

(6) 障害のある子どもの保育に関する財政措置について **(重点要望)**

希望する障害のある子どもが入所できるよう、財政措置を行ってください。

- ① 子どもの状況に応じて、専任の学童保育指導員が加配できる制度にしてください。
- ② 加配する学童保育指導員を、常勤・専任で雇用できる補助単価にしてください。
- ③ 巡回指導など学童期の専門的な知識をもとめられる課題について、専門職による相談・助言を受けることができるよう、財政措置を含めた施策を創設してください。

5. 学童保育指導員の処遇の改善、保育内容の向上が図られるよう必要な措置を講じてください。

- (1) 子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、学童保育指導員の雇用にあたっては、長期的に安定した形態となるよう、必要な条件整備を図ってください。 **(重点要望)**

- (2) 学童保育指導員の処遇の改善をいっそう強力に推進してください。
- ① 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」については、確実に学童保育指導員の処遇改善につながる明快な仕組みの事業としてください。**（重点要望）**
 - ② 「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」については、事業の趣旨や内容および処遇改善に伴う経費も含めた適切な仕組みの事業としてください。Q & Aなどをもとに補助金の活用方法を示してください。
 - ③ 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の予算単価を増額するとともに、両事業の積極的な活用を市町村に働きかけてください。**（重点要望）**
- (3) 「会計年度任用職員制度」の創設に伴い、市町村で働く学童保育指導員の処遇改善の状況や運営形態の変更などについて調査し、その結果を公表してください。総務省と連携し、学童保育指導員の処遇改善および学童保育の質の維持・向上が図れるよう手立てを講じてください。**（重点要望）**
- (4) 「認定資格研修」については、当面の間継続し、対象となるすべての現任学童保育指導員が有資格者となることができるよう、都道府県および市町村への援助と財政措置を図ってください。
- ① 補助単価をさらに引き上げ、講師となる学童保育指導員の代替要員を確保するための費用も補助してください。
 - ② 島嶼部、遠隔地、公共交通機関の状況なども考慮して、受講者への補助を行ってください。
- (5) 「放課後児童支援員等資質向上研修」をすべての学童保育指導員が受講できるよう、財政措置を行ってください。
- ① 講師となる指導員や、勤務日に開催される研修に出席する学童保育指導員の代替要員を確保するための費用などの補助は、運営費に計上するのではなく、別途、「人材確保等研修事業費」としてください。また、実態に見合った額に引き上げてください。
 - ② すべての都道府県及び市町村が計画的に現任者を対象とした研修を行えるように、予算の増額を図るとともに、国の負担割合を引き上げてください。
 - ③ 「運営指針」の内容をもとに「放課後児童支援員等資質向上研修」の充実を図ってください。

6. 学童保育指導員の公的責任による全国一律の資格制度を検討してください。「放課後児童支援員認定資格研修」については、「全国的な一定水準の質」が図られるようにしてください。

- (1) 学童保育指導員の資格のあり方について **（重点要望）**
- ① 学童保育指導員の資格について、公的責任による全国一律の資格とする方針を明確にし、具体化してください。
 - ② 大学などで放課後児童支援員の養成課程が整備される仕組みをつくり、必要な法整備を文部科学省と共に行ってください。
- (2) 「放課後児童支援員」の認定資格の基礎要件などについて
- ① 「認定資格研修」において、科目数と時間（16科目24時間）を一部緩和することは、「職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識する」という「認定資格研修」の目的を果たすことはできません。緩和を行わず、「運営指針」の内容をもとに「認定資格研修」を充実し、指導員の専門性を保障するための内容にしてください。
 - ② 「放課後児童支援員」の認定資格研修受講の基礎要件（省令10条3）の条件を切り下げず、「設備運営基準」策定時の内容をもとに、学童保育指導員としての専門性を保障できる条件にしてください。
- (3) 「認定資格研修」の実施主体について
- 「認定資格研修」には、「全国的な一定水準の質」を確保することが求められており、人材の確保は、都道府県の重要な責務とされています。「認定資格研修」は都道府県に限り実施主体としてください。
- (4) 従うべき基準の参酌化に伴う「経過措置」後の資格の取り扱いについて

国は2020年4月から従うべき基準の参酌化に伴い、「子ども・子育て支援補助金交付要綱」の見直しを行い、2022年4月までの「経過措置」として「放課後児童支援員」の基礎要件を満たしている者については、2022年3月末までに「認定資格研修」修了の計画があるものに関しては「放課後児童支援員」と見なし、補助基準額どおりの補助を行うとしています。しかし、上記大学等での養成課程による資格取得の仕組みがない中で、新卒と同時に有資格者として学童保育に従事することはできません。また、2015年4月から5年間の経過措置と2022年3月末までの補助金要綱での追加の経過措置は設けられたものの、指導員の処遇改善は2割程度しか進んでないこともあり、退職による有資格者の職員の確保も十分でない状況です。さらに、今以上に学童保育を必要とする地域も多く、新しい学童保育開設のための職員確保も必要な状況が続いています。こうした状況を踏まえ、大学等での養成課程による資格取得の仕組みができるまでの間、採用後すみやかに「認定資格研修」を修了することを前提として、有資格者としてみなしてください。**(重点要望)**

**7. 「新・放課後子ども総合プラン」において、学童保育と「放課後子供教室」とはそれぞれの事業として実施する方針を堅持し、都道府県および市町村に周知・徹底してください。
(重点要望)**

- (1) 児童館や放課後等デイサービス事業などの放課後の施策に置き換えることなく、学童保育を必要とする子どもたちが入所できるよう、学童保育を整備してください。
- (2) 学童保育と「放課後子供教室」は、それぞれの目的・役割が異なります。二つの事業をひとつにした運営（同じ場所、同じ職員が対応する）では、「就労などにより保育を必要とする子どもたちの毎日の生活の場を保障する」という学童保育の目的・役割は果たせません。それぞれの事業の目的・役割が果たせるよう、引き続き、都道府県および市町村に周知・徹底してください。
- (3) 「一体型」や「連携して実施」などの表現は、市町村や現場でも混乱の原因となっています。学童保育を「全児童対策事業」に一体化するなどの動きを生み出す懸念があるため、適切な表現にあらためてください(例えば「一体型」は「学校内設置型」に改めるなど)。
- (4) 「新・放課後子ども総合プラン」にある「共通プログラム」の実施にあたっては、子どもが参加を選択できること、学童保育固有の生活を守ることが優先される旨、周知・徹底するとともに、プログラムの内容が学習やスポーツに偏らないようにしてください。

8. 自然災害で被災した地域の学童保育の復旧・復興、学童保育を必要とする家庭・子どもが安心して利用できるよう、国としての支援を行ってください。

「東日本大震災」「平成28年熊本地震」「平成29年7月九州北部豪雨」大阪北部地震、「平成30年7月豪雨」「平成30年台風第21号」「北海道胆振東部地震」「令和元年台風第15号・第19号」と全国各地で自然災害がつづいています。被災した地域では、保育を必要とする子どもの増加や「子どもをひとりで家に置く」ことへの不安もあり、学童保育を求める声は高まっています。また時が経つにつれて、「心のケア」への対策があらためて求められています。被災した地域の子ども・家庭を支える学童保育の役割が果たせるよう、特別な手立てを講じるなど、継続的な支援を進めてください。

- (1) 学童保育の復旧・復興のために万全の措置を講じてください。
- (2) 学童保育に通う子ども、その家庭、学童保育指導員への「心のケア」を行えるように、専門スタッフの巡回や相談、学童保育指導員の研修などが行えるように、財政措置を含めた対応を進めてください。
- (3) 原発事故による被害から子どもを守るために、専門家との協力・連携などの特別な対応を行い、必要な財政措置を講じてください。
- (4) 被災した地域における、学童保育再建のための財政支援策を策定してください。
- (5) 被災に伴う保護者の離職など経済的負担を軽減するために、公的な補助をもとにした保育料の減免措置を実施してください。
- (6) 学童保育の防災・安全対策についての国としての指針を定めるとともに、それにもとづいた補助制度を創設してください。**(重点要望)**

- ① 国としての指針に盛り込んでいただきたいこと
- ・ 専門家による施設の耐震診断を行うこと。
 - ・ 施設が使用できなくなった場合は代替の施設をすぐに確保できるようにすること。
 - ・ 学童保育の早急な再開が難しい場合は、子どもの送迎など必要な手立てを講じること。
 - ・ ライフラインが復旧するまでの間、子どもたちの昼食やおやつを確保すること。
 - ・ 被災地域の保育料の減免を実施すること。
 - ・ 自然災害による臨時休室については開設日数として計算し、補助金を減らさないこと。
- ② 防災に関わる物品、設備などの整備を補助してください。

学童保育(放課後児童健全育成事業)実施状況 調査票 (2020年5月1日現在)

全国学童保育連絡協議会調査

都道府県名 [] 市区町村名 [] 全国地方公共団体コード []
 担当部署 [いずれかに○を] 首長部局・教育委員会 [] 担当部署名 []
 記入者名 () 連絡先TEL ()

Q1 学童保育の数についてお聞きします

貴自治体内にある学童保育(放課後児童健全育成事業)のか所数 [④+⑤の合計]]

「支援の単位」*1総数 [④+⑤の合計]]

A 公立公営のか所数*2 [④]] 「支援の単位」数 [⑤]]

B 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の規定に基づき、貴自治体に届出された
 放課後児童健全育成事業所のか所数 [⑥]] 「支援の単位」数 [⑦]]

*1 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条4 「支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」

*2 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知「雇児育発0313第13号平成27年3月13日」にあるとおり、放課後児童健全育成事業を委託するもの、指定管理者制度により代行するものについては、Bへ。

Q2 2020年5月1日現在の学童保育の入所児童の総数と学年別数をお聞きします

*長期休業中のみの入所児童はのぞきます

*出席人数ではなく、2020年5月1日時点で入所申込者数をお聞きします

学 年	人 数
1年生	
2年生	
3年生	
4年生	
5年生	
6年生	
その他	
入所児童総数	

*障害のある子どもも学年の欄に加えてください。幼児なども入所している場合には「その他」で記入してください。

Q3 子ども集団の規模についてお聞きします(Q1の「支援の単位」総数の規模別の内訳数をお聞きします)

集団の規模	「支援の単位」数
19人以下	
20人～30人	
31人～35人	
36人～40人	
41人～45人	
46人～55人	
56人～70人	
71人～100人	
101人以上	

Q4 学童保育の運営主体についてお聞きします

A Q1の「支援の単位」総数の運営主体別の内訳数をお聞きします

① 公立公営 () (注) 「代行」とは指定管理者制度を導入して運営している場合

② 公社・社会福祉協議会 a 委託() b 補助() c 代行()

③ 運営委員会 a 委託() b 補助() c 代行()

④ 父母会・保護者会 a 委託() b 補助() c 補助無() d 代行()

⑤ NPO法人 a 委託() b 補助() c 補助無() d 代行()

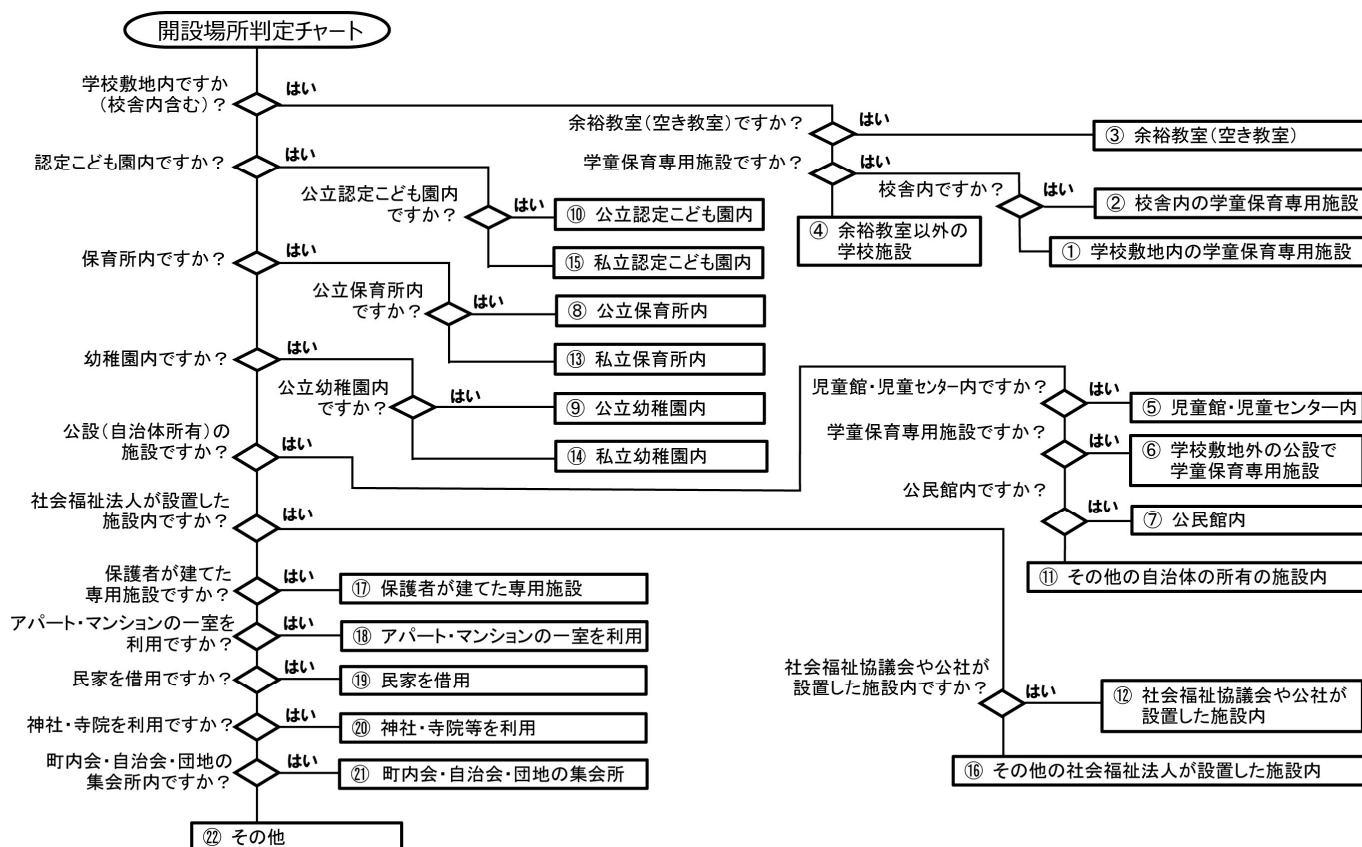
⑥ 民間企業 a 委託() b 補助() c 補助無() d 代行()

⑦ その他法人等 a 委託() b 補助() c 補助無() d 代行()

B ⑦その他法人等が運営している場合、具体的にどこですか(記号を○で囲み、数を記入ください)。

a 私立保育所 () b その他の社会福祉法人 () c 学校法人 () d 個人事業主 () e その他 ()

Q5 開設場所についてお聞きします（Q1の「支援の単位」総数の開設場所の内訳数をお聞きします）



* 下記の判定チャートに従って開設場所を選んでください。

- ① 学校敷地内の学童保育専用施設 . ② 校舎内の学童保育専用施設 .
- ③ 余裕教室（空き教室） .
- ④ 余裕教室以外の学校施設 (施設名 =)
- ⑤ 児童館・児童センター内 ⑥ 学校敷地外の公設で学童保育専用施設
- ⑦ 公民館内 ⑧ 公立保育所内 ⑨ 公立幼稚園内
- ⑩ 公立認定こども園内
- ⑪ その他の自治体の所有の施設内 (施設名 =)
- ⑫ 社会福祉協議会や公社等が設置した施設内
- ⑬ 私立保育所内 ⑭ 私立幼稚園内 ⑮ 私立認定こども園内
- ⑯ その他の社会福祉法人が設置した施設内
- ⑰ 保護者が建てた専用施設 ⑱ アパート・マンションの一室を利用
- ⑲ 民家を借用 ⑳ 神社・寺院等を利用
- ㉑ 町内会・自治会・団地の集会所
- ㉒ その他 (施設名 =)

Q6 公立小学校数と、学童保育の未設置校区数についてお聞きします

- A 貴自治体内にある公立小学校の総数 [] 校
- B 学童保育がない小学校校区数（未設置校区数） [] 校区

* 別校区の学童保育に通っている子どもがいても、当該校区に学童保育がない場合は「未設置校区」とします。

Q7 学童保育の待機児童数についてお聞きします

記号を○で囲んでください。把握している場合は、か所数と人数を記入してください
(待機児童がいない場合は0人と記入)。

待機児童を [a 把握していない b 把握している → か所数 [] [] 人]

学童保育(放課後児童健全育成事業)実施状況 調査要領

全国学童保育連絡協議会調査

Q1 学童保育の数について

貴自治体内にある学童保育（放課後児童健全育成事業）のか所数と「支援の単位」総数をお聞きます。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定に基づき、貴自治体に届出された放課後児童健全育成事業のか所数⑧と、「支援の単位^{*1}」数⑨、公立公営により、Bに該当しないか所数④と「支援の単位」数⑩のそれぞれを合計したものです。

*公設民営の場合も、届出が必要です。2015年3月13日付の厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知「放課後児童健全育成事業の届出について」に、実施主体である市町村から放課後児童健全育成事業の委託を受けた者も含まれる」とされています。

(※1)「支援の単位」とは…「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条4に「支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」とされています。

参考 全国学童保育連絡協議会は、学童保育の新設や、大規模化した学童保育の分割を進めて複数の「支援の単位」をおく場合には、次の要件を満たすことが必要と提言しています。

ア、継続的に基礎的な生活単位（生活集団）が分かれていること

イ、継続的で基礎的な生活を送る空間、場所、施設・設備が分かれていること

ウ、子どもに責任を持つ指導員がそれぞれ独立して複数配置されること

また、子どもの集団の規模の上限は「30人まで」と提言しています。

Q2 学童保育の入所児童の総数と学年別数について

2020年5月1日現在の学年別の入所児童数と入所児童総数をお聞きます。

学年別の入所児童数を合計したものが、入所児童総数になります。

*長期休暇期間中のみの入所児童はのぞく。長期休暇期間中の入所について、5月1日現在、入所申込みが済んでいても、年間を通して継続的に利用することを前提に申し込みをした児童の数を記入してください。

*出席人数ではなく、2020年5月1日時点で入所申込者数をお聞きます

*「児童の数」の算定について、厚生労働省は、「毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)」は「1人」と数え、「一時的に利用する児童(週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)」については、登録時の利用希望日数に応じて算出した数を加えて「一の支援の単位を構成する『児童の数』」を算出するとしています(2016年1月19日付「放課後児童健全育成事業に係るQ&A(更新版)」)。ここでは、「一時的に利用する児童」についても、「毎日利用する児童」と同じように「一人」と数えて、記入してください。

*障害のある子どもは学年の欄に加え、幼児などが入所している場合には「その他」で記入してください。

Q3 規模について

「支援の単位」総数の規模別の内訳数をお聞きます。

*定員ではなく、それぞれの入所児童数を記入してください。

*前項と同様、「一時的に利用する児童」についても、「毎日利用する児童」と同じように「一人」と数えて、記入してください。

Q4 学童保育の運営主体について

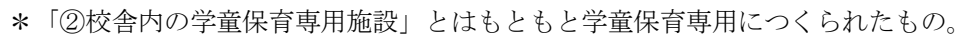
「支援の単位」総数の運営主体別の内訳数をお聞きます。

*「地域運営委員会」とは…地域の役職者の方々と、学童保育の父母会・保護者会の代表などで構成されている、学童保育を運営するための組織

*「委託」とは…市町村が実施する責任をもつ事業を、契約にもとづいてほかの事業者へ依頼して運営する形態／「補助」とは…市町村以外のところが行っている事業に対して、市町村が資金の一部を出して、(助成金・補助金など)運営する形態／「代行」とは…市町村が運営している「公の施設」の管理運営の仕事を、条例にもとづいて、ほかの団体(民間企業も含む)に行わせる形態(代行させる団体を、「指定管理者」という)

「支援の単位」総数の開設場所の内訳数をお聞きします。

開設場所判定チャート



貴自治体内にある公立小学校の総数をお聞きます。

*別校区の学童保育に通っている子どもがいても、当該校区に学童保育がない場合は「未設置校区」とします。

待機児童数を把握していない場合は、「a 把握していない」、把握している場合は「b 把握している」の記号を○で囲んでください。把握している場合は、か所数と人数を記入してください（待機児童がない場合は0人と記入）。

*待機児童とは…厚生労働省の調査では、「利用（登録）できなかった児童数」として、つぎのように定義されています。「調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用（登録）できなかった児童」。

- ・「全児童対策事業」や「放課後子供教室」、児童館利用など、ほかの事業を学童保育の受け皿として活用している場合

- ・市町村の条例において、利用対象を小学校3年生にまでに制限していて、高学年が継続して通えない場合。

- ・新年度の入所申し込みが、定員を大幅に超えるため、入所申し込みを断念している場合

- ・保護者が育児休業中のため、学童保育の継続ができない場合

全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と指導員が1967年に結成した民間の学童保育専門団体です。

月刊『日本の学童はいく』の発行、全国学童保育研究集会や全国学童保育指導員学校の開催、学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、『テキスト 学童保育指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は都道府県の学童保育連絡協議会です。現在、42都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、また、市区町村の連絡協議会は、公営や民営を問わず各学童保育や父母会・保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。

【連絡先】 〒113-0033 東京都文京区本郷2-26-13 TEL03(3813)0477 FAX03(3813)0765

Eメール zghrk@xui.biglobe.ne.jp HP <http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou>

<主な活動>

◆全国学童保育指導員学校の開催（2020年）

	日 程	会 場	
北海道会場	6月28日(日)	札幌市・かでの2.7	中止
東北会場	7月5日(日)	宮城県仙台市・宮城学院女子大学	オンライン開催 約800名受講
北関東会場	6月28日(日)	茨城県水戸市・茨城県武道館および茨城大学	中止
南関東会場	6月7日(日)	東京都八王子市・東京都立大学南大沢キャンパス	オンライン開催 約300名受講
西日本（愛知）	6月7日(日)	愛知県豊橋市・愛知大学豊橋キャンパス	中止
西日本（奈良）	6月7日(日)	奈良県奈良市・奈良教育大学	中止
西日本（兵庫）	6月14日(日)	兵庫県神戸市・勤労会館	中止
四国会場	6月28日(日)	香川県高松市・穴吹学園ホール	中止
九州会場（福岡）	6月14日(日)	福岡県春日市・春日クロアバープラザ	中止
九州会場（熊本）	9月13日(日)	熊本県熊本市・熊本学園大学	中止

◆第54回全国学童保育研究集会in京都の開催

2019年10月19日(土)～20日(日) 京都府 京都パルスプラザ、龍谷大学深草キャンパス 3,708名参加

◆月刊『日本の学童はいく』の編集・発行（1974年創刊、年間定期購読者約4万人）

◆実態調査活動 ①学童保育数調査（毎年実施）②学童保育の詳細な実態調査（最新調査は2018年）③指導員の实態調査（最新調査は2014年実施、2015年報告）④都道府県の単独事業の実施状況調査ほか

◆単行本・資料の発行 <最近の刊行物>

2013年 『改訂版 学童保育ハンドブック』（株）ぎょうせい 『学童保育の実態と課題 2012年版 実態調査のまとめ』 『私たちが求める学童保育の設置・運営基準』

2014年 『学童保育情報 2014-2015』

2015年 『解説と資料 新制度で大きく変わる学童保育』 『学童保育ハンドブック』第2次改定版 『学童保育指導員の实態調査報告2015』 『学童保育情報 2015-2016』

2016年 『学童保育情報 2016-2017』

2017年 『改訂・テキスト 学童保育指導員の仕事』 『学童保育情報2017-2018』

2018年 『学童保育の安全対策・危機管理～「安全対策・危機管理の指針」づくりの手引き』 『学童保育情報 2018-2019』

2019年 『全訂 学童保育ハンドブック』（株）ぎょうせい 『改訂・テキスト 学童保育指導員の仕事【増補版】』 『学童保育情報 2019-2020』

◆政府や国会、関係団体への陳情など

◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針（案）」「指導員の研修課目（試案）」などをまとめ、発表しています。